チャイナ・リスクと地域経済統合に向けた取組

平成26年3月



はしがき

本報告書は、外務省より平成25年度外交・安全保障調査研究事業費補助金(調査研究事業)を受けて、「チャイナ・リスクと地域経済統合に向けた取組」というテーマのもとで、1年間当研究所が行ってきた研究活動の成果を取りまとめたものです。

昨今、日本企業の間では、中国以外の新たな投資先を模索する動き(チャイナ・プラス・ワン)が活発になってきています。さらに「チャイナ・プラス・ワン」を超えた「その先」を見据えた動きも出てきています。こうした最近の動向に視点をあてながら、日本企業の経済活動を支えていくことは、持続的な経済成長とさらなる日本経済の発展にとって不可欠であります。そして、こうしたグローバルな経済活動において、地域経済統合は重要な役割を果たします。「ヒト」、「モノ」、「カネ」の自由な動きを促進し、投資環境を改善し、投資の予見性と安全を保障するものとなっているからです。

その地域経済統合の最も重要な交渉として、環太平洋パートナーシップ(TPP)交渉への日本の参加が実現した今、国益にかなった交渉成果とは何か、日本は何を TPP で求めていくべきなのかを考えていく必要があります。また、東アジア地域包括的経済連携(RCEP)には、TPPには参加していない、その他の ASEAN や中国、韓国、インドなどの重要な国々が構成員として入っていることから、TPP とはまた異なる意義を有しています。さらに、これまで自由貿易協定(FTA)の空白地帯と言われてきた、北東アジア 3 国(日中韓)間でのFTA 交渉の動向にも注視していく必要があります。

本プロジェクトでは、近年際立ってきた中国の経済発展モデルの行き詰まりと「チャイナ・リスク」を踏まえ、(i)「リスクヘッジ」をとりつつ日本経済を活性化するために、「チャイナ・プラス・ワン」と「その先」の地域の活力と需要を取り込むとの観点と、(ii)中国経済のソフトランディングを促すとの観点から、地域経済統合を活用する方途を検討し、戦略的な対外経済政策のあり方を提言しております。

本報告書に表明されている見解はすべて個人のものであり、当研究所の意見を代表する ものではありませんが、本書が今後の中国経済や地域経済統合を考察する上での一助とな れば幸いです。

最後に、本研究に真摯に取り組まれ、報告書の作成にご尽力いただいた執筆者各位、ならびにその過程でご協力いただいた関係各位に対し、改めて深甚なる謝意を表します。

平成 26 年 3 月

公益財団法人 日本国際問題研究所 理事長 野上 義二

研究体制

主 査: 浦田 秀次郎 早稲田大学アジア太平洋研究科教授

委員: 阿部一知 東京電機大学教授

石川 幸一 亜細亜大学アジア研究所教授

寺田 貴 同志社大学法学部教授

中川 淳司 東京大学社会科学研究所教授

浜口 伸明 神戸大学経済経営研究所教授

広田 幸紀 国際協力機構 (JICA) 企画部部長

委員兼幹事: 飯島 俊郎 日本国際問題研究所副所長

畑佐 伸英 日本国際問題研究所研究員

担当助手: 平林 祐子 日本国際問題研究所研究助手

(敬称略、五十音順)

はじめに

浦田 秀次郎… 1

第1章 チャイナ・リスクと中国経済並びに中国における日本企業の動向

津上 俊哉… 3

第2章 チャイナ・リスクと ASEAN の経済統合

石川 幸一… 21

第3章 中南米経済と日本企業の動向

浜口 伸明… 35

第4章 地域経済統合への道筋――経済分析を中心に

阿部 一知、畑佐 伸英… 47

第5章 チャイナ・リスクとアジア太平洋地域統合: 危険と機会の中国とどう向き合うのか

寺田 貴… 59

第6章 ルールメーキングと日本の役割

中川 淳司… 73

第7章 戦略的な経済協力のあり方

広田 幸紀… 91

終 章 政策提言

 $\cdots 101$

はじめに

浦田 秀次郎

バブル崩壊後、失われた 20 年とも言われる長引く経済の停滞を経験してきた日本は、現政権のもと大胆な金融緩和によるデフレ克服を契機としたアベノミクスへの期待も高まって、ようやく景気回復に向けた明るい兆しがみえてきたところである。しかし、金融財政政策によるその場しのぎの対応では、一時的な回復はみえてもそれが安定的で長期的な成長へとつながっていくとは限らない。規制改革や成長戦略などのサプライサイド的な施策はもとより、今後長期にわたって経済的な足かせとなりかねない少子高齢化に伴う国内需要の低迷に対する抜本的な改革も必須の課題となっている。

ちょうどバブル崩壊時期と重なるように人口オーナスに直面し始めた日本の人口構造を 短期的に変革していくのは容易ではないことから、出生率の向上を図るような社会経済政 策を後押ししつつも、当面はいかに外需をうまく取り込んでいくかに焦点を当てていくこ とが、日本経済の復活には欠かせない要素であり、そうした対外経済への舵取りがさらに 重要になってくる。

リーマンショックや欧州財政危機以降、全体的に世界経済が停滞気味である一方で、ようやく最近になって、米国経済が底を打ったことと、ASEAN(東南アジア諸国連合)主要国に活気が戻ってきたことが追い風となり、アジア太平洋地域は依然として世界の成長センターで有り続けていくであろう。日本の対外経済の主戦場はアジア太平洋地域であることに変わりはないが、本地域での経済的バランスは変化しつつあり、また域内にはそれに起因する不安定要素も提起されている。

最近、成長の鈍化が指摘されるものの依然として高成長を維持し続けている中国経済の 台頭は、域内に大きなインパクトをもたらした。また、そうした経済的な自信が安全保障 の領域にも影響を与えている。中国の領海や領域を巡る近隣諸国との軋轢は、近年より挑 発的になってきており、軍事力を誇示した形での対応が目に付く。このような中国の高圧 的な態度には一定のリスクをはらんでおり、それが中国脅威論という言葉まででるほど、 域内の攪乱要因となっている。

これまで対中投資に没頭してきた日本企業の間では、中国の対日感情の悪化や賃金の高騰、景況感への不安などにより、中国以外の新たな投資先を模索する動きが活発になってきている。チャイナ・リスクが叫ばれる一方で、ASEANでは、ベトナム、インドネシア、フィリピン、タイ、マレーシアの経済が好調で、ASEAN回帰への動きもみられる。また、ミャンマーでは民主化が進み、今後有望な未開拓な市場として注目されている。成長著しいインド市場も対中へッジという観点で重要な選択肢となりうる。このようなチャイナプラスワンの動きは、昨今の社会経済事情を背景とした新しい環境の変化であり、こうした変化に対応した新たな対外戦略が求められている。

また、さらにチャイナプラスワンを超えたその先を見据えた動きも出てきている。これまで、チャイナプラスワンの次の投資先として注目されていたのは中東・アフリカ地域であった。しかし、アラブの春と称される中東民主化の動きやイランの核問題に伴う中東地域の社会・政治的混乱、並びに、北アフリカで起きた過激派によるプラント施設の占拠な

ど、日本企業にとっては大きなリスクとして認識されている。こうした、本地域での体制の変化や治安の不安から、現在は、中南米地域がその有力な第3の投資先となりつつある。チャイナプラスワンのその先という意味での、Beyond という視点も考慮した、日本企業の経済活動を支えていくことも、持続的な経済の発展と更なる日本経済の飛躍には不可欠である。

日本はTPP(環太平洋戦略的経済連携)への参加を表明し、現在、その交渉妥結に向けて各参加国とギリギリの協議を行なっているところである。最近では韓国も参加の意向を固め、TPPメンバーの更なる拡大にも大きな期待が寄せられている。日本と韓国を含め、TPPはアジア太平洋地域の13ヵ国を含む主要な経済圏を形成することになる。TPP交渉において、日本の国益にかなった成果とは何か、日本は何をTPPで求めていくべきなのかを、さらに慎重に考えていく必要がある。

また、東アジアの地域統合の枠組みにおいては、RCEP(東アジア地域包括的経済連携、ASEAN+6)という比較的新しい枠組みの交渉も行なわれている。RCEPにはTPPには参加していない、その他のASEANや中国、インドなどの重要な国々が構成メンバーとして入っていることから、TPPとはまた異なる視点で、その内容やそれに向けた戦略を練っていく必要がある。特に、巨大で有望な市場を抱えるインドのアジア太平洋への関与は重要な要素となってきている。さらに、隣国の中韓との自由貿易協定である、日中韓FTAも政治的問題を抱えながらも推進していくことで一致しており、今後の進展を注視していく必要がある。

特に中国に対しては周到なリスクヘッジをかけつつも、うまく中国を取り込みながらソフトランディングを目指すというエンゲージが必要である。本プロジェクトではこうした中国の動向を踏まえながら、最近の経済環境の変化を考慮しつつ、日本にとって望ましい地域経済フレームワークの構築という観点から、今後の戦略的な域内対外経済政策のあり方を検討し、具体的な政策提言を提示することにした。

第1章 チャイナ・リスクと中国経済並びに中国における日本企業の動向

津上 俊哉

はじめに

過去 10 年間、中国経済が飛躍的な高成長を遂げたことは、日本経済に大きな福音をもたらした。中国が日本企業にとって最大の海外事業展開先となり、「中国頼みの日本経済」とまで言われたいっときがあった。

しかし、過去 2、3 年、2 つの要因によって、状況に変化がみられつつある。第 1 の要因は、成長鈍化、コスト上昇など中国経済のマクロ状況が以前に比べて悪化しつつあることである。第 2 の要因は、2010 年の尖閣漁船衝突事件、2012 年の尖閣「国有化」事件などを契機に、日中関係が悪化し、現地日系企業の経営上のリスクが高まったことである。

本章では、①在中国日系企業の経営状況および意識を考察した上で、②中国経済や日中 関係の現状、今後の見通しおよびそれらが日本企業に及ぼす影響、③以上を踏まえた日本 外交に対する政策提言を扱う。

1. 在中国日系企業の動向

在中国日系企業の経営状況や意識に関する信頼性の高い調査としては、

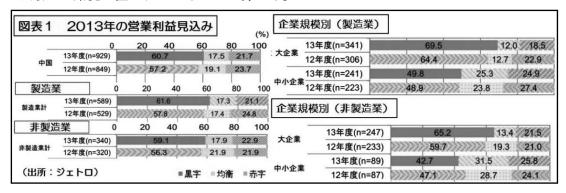
- ① 日本貿易振興機構の「在アジア・オセアニア日系企業実態調査中国編」
 - 注:中国に進出している日系企業(日本側による直接、間接の出資比率が10%以上の企業)が調査対象であり、平成25年10—11月にかけて、1411社にアンケート調査を行ない、うち940社から回答を得た。回答企業の内訳は製造業594社、非製造業346社である。以下では「ジェトロ調査」と略称する。
- ② 国際協力銀行の「わが国製造業企業の海外事業展開に関する調査報告」
 - 注:製造業で原則として海外現地法人を3社以上(うち生産拠点1社以上を含む)有する企業が調査対象であり、平成25年7—10月にかけて、992社にアンケート調査を行ない、うち625社から回答を得た。以下では「JBIC調査」と略称する。

の2つが双璧である。前者は現地法人を対象として、主に収益状況など経営実態について、 後者は日本の本社を対象として、また中国に限らずグローバルな事業展開見通しについて 詳細な検討を行なっているのが特徴である。以下では、この 2 つの調査を参照しながら、 在中国日系企業の動向を考察し、市場・投資先としての中国に対する日本企業の認識の変 化を明らかにする。

(1) 在中国日系企業の経営状況

ジェトロ調査対象企業の2013年の営業利益の見込みは、図表1が示すとおり、総数では約60%の企業が黒字、約18%が収支トントン、約22%が赤字と回答している。2012年に比べるとやや改善がみられるが、これは同年9月の尖閣「国有化」事件以降、日系企業の経営が少なからぬ影響を受けたことの反動によるものであろう。7—8年前の同じジェトロ調査では70%以上の企業が黒字と回答していたことと比べると、事業環境に厳しさが増していることが窺われる。

また、企業規模別にみると、製造業/非製造業を問わず、中小企業は大企業に比べて、 より厳しい環境に置かれていることが分かる。



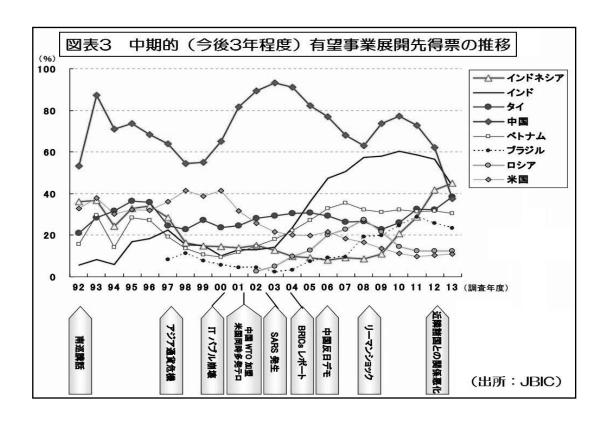
ただ、経営上の問題点についての回答(図表 2)をみると、賃金上昇、競合相手の台頭(≒売り上げの伸び悩み)、従業員の質や確保の難しさなどが上位に並んでおり、必ずしも「日中関係の悪化」が直接経営を左右している訳ではない。上位 10 項目のうち、コスト増に関連するものが 3 つ含まれている(1 位、6 位、9 位)こと、および売り上げ低迷に関連するものが 3 つ含まれている(3 位、7 位、10 位)ことは、後述のとおり、中国経済の変化に起因する問題点が日系企業の経営に影響していることを示唆するものと考えられる。

図表2	経営上の問題点(上位10項目 複数回答)	数回答) (出所:ジェトロ)		(%
	回答項目	2013年調査 (%)	2012年調査 (%)	増減 (ポイント)
1位	従業員の賃金上昇	85.3	84.4	0.9
2位	現地人材の能力・意識	60.6	55.5	5.1
3位	競合相手の台頭(コスト面で競合)	57.1	53.4	3.7
4位	品質管理の難しさ(製造業のみ)	53.8	49.9	3.9
5位	従業員の質	52.9	50.4	2.5
6位	限界に近づきつつあるコスト削減(製造業のみ)	49.2	50.9	Δ1.7
7位	主要取引先からの値下げ要請	45.8	49.6	△3.8
8位	通関等諸手続きが煩雑	44.3	43.5	0.8
9位	調達コストの上昇(製造業のみ)	43.3	49.3	Δ6.0
10位	新規顧客の開拓が進まない	43.2	38.2	5.0

(2) 中国市場の有望性に対する評価

日系企業はいま、中国市場をどのように評価しているのだろうか。中国と他の国を事業展開先として比較対照できる点が特色である JBIC 調査 2013 年版では、この点について、かなり顕著な変化がみられた。過去 20 年にわたり、一貫して「中期的に有望な事業展開先」の 1 位を占めてきた中国が、初めて首位から 4 位に転落したのである(図表 3)。

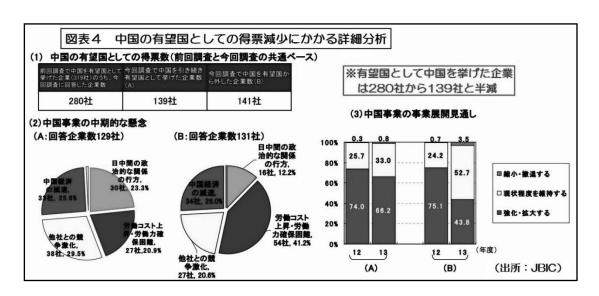
JBIC 調査で中国の得票が減少し始めたのは、尖閣漁船衝突事件が起きた 2010 年の後からである(当該年度の調査で事件により何らかの影響を受けたと回答した企業が 22.6%に上った)。ただし、以下のとおり、ここでも政治的な原因だけで評価を下げた訳ではない。



(3) 中国に対する懸念事項

図表4は、日本企業がどのような判断の下に対中評価を下げたのかを表わすものである。 前回調査で中国を有望国として挙げた企業 (319 社) で、今回調査にも回答した280 社のう ち、引き続き中国を有望国として挙げた企業 (139 社) を (A) グループ、今回調査で中国 を有望国から外した141 社を (B) グループとして、「中国に関する懸念」を尋ねている。

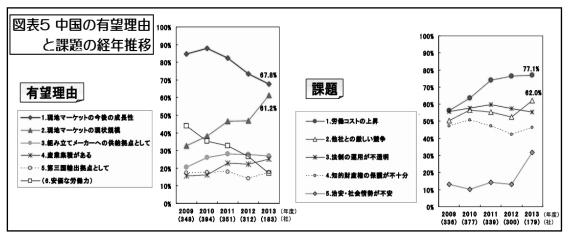
中国を有望国から外した(B)グループ141社が最大の理由として挙げたのは、「労働コスト上昇・労働力確保困難」(41%)であり、「日中間の政治的な関係の行方」を理由としたのは12%である。中国を有望国から外した主たる動機は経営上の困難であって、日中関係



は、いわばその経営判断の背中をもう一押しした、くらいの位置づけである。

中国を引き続き有望国として挙げた(A)グループ139社では、逆に「日中間の政治的な関係の行方」が首位の23%を占めるが、それでも「労働コスト上昇・労働力確保困難」と「他社との競争激化」を合計すると、50%に達する。事業は継続する方針だが、政治環境や社会情勢にも心が揺れる経営陣の姿を象徴するかのようである。

図表 5 は、中国のメリット、デメリット評価の経年推移をみたものである。有望理由としての「市場の成長性」評価の大幅ダウン、以前から既に高かった「労働コストの上昇」や「他社との激しい競争」が課題のなかでさらに上昇していることは、市場・投資先としての中国に対する評価を経済的な視点から下方修正していることを示しており、前掲の図表 2 (経営上の問題点上位 10 項目)と通底するものを感じさせる。



出所:JBIC

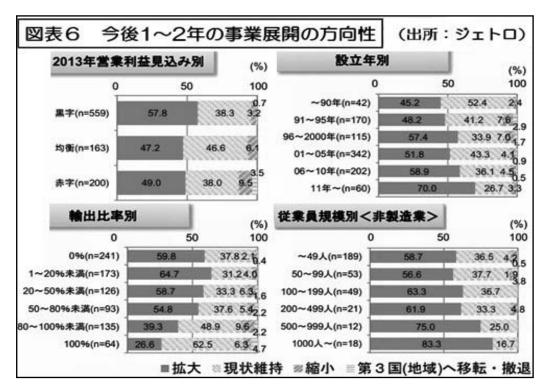
ただし、漁船衝突事件が起きた 2010 年には大きな変化がなかった「治安・社会情勢」が 尖閣「国有化」事件を経た 2013 年に大幅なアップを示したことは、「日中間の政治的な関係の行方」と関連する懸念の高まりだと評してよいだろう。

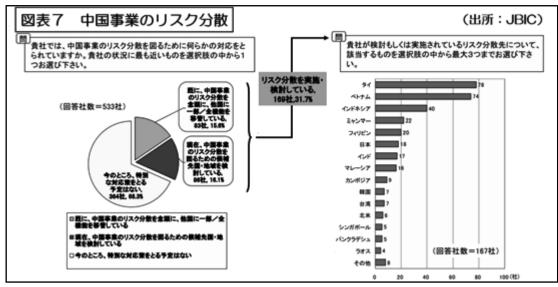
(4) 日本企業の対応

以上のように、市場・投資先としての中国の評価には、はっきりとした変化が現われてきたが、一方で、この変化が直ちに「中国撤退・縮小ブーム」につながると考えるのも早計である。

図表 6 は、ジェトロ調査が「今後 1~2 年の事業展開の方向性」(拡大/現状維持/縮小/第 3 国へ移転・撤退)を問うたものであるが、収益状況にかかわらず、「縮小」「第 3 国へ移転・撤退」と答えた企業は少数であり、設立して日の浅い企業、中国国内市場を志向する企業、大企業では、依然として「拡大」意向も強い。

現地法人から回答を得るジェトロ調査に比べて、本社から回答を得る JBIC 調査では、今後の中国事業展開に対して、ジェトロ調査よりも慎重な態度がみられ、図表 7 に示すとおり「第三国への移転を実施済み、検討中」の企業が合計 32%に上るが、それでも「今のところ、特別な対応策をとる予定はない」と回答した企業が 70%弱ある。





(5) 本節のまとめ

以上みてきたように、過去 3 年間で、日本の対中投資については、ムードの変化がハッキリしてきたが、それは必ずしも「日中関係の悪化」「治安・社会情勢の悪化」を理由とするものではなく、むしろ「コスト上昇」や「販売競争の激化」など、中国経済に起因する変化の側面の方が大きい。

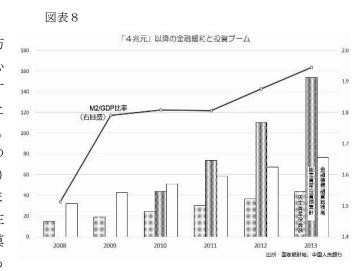
また、ムードの変化は、中長期的には投資・進出先の中国から第三国へのシフトに次第 につながっていくと思われるが、短期的には、なお「拡大」「現状維持」を志向する企業の 方が多数派であることにも留意すべきであろう。

2. 中国経済の現状と見通し

前節の分析により、日本企業が市場・投資先としての中国の評価を下げた主因は、中国 経済の変化であったことが浮かび上がってきた。本節では、過去 5 年間の中国経済の歩み を振り返ることによって、そういう評価に、じゅうぶんな理由があることを明らかにする。

(1)4兆元投資の功罪

2008年11月、中国はリーマン・ショックによる経済落ち込みを防ぐため、民生関連の公共投資を中心とした「4兆元投資」対策を決定するとともに、その財源を確保するために、空前の金融緩和を行なった。この結果、もともと名目 GDP の1.5 倍あったマネーサプライ (M2)は、2009年以降さらに膨張し、いまでは1.9倍と、数字だけみれば、主要国でも最もマネーストック規模が大きい国のひとつになっている(図表8)。



この金融緩和が引き金になって、製造業、不動産、インフラと至る所で爆発的な投資ブームがやってきた。「公式統計値」をそのまま信ずるなら、2009年から2012年までの4年間に行なわれた「固定資産投資」総額は110兆元、邦貨換算1900兆円近くに及ぶ。

「4兆元投資」に端を発するこの政策は2009年以降、劇的な景気浮揚効果をもたらした。 バブル崩壊の後遺症にあえぐ先進国経済を尻目に、中国の成長率は再び10%を上回り、いっとき「世界経済回復の牽引車」と称えられたが、この野放図な投資がいま中国経済のあちこちに深刻な後遺症を生んでいる。成長急減速をはじめ、昨今取り沙汰される中国経済の問題の少なからぬ部分は、リーマン・ショックを発端に始められたこの政策に起因する。

過剰投資

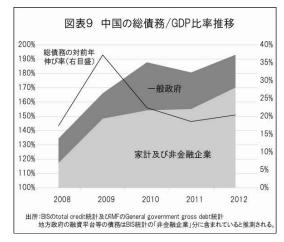
固定資産投資の約3分の1は製造業が占めるが、過剰投資による製品価格の大幅な値崩れが起きて、関係業界は厳しい減産を強いられている。全体の4分の1を占める不動産投資は、まだら模様である。大都市ではまだ売行きが堅調なため、業者が販売在庫の負担を抱えずに済んでいるが、需要を無視して「ニュータウン」建設に走った地方都市では、「ゴーストタウン」現象が起きている。いちばん深刻なのは、地方政府のインフラ投資であり、有利子負債で資金を調達して、向こう10—15年分の投資を3—4年で一気に先食いした結果、地方政府関連企業の資金繰りが逼迫している。

過去数年間中国企業が膨大な金を注ぎ込んだ固定資産投資は、負債償還の負担に見合うだけのキャッシュを生んでいない。投資ブームは、中国経済に重い負担を遺してしまった。

過剰債務

そのことは企業財務にも現われている。図表 9 は中国の債務の対 GDP 比を示すものだ。政府と家計・企業の債務総額は 2008 年には GDP の 130%だったが、2012 年には 200%近くに膨張している。

また、リーマン・ショック以後、主要国で急増したのが公的債務、とくに中央政府債務なのと対照的に、中国では「民間債務」が急増した。地方政府の「融資プラットフォーム」などの債務が企業債務に含まれるためである。



キャッシュを生まない不効率な事業に大金

を注ぎ込んだ結果、企業の利益率が低下しているだけでなく、マクロからみた資金の回転 (循環) も悪化している。2012 年以降、中国で高利・短期の「シャドーバンキング」が急 増したことが問題視されているが、これは、大量の金を借り入れて行なった投資が収益を 生んでいない企業が多いためである。

つまり、これら企業では、借金の償還期限が到来しても「借り換え」でしのぐ他はない。 しかし、それでは融資元本がいわば企業に貼り付いたままで、銀行に戻ってこないから、 資金が償還されて新しい貸出先に回るということがなくなる。このような経路を通じて資 金循環が悪化した結果、金詰まりに似た状況が生まれているのが、いまの中国である。高 利・短期の「シャドーバンキング」が急増しているのは、このせいである。

物価上昇

野放図な金融緩和は不動産価格の暴騰と物価の上昇も招いた。大都市ではこの5年でマンション価格が2倍以上に上昇したし、物価も上昇している。図表10は公式物価統計とオンライン・ショッピングサイトが自社で集計している民間物価統計を比較したもので、驚くほどの乖離がある。

過去2年間、公式の消費者物価統計では、おおむね5%を上回らない程度のマイルドなインフレだったとされているが、真相は両者の中間にあり、実際は年率10%前後の物価上昇が起きたというのが国民の生活実感である。



(2) 投資バブル後遺症から脱却できるか

4 兆元投資は、もともとはリーマン・ショックによる経済落ち込みを回避するために立案 されたが、過度の金融緩和を伴ったために、投資の爆発を招いてしまった。おまけに、借 金頼み・投資頼みで成長率を「かさ上げ」したことで、「高成長が戻ってきた」かのような 錯覚に陥り、方向転換がさらに遅れてしまう失策を犯した。

既にみたように、借金頼み・投資頼みの成長路線は、至る所に後遺症を生んでおり、もはや限界である。後述するように、中国経済は既に中成長モードに移行していると考えられ、経済政策も「中成長時代」に相応しい転換を求められているが、当面は、まず、この後遺症から脱却することが急務である。

「成長率 7%下限」の桎梏

2013 年 3 月に正式発足した習近平主席と李克強総理による新政権は、一方で投資などの経済刺激策は削減し、今後は規制緩和など構造改革を推進して成長の持続を図る方向を目指していると言われるが、他方では「成長率の下限として 7%を確保する」とも述べている。

しかし、公式統計によれば、2012年の固定資産投資完成額は36兆元(約610兆円、対前年比20%増)であり、これが昨年の7.8%成長のうち約4%分の成長を支えたとされている。 消費と内需の成長貢献分は、足しても4%分に届かないということであり、「7%成長」にこだわれば投資は今後も成長を3%以上牽引する役割を負わされることになる。

言い換えれば、2013年の投資を前年横ばいにとどめるだけでも、4%のGDP牽引効果が失われることになるが、横ばいと言っても36兆元もあり、負債がさらに積み上がってしまう。

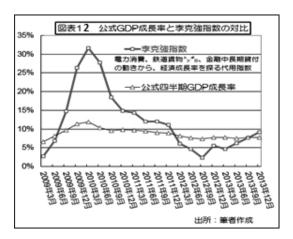
債務を削減するために、投資を対前年比20% 削減の30兆元にとどめれば、今度は約4%の 成長押し下げ効果が生じて、成長はゼロに近い ところまで落ち込むはずである(図表11)。

図表11 今後の投資と成長、債務削減の関係						
選択	成長率	債務削減				
投資増加率 (年率20%)を 維持	7%以上	債務がさらに積み上がり、 真正の債務危機に陥る				
投資額横這い	4%前後	過剰債務が解消しない				
投資を前年 より20%削減	O%前後	債務レベルは低下していく				

現実の成長率は既に7%割れ?

ただ、電力消費量や貨物の荷動きなど、「経済実態を比較的正直に反映する」とされる経済統計の動きは、この 2 年間低迷している。 図表 12 は、このような統計から GDP の動きを推測するための代用指数(通称「李克強指数」)の動きを示したものであり、これをみるかぎり、経済が 7%以上成長しているとは、そもそも考えにくい。

固定資産投資の公式統計も2013年の通年で 約43兆元、ほぼ対前年比20%増のペースを保



ったことになっているが(図表 13)、不景気が続くなかで、なお投資が伸び続けることは考えにくい。また、43 兆元の投資を実行するために「自己資金」で約7割(≒28 兆元)を調達したことになっているのも疑問である。金融機関の当座預金総額を上回るほど巨額の自己資金が企業の手許にあるのなら、誰も高利・短期のシャドーバンキングに手を出さないはずであり、このような統計には信を置きにくい。

国務院は2013年夏以降、鉄道建設や都市内の劣悪住宅(スラム)改造事業などを対象として、投資を再加速させた(「マクロ微調整」)。 おかげで、2013年8—9月のマクロ統計は再び好転したが、投資のアクセルを踏み続けないかぎり、景気は再び減速するだろう。このように成長低下を嫌って投資のアクセルを踏むと、負債がさらに積み上がってしまう。それを嫌って投資を抑えると、今度はマクロ成長が大きく下振れする——中国はこのような袋小路から脱却できるのであろうか。



出所:国家統計局

4 兆元投資の後遺症脱却には時間がかかる

後述する共産党中央委員会全体会議(三中全会)の決定は、2012年11月に開催した第18回党大会で決めた「2020年にGDPおよび国民の平均収入レベルを(2010年対比で)それぞれ2倍にする」数値公約を繰り返すことをせず、「2020年までに改革で決定的成果を挙げ、この決定が提出した任務を完成する」とだけ記した。加えて、習近平主席は2013年夏以来、「GDP成長率だけで英雄論(どこの指導者が立派か)を語るな」と発言している。党中央・国務院自身が「7%成長」に縛られることを嫌い始め、無理な公約を時間をかけて引っ込めようとしているのかもしれない。

いまのような景気のトンネルを早く抜けたいならば、ゼロ成長(はてはマイナス成長)の2-3年を我慢するのがいちばん手っ取り早い。そうすれば、過剰債務もかなり解消され、経済の健康を取り戻すことができる。「そうはできないのが政治の現実」というなら、時間をかけてゆっくりブレーキを踏むしかないが、痛みが少ない分、経済が「アク抜け」、底打ちするのも先に延びる。

公式には相変わらず「7%以上の成長」が喧伝されるが、真正の債務危機を避けるため、ほんとうは投資の減少が事実上始まっており、正味の成長率も 7%はおろか 5%にも達していないのではないか。「実感を伴わない7%成長」——これからそんな長いトンネル状態が何年も続くのではないか、というのが筆者の予想である。

前節で取り上げたように、日本企業が「中国市場の成長性」評価を大幅に引き下げていること、「他社との激しい競争」を経営上の問題点として挙げていることは、中国経済の現状をこのようにみると、納得できるのである。

(3) 賃金上昇が示す高度成長の終焉

ここで、中国の賃金が近年急速に上昇していることを取り上げたい。前節でみたように、 多くの日本企業が中国の事業環境のなかで最も苦労し、また、問題視している点である。

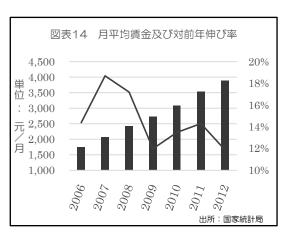
図表 14 は、過去 8 年間の中国全国の月平均賃金の推移をみたもので、単純に期間平均すれば約 15%、リーマン・ショック直後の不況が深刻だった 2009 年でも、10%以上上昇した。これでは、日系企業が経営上の最大の困難として「賃金上昇」を取り上げるのも無理はない。

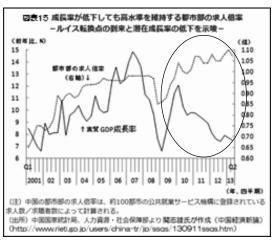
しかし、この賃金の上昇は、4兆元投資の結果起きたものではなく、中国労働市場の変化がもたらしたものと考えられる。

2000 年代初めの中国は、内陸農村部に大量の余剰労働力が存在していたが、中国が WTO に加盟後「世界の工場」に出世する過程で、2 億人以上の農村戸籍者が内陸から沿海部へと移動して付加価値を高める「職種転換」を果たした。

しかし、いまや余剰労働力の供給は底をつき、おおむね完全雇用が達成された結果、賃金が全面的に上昇する時代が来た。これを示すのが図表 15 であり、4 兆元投資がピークアウトして成長率がだら下がりしているにもかかわらず、都市の有効求人倍率は、むしろ上昇傾向をたどっているのである。

中国では前世紀末から「成長率が7%を割ると労働力を吸収しきれなくなり、社会が不安定化する」と、言わば「公理」のように言われて、政府の経済運営を縛ってきたが、成長率が7.5%前後まで低下してもなお、都市部の求人数が求職数を上回り続けている(求人倍





率1倍以上)ことは、既にこの「公理」が時代に合わなくなっていることを示唆する。

言い換えれば、単純労働者に関するかぎり、中国は既に「人手不足」の時代に入っており、日本企業を悩ます賃金上昇や従業員確保の難しさも、この点に由来すると考えられる。 さらに、今後一人っ子政策の影響により、若年人口が急減することを考えると、成長率がさらに低下しても、単純労働力の人手不足と賃金上昇は続くことが予想される。

注:中国では、いま 20 歳代の 1980 年代後期生まれに人口の小ピークがあり (第 2 次ベビーブーム)、1 歳当たり 2500 万人前後いるが、10 歳下の 1990 年代後期生まれ(現在中高生前後)は 1 歳当たり 1600 万人前後と、ほぼ 3 分 2 に急減する。

成長持続のためには、生産性・付加価値の向上がカギ

7.5%成長を目指せば労働供給にボトルネックが発生するということは、潜在成長率は既に 7.5%以下に低下しており、「高度成長」の時代は、終わりを告げたということである。

また、賃金が急速に上昇すると言っても、物価も正味で 10%前後の急速な上昇(前述参照)を示していたのだとすれば、この間、国民の実質の生活水準は、なにほども向上していなかったことになる。

今後の中国の経済成長の課題は、この問題に集約される。完全雇用が達成されたということは、それ以降は経済の生産性・付加価値を向上させることにより、賃金や物価の上昇圧力を吸収していかなければ、名目では成長しても、実質面では成長を続けることが難し

くなることを意味する (「水ぶくれ」成長になる)。いわゆる「中所得国の罠」とは、このような状態を指す言葉である。

今後の中国が持続的経済成長を図れるかどうかは、生産性・付加価値の向上次第、ということになるが、近年の賃金・物価の急速な上昇は、このプロセスが上手くいっていないことの表われであり、日本企業が中国の「成長性」に疑問をもち始めていることは、決していわれのないことではない。

また、単純労働者の賃金の急速な上昇の傍らで、大卒者の求人は低調で、新卒者の賃金 も単純労働者となにほども違わない。この労働市場の二極化現象も、中国経済の付加価値 がじゅうぶん向上していないことの表われとも言える。

「三中全会」の市場指向改革

以上のように、中国経済は高度成長時代から中速成長時代に移行するためのモデルチェンジが上手くいっていない。それは、過去数年政府や国有企業など公的セクターが肥大化しすぎたこと(いわゆる「国進民退」)、「官」の資源配分への干渉が強すぎることが大きくかかわっている。

2013年11月中国共産党中央委員会は「改革全面深化の若干重大問題に関する党中央決定」 (以下「三中全会決定」)を採択した。閉幕後に発表された「公報」は平板で保守的な言い回しばかり目につく期待外れな内容だったが、3日後に発表された決定の全文は、驚くべき内容だった。紙幅の制約上、ここでは三中全会決定のポイントだけを挙げる。

(1)「市場指向」の経済改革

過去数年の「国進民退」傾向、政府主導・投資依存の成長モデルが行き詰まり、深刻な後遺症を生んでいる現状に鑑み、資源配分を市場に委ね、政府の職能を転換し、効率向上による経済成長を図る姿勢を全面に押し出した

(2)「所有制」を巡る大きな転換

公報は公有制の堅持を強調する内容だったが、決定全文を読むと、打って変わって公 有制と非公有制の対等性を強調し、「混合所有制の発展」を謳うなど、「敏感」なイデオ ロギー問題でも方向を転換する色彩が強く出た

(3) 対外開放を重視

内外経済の統合によって資源の効率配分を図るため、投資体制改革、「上海自由貿易試験区」の設置、FTA の積極推進などを打ち出した

(4) 経済にとどまらない全方位の改革

農村・都市の一体化、地方行財政改革、国家ガバナンスの改善(人民代表大会や司法による政府の監督、腐敗防止)、教育・文化、果ては軍隊改革まで包含する全面改革プランになった

三中全会決定は、事前の予想を大きく上回る大胆かつ全方位の改革プランであり、経済 面について言えば、永年改革派が唱道してきた改革案が多数取り入れられており、「市場が (資源配分に)決定的な作用を果たす」という標語に象徴されるように、仮に順調に実行されれば、企業の自由な経済活動を妨げ「官」優位に資源配分を歪めている規制の緩和、対外開放を起爆剤にして国内経済改革を推進する姿勢、「国進民退」と評されてきた「官」のダウンサイジングなどが進むことが期待される。

それは、まさに中国が経済の生産性・付加価値を向上させることにより「中所得国の罠」を避けて、経済の持続的成長を図るための「正しい政策」であるが、最大の課題は、これらの課題の前に立ちはだかるのが共産党自身の既得権益であるため、共産党が自らの身体にメスを入れる必要があることである。このために、党中央に設けられる「全面改革深化指導小組」(習近平組長)が前面に立って指導することとされたが、果たして順調に進むだろうか。4 兆元投資の後遺症を脱却したとして、中国が健全な成長軌道に戻れるか否かは、この改革が進むかどうかの一点にかかっていると言っても過言ではない。

(4) 中国経済が短期的に「崩壊」する可能性は低い

過去数年、中国では不動産価格の高騰が顕著であり、海外では「バブル」ではないかとの疑いが尽きない。とくに 2013 年夏にはシャドーバンキングの急膨張や銀行間取引市場における短期金利の急騰など、バブル末期を連想させるような出来事が続いたせいで、中国経済が遠からず「崩壊」するのではないか、といった憶測が急速に高まった。

たしかに、中国経済は重大な問題に直面しているが、結論から言うと、筆者は短期的な 「崩壊」の可能性は低いと考えている。理由の要点を挙げれば、以下のとおりである。

土地市場の特殊性

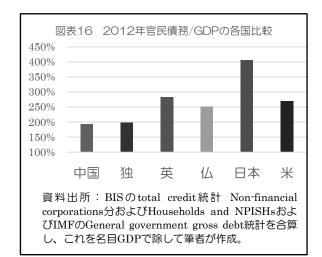
これまで中国の地価上昇を支えてきた大きな要因は、土地収用権をもつ地元政府が都市用地の供給を一手独占し、かつ供給を絞り気味にしてきたことである。この体系の下では、市場が調整を必要とするときも、価格より交易量の調整が中心となる。中国人はこれまで上物(マンション)価格は上がり下がりしても、土地価格は下がらないと信じてきたが、それは、誰もがこの特殊な市場独占構造を知り、「地方政府は収入最大化を目指しているから、土地価格急落を座視することはあり得ない」と信じてきたからである。

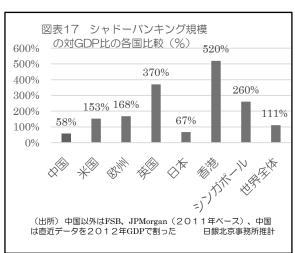
三中全会決定は、この土地供給独占体制に風穴を開ける改革を謳ったが、他方、中国政府は日本のバブル崩壊の教訓をよく研究して「土地価格が急激に下落すれば、金融セクターをはじめ経済が大打撃を受ける」ことを熟知しているため、このような改革を性急に実行して土地価格が崩落するのを放置する可能性は低い。

中央財政の健全性

前述のとおり、過去数年の投資バブル発生により、中国経済は過剰債務を抱えてしまった。官民を合計した総債務が GDP の 200%になんなんとしていること、シャドーバンキング残高が GDP の 6割に達したと推計されることは、その表われである。

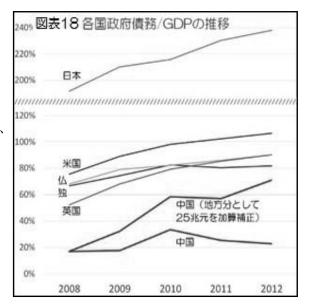
しかし、これらの数字をもって「中国経済は崩壊が避けられない」と即断するのは、早計である。国際比較をすると、これらの数字は決して高い方だとは言えないからである(図表 16 および 17)。





やがて、ここから少なからぬ不良債権が発生することも避けられないが、地方政府や国有企業が生んだ不良債権を「貸し手責任」で踏み倒す訳にはいかないだろう。共産党が任命した地方指導者や国有企業幹部が、共産党が幹部を任命した銀行から金を借りて生まれた不良債権は、最終的には共産党(具体的には中央財政)がかぶらざるを得ない。

地方政府は重い債務を負ってしまったが、中央財政だけは国家債務比率(中央債務/GDP の比率)が20%前後と極めて健全で、救済の余力じゅうぶんであることがいまの中国経済の救いである。仮に、ここに地方債務分を上乗せしても、各国と比較すると政府の債務は未だ低い水準なのである(図表18)。



不良債権以外にも、今後中央財政がかぶらざるを得ない財政負担の種はいろいろある。 都市農民工にも社会保障を及ぼす、年金支払い債務、少子高齢化対策、環境対策などであ る。しかし、中国はこの財政健全性をもって、少なくとも当分の間は、経済社会の安定性 を保つことが可能だろう。

社会にも安定を保てる3つの要因

社会にも当分安定を保てる要因が幾つかある。紙幅の関係で、項目だけを挙げれば、

- ① 都市住民は共産党の治世に不満を抱えながらも、一方で安定志向が強いので、これが「安定バネ」になること
- ② 農村は過去 5 年ほどの間に中央から農村の民生向上のために支出される財政移転額が 急増した結果、地元の村役人には不満を抱えても、共産党の治世そのものを倒そうと は考えていないこと
- ③ 今後急速に進む少子高齢化により、中国社会からは「動乱」を起こせるパワーも失わ

れていくことなどである。

結論として、経済も社会も問題山積の中国であるが、今後しばらくの間は「崩壊」する可能性は低いと言える。日本の経営者には「そうは言っても、10年後、20年後はどうかが不安だ」と言う人が多い。そこは筆者にも分からないが、そのことを気にする日本人は、翻って「日本自身は10年後、20年後もぜったい安泰だ」という自信があるのだろうか。

3. 今後の日中関係の見通しと日本企業の中国事業

(1) 日本企業の対応

以上のように、過去 5 年間の中国経済の歩みを振り返ると、日本企業が市場・投資先としての中国に対する評価を下げたことには、じゅうぶんな理由がある。しかし、これも前節でみたとおり、日本企業はリスク分散を真剣に考慮しつつも、中国市場を捨てようとはしていない企業が多数であり、いまもなお中国事業拡大を検討する企業も少なくない。

そうした日本企業の判断は、「中国市場の成長性を過大評価してきた過去の惰性から抜け切れておらず、間違っている」のだろうか。今後成長が低下し、激しいコスト上昇も続く中国からは、徐々にでも撤退する方向に動くべきなのだろうか。「そうとも言えない」というのが、筆者の考えである。以下、その理由を述べる。

中国事業ストックの大きさ

自動車、消費財、建設機械など、中国で業績を伸ばしている一部大企業では、既に会社の連結売上高に中国が占める割合が 1 割を超えている会社も出てきている。また、これら企業に現地で中間財・部品などを供給している日本企業も、中堅中小を含めて数多い。

これら企業にとって、「中国撤退」は、軽々に考えられる問題ではない。会社業績に与える影響、同程度の事業を新たに他で育てるために必要な時間とコスト、さらには取引関係の信用、社会的責任などさまざまな観点からの考慮が必要だからである。

他の市場との比較考量が必要

たしかに中国の事業環境は厳しさを増しているが、仮に正味の GDP 成長率が 5%を割る 事態を迎えたとしても、他にこの大きさで 5%弱の成長をする市場があるのかという比較考 量も必要である。

とくに、年間 2000 万台が売れる自動車市場が典型であるように、今後拡大が見込まれる「新興国」市場では中国が占める割合が極めて大きいため、中国から脱落すると、規模の利益を得られずに世界競争から落伍してしまうといった事情を抱えている業界も多い。

今後日本企業は、中産階級市場の立ち上がりが顕著な東南アジア市場を筆頭に、さらに グローバルな分散展開を進めていくだろう。そういう「プラスワン」戦略は必要であるが、 それは直ちに「中国縮小・撤退」を意味するものではない。

企業の行動を決するのは「マクロ」の投資環境より「ミクロ」の経営判断

たしかに中国市場の成長性は、数年前に比べて、顕著な陰りをみせているが、そのなかで好業績を挙げている日本企業も少なくない。現地化度合いで、地場企業は言うに及ばず、他の国の外資企業と比べてもハンディキャップを負っている日本企業が、製品・サービス

の品質などの点で優位性を発揮して、好業績を挙げていることは敬服に値する。

個々の企業の投資行動を決する最大の要因は、自社事業の善し悪しであり、「マクロ」な中国経済の見通しだけで、企業が動くものではないことも銘記すべきであろう。

「中国撤退」の難しさ

事業譲渡、外国送金などの許認可が非常に煩雑な中国のいまの法制環境から考えて、仮に「撤退」を決めても、実行には多大の困難が伴う。とくに投資を回収して撤退することは難しい。この事業や企業の「手離れ」の悪さは、「損切り」が難しい中国事業の難点であるが、現実問題として、企業に「中国縮小・撤退」を躊躇させる大きな要因である。

(2) 今後の日中関係の見通し

日中関係は、2010年の尖閣漁船衝突事件以降、急激に険しさを増している。これに加えて、2013年末には安倍晋三総理が靖国神社を参拝して、日中の政治関係が短期日に改善する見通しは、ほとんどなくなってしまったと言っても、過言ではない。企業経営に占める中国の比重が大きくなっているビジネス界にとっては、非常に迷惑で頭の痛い問題である。ただし、過去数年を振り返ると、日中関係の難題も時を追って様相が変わりつつあることには留意すべきであろう。

歴史問題で平静を保つ中国社会

安倍総理の靖国神社参拝の後も、中国社会が(いまのところ)平静を保っていることは、 そのひとつの表われであろう。今回は、日頃タカ派論調で知られる「環球時報」が興味深い社説を何篇も発表した。

「抗議デモは他に術のない小国が強大な国に対してとる反撃方法であり、大国になった中国には相応しくない」、「(大国たる中国が)日本の一挙手一投足で振り回されてはならない」――このような論調は、これまでの中国ではみられなかったものである。そこには騒擾を警戒する当局の意向だけでなく、習近平主席が掲げる「偉大な中華文明の復興(=「中国夢」)」と通底する「大国アイデンティティー」の台頭とでも形容すべき気分が感じ取れる。

台頭する「大国アイデンティティー」の功罪

この「大国アイデンティティー」が、中国を武力で隣国を威圧するような「悪い大国」 への途に向かわせるだけだとしたら大問題であるが、そこには前向きな要素もある。

中国人の心理には、「列強の侵略を受けて領土を削り取られ、最貧国水準にまで落ちぶれた」というルサンチマン(被害者意識)が長く濃い影を落としてきた。この「歴史トラウマ」に触れる問題が起きると、「愛国主義」という強大な「集団同調圧力」が働き、「ここで同調しないと『漢奸(売国奴)だ』と糾弾される」という恐怖感が人々の心にのしかかってきたのが中国社会である(「漢奸タブー」)。

近代中国に最大の不幸をもたらした日本から、こんなことを言うのは気が引けるが、このトラウマやタブーを克服することは、現代中国が国際社会と協調する道を歩む上で避けて通れない大課題である。

近年は、飛躍的な経済成長によって世界から崇敬の念でみられることで、中国人が誇りを取り戻し、心の傷を癒やせる可能性が生まれた。この 10 年の飛躍的な経済成長は 13 億人を均しく潤した訳ではないから、その途は平坦ではないが、古傷を癒やす心の余裕が生まれた中国人は、次第に増えている。

リーマン・ショックを経て、中国人の意識の変化はさらに加速した。そこには「米国をGDPで追い抜くのも時間の問題」といった過度の楽観も混じっていたが、この5年間で中国が押しも押されもせぬ大国に出世したことは、紛れもない事実である。

環球時報が「敏感」な日中の歴史問題について大胆な社説を発表したことは、トラウマやタブーから自由でいられる中国人が増えた証拠のようにも思えるが、トラウマやタブーの克服は「大国アイデンティティー」と表裏一体に進みつつあるようにみえる。

また、過去数年、世界は「中国が大国に相応しい国際的責任を果たす」ことを求めてきた。「大国アイデンティティー」は、中国がその要請に応える上でも、欠かせない役割を果たすであろう。

そうであるとするなら、われわれ隣人が目指すべきことは、この「大国アイデンティティー」が隣国にとっても受け容れ可能なものになるように、上手く折り合いをつけて、共存する算段をしていくことであろう。ひっきょう、どちらの側も隣国という位置からは永遠に引っ越すことはできないからである。

まだ総理の参拝からそれほど日にちの経っていないいま、将来を即断するのは時期尚早であるが、総体として、過去日中関係の最大の難題であった「歴史問題」は、中国人自身のアイデンティティーの変化によって、相対的に比重の軽い問題になりつつあるということは言えそうである。

深刻さを増す領土・領海問題

歴史問題と裏腹に、深刻化の度合いを高めているのが、尖閣を巡る領土・領海紛争である。漁船衝突事件が起きた 2010 年は、それまで潜在的なものでしかなかった日中間の領土・領海紛争が一挙に表面化したという意味で、これまでの日中関係に期を画する年であった。

領土・領海を巡る紛争は、民族紛争と並んで、二国間関係を緊張・破綻させる最も普遍的な紛争である。「一歩間違えれば武力衝突に発展しかねない」深刻さは、かつて日中問題の主役だった「歴史問題」にはみられなかった、おぞましい特徴である。また、尖閣を巡る問題では、日本側の国民感情も刺激されて、双方のナショナリズム感情が共鳴し合って事態を深刻化させている。これも、なにか事件が起きたとき、もっぱら中国側が激しく反応してきた「歴史問題」とは大いに異なる新しい特徴であると言える。

「偶発事態」防止の必要性

2010 年の漁船衝突事件の際には、日本が船長に対して刑事裁判権を行使するのを、何が何でも阻止しようと焦った中国政府が、レアアースの輸出を差し止める措置を採ったり、日本企業フジタの出張社員の身柄を拘束したりした。2012 年の尖閣「国有化」事件の際に、憤激した民衆が中国各地で騒擾事件を起こしたことも記憶に新しい。

しかし、これらの過激な反応は、かえって国際社会の批判を招いてしまい、中国にとって得るところはなかった——中国にはそういう反省があるようである。現に 2012 年には政

府が通商面で「対抗措置」を採ることはなかったし、(望まないが仮に) 尖閣「国有化」のような新たな風波が日中間に起きた場合でも、中国政府は前回の教訓を汲んで、騒擾事件の防止に全力を尽くすであろう。

安倍総理の靖国参拝で日中関係が短日月で改善する見通しは失われてしまったが、一方で、中国はここでも「政経分離」方針を取りそうである。いまの中国の最優先事項は、いま直面する経済難局を切り抜けることであり、参拝を契機に、経済関係まで冷却してしまってはマイナスだという判断があるのだろう。経済再生を目指す日本も事情は同じである。ともに、厳しい経済問題を抱える日中両国は、歴史問題にせよ領土・領海問題にせよ、双方の経済利益を傷つけ合うような暇も経済的ゆとりもないのであり、今後日中間の政治的交流が途絶状態を続けるにしても、経済や文化面の交流は影響を受けないで進展する――ぜひその方向で推移してもらいたいものである。

しかし、尖閣の現地で両国の官憲が物理的な衝突を起こしてしまったような場合には、 そういう反省や努力も吹き飛んでしまいかねない。とくに武力衝突の結果、日中双方また はいずれかで人命が失われた場合には、中国はおろか日本国内の治安も盤石ではなくなる かも知れない。領土・領海問題には、このように双方のナショナリズムを沸騰させて、カ オスを生みかねない怖さがある。

このような日中関係リスクは、ビジネス界が己で対処できる範疇を超えるものである。 言い換えれば、両国政府同士が「偶発事態だけは起こさない」という堅い決意で、お互い に連絡調整を図ってくれるように祈るしかない問題である。

「全治10年」の日中関係

日中関係の悪化は、両国国民のナショナリズム感情を巻き込む構造的なものになってしまった。双方の政府とも、最悪の事態を避けるべく、緊張を緩和するための模索は続けているが、それぞれ背後に自国政府の「弱腰」をなじる強硬な「民意」が控えているため、妥協を図ることは容易ではない。

長年内閣府が行なっている外交世論調査によると、「中国に親しみを感じない」日本人の割合はとうとう80.7%に達した(2013年10月調査)。言論NPOがチャイナ・デイリー社と共同で行なっている「日中共同世論調査」でも、日本人の中国に対する「良くない印象」(「どちらかといえば良くない印象」を含む)は90.1%に達したという(昨年は84.3%)。このような数字は、これ以上悪くなりようのない「限界値」に近いのではないか。

いま最悪の日中関係の底には、双方のこういう「民意」の構造がある。戦争のコストが1世紀前のように安くて、戦後日本が「平和国家」のアイデンティティーを育んでいなければ、いま頃は戦争になっていたとしても、おかしくない展開である。

日中両国の経済関係は、10年前には想像できなかったほどの拡大・深化ぶりを示した。 日中両国が領土・領海を巡って争うことは、ビジネスにとっては明らかにマイナスであり、 けっきょく「誰も勝者のいない」結果を招くことは必定である。

しかし、密接な経済関係は、戦争を起こりにくくする要素ではあるが、必ず戦争を避けられるほどの力がないことも歴史の証明するところである。そして、いまの日中政府の対立や不和は、双方の国民の心理構造に根ざしているため、「マグニチュード」で言えば、おそらく 21 世紀東アジア史に残る規模である。この心理構造は 2、3 年で解消できるなどと

思わない方がよい。

日中関係は、「大国中国の復活」という環境の激変に両国国民が平静に適応できるかという重大な試練にさらされている。双方のナショナリスティックな「民意」の台頭が、この環境の激変に由来する以上、いまの不安定な状況に変化がみえ、日中関係が全面的に好転するような転機が来るとしたら、「中国高成長」が昔語りになるくらい「景色」が変わり、日中双方の力関係が新たな平衡点に向かい始めたときであろう。

それには恐らくあと10年はかかる。それまでをどうやって「しのぐ」かが日中双方の最大の課題である。しのぎ切れれば、東アジアは新しい歴史のページを開くことになるが、 しのぎ切れなければ、前世紀から1歩も進歩していない姿を世界にさらすことになる。

第2章 チャイナ・リスクと ASEAN の経済統合

石川 幸一

はじめに

ASEAN と中国との関係は中国の外交戦略により大きく変化している。ASEAN が創設された 1967 年前後は対立と不信の関係だった。東南アジア各国は反政府闘争を行っていた共産党を支援し「革命の輸出」を行おうとする中国に不信感を持ち、中国は ASEAN を反中国の反共連合とみなしていためである。中国は、1970 年代に ASEAN 加盟国との関係正常化に乗り出し、中越戦争により断交していたベトナムと 1991 年 11 月に国交が回復し現在 ASEAN に加盟している全ての国との国交が正常化した。1991 年以降は ASEAN との関係改善を進めた。21 世紀に入ると ASEAN との関係は一層緊密となり中国は 2003 年に東南アジア友好条約(TAC)の域外大国として初の署名国となるとともに ASEAN の初の戦略的パートナーとなった。ACFTA は ASEAN の最初の域外国との FTA であり、2004 年に調印し 2005 年 7 月から関税削減を開始、2010 年に ASEAN6 と中国の間で関税を撤廃した。2007 年にはサービス貿易協定、2009 年に投資協定が調印された。

中国は 1970 年代前半中ソ対立の激化から ASEAN 加盟国との関係改善を進めたし、1970 年代後半以降はベトナムとの関係悪化がタイなど ASEAN 加盟国との関係緊密化の促進要因となった。1978 年に中国が改革・開放政策に転換して以降は、平和で安定した対外関係と周辺国と紛争のない状態が求められ、1982 年にあらゆる国と友好関係を結ぶという全方位外交が発表され、近隣国である ASEAN 加盟国との関係は、経済関係の発展を中心に拡大が進められた。

1990 年以降の ASEANおよび加盟国との関係の拡大と緊密化には、ASEAN 各国が 1980 年代後半以降高い経済成長を続け市場としての重要性を増し東アジアにおけるプレゼンスを増したことが大きな要因となっている。2000 年以降は、ASEAN での中国脅威論の沈静化の必要性、東アジアにおける FTA の進展と ASEAN との FTA をめぐる日本などとの競合などの要因が加わった。また、経済安全保障、資源確保、メコン開発による雲南省や広西チュアン族自治区の開発促進など中国国内要因も大きい。しかし、2000 年代前半の「過去 50年でベスト」といわれるほど良好だった ASEAN 中国関係は 2007年ころから変化し始める。その要因は南シナ海の領有権問題で中国が強硬な姿勢を取るようになったためである。

経済的にも軍事的にも小さな規模の ASEAN 諸国は北方の大国である中国との関係は、中国の外交戦略、政策により大きく左右されてきた歴史を持っている。そのため、経済大国と軍事大国として台頭してきた中国に対しては、ASEAN では経済面での機会とともに脅威とも見ている。中国に対して ASEAN が認識する中国リスクは安全保障から経済面まで多様である。

ASEAN におけるチャイナ・リスクは、安全保障面、経済面のリスクがあり、経済面でも ASEAN 各国の経済に対するリスクと進出している日本企業へのリスクなど多様である。本章では経済面でのリスクを主に対象としている。

本章では、第1節でASEAN と中国の経済関係を概観した上で、第2節でASEAN における中国リスクを考察しチャイナ・プラス・ワンの動きをみている。第3節ではASEAN の地

域統合を3つの方向性で分析し、第4節でASEAN活用の方策を検討し、まとめとして提言を行なっている。

1. ASEAN と中国の経済関係

(1)貿易

ASEAN と中国の貿易は 2000 年代に入り急拡大の一途を辿っている。IMF 統計 (Direction of Trade) により、ASEAN 側の対中貿易をみると、1980 年 24 億ドル、1990 年 74 億ドル、2000 年 350 億ドル、2010 年 2436 億ドル(シェア 12.1%)となっている。

ASEAN の対中赤字 (2010 年 161 億ドル) の 79%をベトナムの赤字が占めており、カンボジア、ミャンマーも大幅な赤字となっている。ASEAN の貿易に占める中国のシェアは 1990 年の輸出 1.8%、輸入 2.9%から 2010 年には輸出 10.8%、輸入 13.6%に高まっている。日本のシェアと比較すると、1980 年は日本が輸出で 18.9%、輸入で 23.1%に対し中国は輸出 1.8%、輸入 2.9%と日本が圧倒的に大きかった。しかし、2010 年は、日本は輸出 9.8%、輸入 12.2%に対し、中国は輸出 10.8%、輸入 13.6%と輸出入とも中国が上回っている。中国のシェアが高い国は、カンボジア(輸出 1.2%、輸入 24.2%、2010 年)、ラオス(23.3%、14.7%)、ミャンマー(13.4%、38.5%)、ベトナム(10.5%、24.0%)であり、輸入の中国依存が著しい。

衣1 ガンボン/、ブオハ、、ヤンド の別下国、別日本員勿の地移(中世・100 ガドル)									
	相手国	2008	2008年		9年	2010)年	201	1年
		輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入
カンボジア	中国	12.9	934.9	16.3	881.3	65.0	1184.7	168.3	2550.4
	日本	32.1	114.7	79.5	118.9	89.5	156.4	280.4	225.7
ラオス	中国	135.9	295.0	306.0	413.9	510.9	524.1	729.0	519.3
	日本	16.4	69.1	24.4	83.5	34.2	68.3	88.3	85.9
ミャンマー	中国	585.9	2177.1	586.9	2507.0	873.6	3828.8	1524.9	5307.5
	日本	288.6	309.5	353.4	538.7	207.3	222.1	290.5	557.7

表 1 カンボジア、ラオス、ミャンマーの対中国、対日本貿易の推移(単位:100万ドル)

(出所) IMF (2013), Direction of Trade Statistics Yearbook 2012

(2) 投資

中国の ASEAN 投資は、2003 年度から国際収支ベースの投資統計が発表されており、2002 年までの ASEAN 向け投資累計額は 5 億 8680 万ドルである。その後の動向を国際収支ベースでみると、フローでは 2008 年に 24 億 8400 万ドルと前年の 9 億 6800 万ドルから大幅に増加して以降増加が続き 2011 年は 59 億 500 万ドルとなっている。ストックベースでは 2011 年に 214 億 6200 万ドルに達しており、2008 年の 3.3 倍増である。 ASEAN 向けのシェアは 5.0%である。 相手国別にみると、シンガポール向けが 106 億ドルで最も多く、続いてミャンマー向けが 21 億 8200 万ドル、カンボジア向けが 17 億 5700 万ドルなどとなっている。 受入国の経済規模と比較するとカンボジア、ラオス、ミャンマー(以下、CLM)向けの投資額が相対的に大きくなっている。 ASEAN 各国の投資受入れに占める中国のシェアが高い

21,462

国も同様に CLM であり、カンボジアが 22% (1994年 -2012年 9 月累計)、ラオス 17% (2000年 -2012年累計)、ミャンマー34% (1989年 -2013年)となっている 1 。これらの国では中国が最大あるいは第 2 位の投資国であり、その他の国では日本、米国、シンガポール、ドイツ、オランダなどが上位の投資国であり中国のシェアは極めて小さいことと対照的である。

中国の対内直接投資(実行ベース)でみた ASEAN の対中投資は、2007 年以降増加を続け 2011 年は 70 億 400 万ドルとなっている。うち、87%をシンガポールが占めており、続いてマレーシア、ブルネイの投資が多い。シンガポールの投資が 6 割から 8 割を超える傾向は変わっていない。

TODAY		(= 100/3 // /			
	2009年	2010年	2011年		
インドネシア	799	1,150	1,688		
マレーシア	480	709	798		
フィリピン	143	387	494		
シンガポール	4,857	6,069	10,603		
タイ	448	1,080	1,307		
ブルネイ	17	46	66		
カンボジア	633	1,130	1,757		
ラオス	536	846	1,276		
ミャンマー	930	1,947	2,182		
ベトナム	729	987	1,291		

表 2 中国の ASEAN 向け直接投資 (ストックベース) (単位:100 万ドル)

(出所) 国際貿易投資研究所 (2013) 「世界主要国の直接投資統計集 (2013年版)」

9,571

14,350

(3)経済協力

ASEAN10 計

経済協力は、①ASEAN+3、GMS など多国間協力、②中国と ASEAN との協力、③中国と ASEAN 加盟国との協力(2 国間協力)の 3 つの枠組みで実施されている。ASEAN と中国の経済協力は「包括的経済協力枠組み協定」(枠組み協定)に基づいており、優先協力分野は、①農業、②情報通信技術(ICT)、③人的資源開発、④相互投資、⑤メコン河流域開発、の 5 分野である。戦略的パートナーシップ行動計画では、輸送(昆明ーシンガポールの鉄道建設、昆明ーヤンゴンとミッチーナー間の鉄道・道路建設、雲南省とベトナムの鉄道の補修など)、ICT(GMS 情報ハイウェイ)、貿易、観光、電化(GMS 地域電力貿易協定の実施、農村電化)、環境保護、公衆衛生の各分野での協力プログラムが示されている。

大メコン圏 (GMS) 計画では、南北経済回廊の輸送インフラ整備が中心である。南北経済回廊は、バンコクからチェンライを経て昆明にいたるルートと昆明からハノイを経てハイフォンに至るルートがあり、チェンライ経由のルートはラオスルートとミャンマールートの2つがある 2 。ラオスルートは ADB、タイ、中国が資金を拠出しており、第4メコン友好橋は中国とタイが建設費を折半している。

中国の対 ASEAN への協力では、CLM に対する経済協力が中国の投資ともども相手国に

おける比重が大きくこれらの国の中国への依存度が高まっている。なお、習近平国家主席は 2013 年 10 月にインドネシアで、①アジア・インフラ銀行の創設提案、②ASEAN との貿易を 2020 年までに 2012 年の 2.5 倍の 1 兆ドルとする、③3-5 年間で東南アジアの学生 1万 5000 人に奨学金提供、などを発表した³。

2. チャイナ・リスクとチャイナ・プラス・ワン

(1) チャイナ・リスクと中国脅威論

チャイナ・リスクは、中国と取引を行なう企業あるいは中国へ進出している企業の面するリスクを指すことが多い。ジェトロ(2013)は、中国リスクを①カントリーリスク、②オペレーショナルリスク、③セキュリティリスクに整理している⁴。カントリーリスクは、中国の政治・社会的安定および経済成長の持続性に関するリスクであり、オペレーショナルリスクは、貿易、投資、知財権、法務、雇用労働、財務・金融・為替、生産・販売などの事業運営で直面するリスクである。セキュリティリスクは反日運動、不買運動、SARS、企業の社会的責任などに関連するリスクであるとしている。

一方、安全保障に加え経済分野で中国脅威論が語られることが多い。佐藤考一教授は、ASEAN 諸国の「中国脅威論」について、「弱者の論理」を呼ぶ非対称性と多様性が特徴として、中国系ゲリラとの戦闘の記憶、南シナ海の島礁をめぐる領土領海紛争、「大中華」形成に絡む台湾問題、経済面での諸問題、SARS の発生などを指摘している⁵。

(2) 南シナ海領域紛争

ASEAN 中国関係の対立要因は南シナ海の領有権問題である6。1997 年後半から 2000 年代 前半にかけて「行動宣言」に調印など協調的あるいは融和的だった中国の姿勢は 2007 年か ら変化し始めた 7 。ベトナム漁船への銃撃、三沙市の制定(発足は 2012 年)、2009 年にはべ トナム漁船の拿捕の頻発、2011年5月には中国の海洋監視船によるベトナムの探査用ケー ブルの切断が起きた。2012 年 4 月にはスカボロー礁でフィリピンと中国の艦船のにらみ合 いが起きフィリピン産バナナに対する検疫を強化し実質的に輸入禁止を行なうなど中国は 強硬姿勢を取り続けている。2012年の ASEAN 外相会議では、ASEAN は拘束力の強い「行 動規範」の策定を求めており、2012 年 5 月に国際法の紛争解決枠組みを盛り込んだ草案に 合意した⁸。同年 7 月の ASEAN 外相会議で中国との正式協議を始めることに合意したが、 南シナ海領域問題への取扱いを巡って議長国カンボジアとフィリピン、ベトナムが対立し、 ASEAN の歴史で初めて外相会議での共同声明を採択できないという事態が生じた。11月の ASEAN 首脳会議では行動規範策定を早期に始めることで合意しながらも時期を明示できな かったが、2013 年 7 月の ASEAN 中国外相会議では行動規範の策定協議を正式に始めるこ とで合意し中国は譲歩の姿勢を見せた。その背景には、TPP 交渉の進展をみた中国が RCEP 交渉を進めるに際して ASEAN と対立の火種を抱えているのは得策ではないと判断したこ とがあると報じられている。

(3) ASEAN におけるチャイナ・リスク

ASEAN から見たチャイナ・リスクは、中国での事業リスクおよび中国脅威論と重なる部分と独自のものがあり、安全保障面と経済面に大別できる。安全保障面については、南シ

ナ海の領域紛争と中国による特定国への政治的影響の強まりと ASEAN の分断があげられる。具体的には、前述のように南北経済回廊および経済協力によりカンボジア、ラオスを取り込むという形で奏功している。2013 年からはマレーシアへのアプローチを強め、南シナ海領域紛争で対立が激化しているフィリピンに対する分断を図っていることをうかがわせる。

経済面のチャイナ・リスクには、①貿易、投資、経済協力による中国の経済的な影響力の強まり、②廉価な中国製品の急激な流入による地場産業界への影響、③中国における事業環境の悪化、④人口ボーナスの終焉などによる中国経済の成長率の逓減、などが挙げられる。前節でみたように中国の経済的な影響力の強化は CLM で顕著である。

その中でミャンマーは、1988 年にクーデターにより成立した軍事政権は中国との関係を経済協力、投資、貿易、軍事援助により緊密化させてきた。2003 年以降の西側諸国の経済制裁が課される中でミャンマーは前述のように中国依存を深めて行った。しかし、2011 年の民政移管により誕生したティン・セィン政権は民主化と経済改革を進め欧米諸国は 2012 年以降経済制裁措置を解除し始め、2012 年 11 月にオバマ大統領が現役米国大統領として初めてミャンマーを訪問するなど欧米諸国との関係は急速に改善している。一方で中国との関係は変化し始めている。その象徴的な例が 2011 年 9 月の中国電力投資集団が建設を計画していたミッソン・ダムの建設凍結である¹⁰。

中国製品の流入による地場産業への打撃は世界の工場としての中国の台頭とともに懸念されてきた。2000 年、2001 年に、ベトナム、インドネシアで中国製の 2 輪車の輸入急増により現地日系メーカーがシェア急減などの影響を被ったことが記憶に新しい¹¹。近年では、インドネシアではACFTA を利用した中国製繊維製品の輸入急増により地場繊維業界の経営が悪化し ACFTA 見直し論が噴出した¹²。ACFTA の見直しは実施されなかったが、インドネシア政府は 2009 – 10 年に製品規格の適用厳格化、輸入検査の導入などの非関税障壁を導入している¹³。中国の投資環境の悪化は、主に賃金の上昇により低コストの輸出拠点としての魅力が薄れてきたことに加え、2012 年の尖閣諸島国有化以降の反日運動による事業リスクの高まりによるものである。中国の事業環境の悪化は進出日系企業には大きなリスクであるが、ASEAN への外資誘致の観点では追い風となり、2012 年後半以降 ASEAN への投資を増加させる要因となっている。

中国経済の先行きについては、GDP で米国を抜いて世界一の経済大国になるという見解と少子化による人口減から成長率が逓減し米国を抜くことはないという正反対の見解がある¹⁴。中長期の見通しはここでは論じないが、中国経済の成長率は 2010 年第一四半期の12.1%をピークに鈍化しており、2012 年に入ってからは 7%台となっている。第 12 次 5 カ年規画の目標成長率は 7.0%であり、今後従来のような高い成長を続けることは期待できない。中国経済の減速は中国への輸出減少を招き ASEAN の経済にはマイナス要因となる。

(4) チャイナ・プラス・ワンの動き

a. ASEAN 向けが増加する日本の対外直接投資

日本の直接投資動向によりチャイナ・プラス・ワンの動きをみてみよう。2005 年以降の日本の直接投資は、ASEAN 向けと中国向けが拮抗しながら増加を続けており、2011 年にはASEAN が中国を大きく上回った。その理由はタイ向けが前年比3.2 倍増の71 億ドルとなっ

たことが大きい。40 億ドルが金融保険で日系保険会社が洪水被害に対する保険金支払いの準備を行なったためである 15 。2013 年 1-9 月は ASEAN 向けが前年同期比 140.3% と急増したのに対し中国向けは 36.6%の減少となっており、ASEAN 向け投資額は中国向けのほぼ 2 倍となっている(表 3)。

表3 日本のASEAN、中国向け直接投資(国際収支ベース、フロー、ネット)

(単位:100万ドル)

	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013(1-9月)
ASEAN	5002	6923	7790	6309	7002	8930	19645	13068	10334
中国	6575	6169	6218	6496	6899	7252	12649	13479	6900

(出所) ジェトロ「日本の国・地域別対外直接投資」、財務省「国際収支状況」よりジェトロがドル換算したもの。

b. 企業アンケート調査にみるチャイナ・リスクの認識

日本企業に対するアンケート調査でも中国リスクの高まりを企業は認識していることが 浮き彫りにされている。ただし、中国に進出している日系企業が撤退あるいは ASEAN など 第 3 国に移転する動きは極めて少なく、中国に加え新たな事業拠点を設置するという「チャイナ・プラス・ワン」という戦略を考える企業が増えてきていることが示されている。 ジェトロの進出日系企業調査 (2012 年) では、「今後 1-2 年で事業を拡大する」との回答 が中国では 52.5%に対し ASEAN は 61.4%となっている。 中国では前年に比べ「事業拡大」が 14.5 ポイント減少し、「縮小および移転・撤退」という回答が 5.8%と 2 倍以上の増加と なっている。 賃金の上昇などによるコスト増加、7%台への成長率低下に示される景気の減速による売上げの減少に加え 2012 年秋の反日デモという政治的なリスクが影響している¹⁶。

同調査の 2013 年版では、在中国日系企業の「今後 1-2 年で事業を拡大する」との回答は 54.2%と若干回復しており、「縮小」「第 3 国への移転・撤退」は 6.2%と 0.4 ポイントの増加だった。一方、事業を拡大するという回答が大きく増加したのは、フィリピン (9.9 ポイント)、ミャンマー (9.6 ポイント) だが、マレーシア、タイ、カンボジアも増加したが、賃金上昇や労働争議が問題となっているインドネシアは 10.9 ポイントの減少であった。

国際協力銀行(JBIC)の2013年度海外直接投資アンケート調査によると、中期的(今後3年程度)有望事業展開先国・地域で設問開始以来1位を維持してきた中国は第4位に後退しインドネシアが1位となった¹⁷。ASEAN諸国はタイが3位、ベトナムが5位、ミャンマーが8位、フィリピンが11位であり、ベトナム以外の3国はランクアップしている。中国事業の中期的な懸念は、労働コスト上昇(32.6%)、他社との競争激化(25.3%)、中国経済の減速(23.6%)、日中間の政治的な関係の行方(17.4%)があげられている。中国事業のリスク分散先は、タイ(78社)、ベトナム(74社)、インドネシア(40社)、ミャンマー(22社)、フィリピン(20社)、日本(18社)、インド(17社)、マレーシア(16社)、カンボジア(9社)などとなっておりASEANは合計で259社があげている。ただし、中国における事業展開見通しでは、強化・拡大するという回答は極めて少ない。

3. ASEAN の地域統合

(1)AFTA から経済共同体へ

ASEAN は 2010 年 1 月に ASEAN 自由貿易地域(AFTA)の関税撤廃を先行 6 カ国で実現(CLMV の関税撤廃は 2015 年)し、現在は 2015 年の ASEAN 経済共同体(AEC)創設を目標にしている。AEC は「物品に加え、サービス、投資、熟練労働者、資金の自由な移動」を目標としている。2008 年からマスタープランである AEC ブループリントにより市場統合に向けての措置を実施している。ブループリントは AEC の目標として、①単一の市場と生産基地(市場統合)、②競争力のある経済地域(インフラ整備と共通政策)、③公平な経済発展(格差是正)、④グローバルな経済への統合(対外 FTA)、を掲げている¹⁸。

最も重要な市場統合は、EUの実現した共同市場に比べると統合のレベルは低く、EPAに近似した「FTAプラス」である。関税はほぼ撤廃されるが、サービス貿易では第3モードは出資比率70%規制が残り、第4モードの自由化は極めて限定された分野となる。投資は自由化が進むが一部に制限が残り、人の移動は熟練労働者に限定される。ただし、AECの対象範囲は、ASEAN規模での道路や鉄道の整備と統合、空運や海運の単一市場化、エネルギー供給の統合、格差是正などEPAよりもはるかに広い¹⁹。

AEC ブループリントの実施状況はスコアカードとして ASEAN 事務局により発表されて おり、2008 年~11 年は 67.5%であった。2013 年 7 月時点では 79.4%に上昇している。AEC 実現に向けて努力を加速させて行くとしているが、ブループリントの 100%実施は困難である。たとえば、物品の貿易では、関税撤廃はほぼ実現するが、非関税障壁の撤廃は困難である。AEC は 2002 年にシンガポールが提案した構想であり、中国とインドの台頭の中で ASEAN に対する外資の関心の低下を防ぐという狙いがあった²⁰。外資誘致が目的の一つと なっているのは AFTA と共通している。対外貿易では域内が最大の貿易先であるが、域内 比率は 25%程度で推移しており、域外主要国との貿易は依然として重要である。

(2) 域外との FTA

ASEAN はアジア大洋州の主要 6 カ国と 5 つの「ASEAN+1」FTA を締結している。最初に締結されたのは中国との FTA (ACFTA) であり、2010 年 1 月には ACFTA、韓国との AKFTA が関税撤廃を実現し(ただし ASEAN6 と相手国)、インドとの AIFTA、豪州・ニュージーランドとの AANZFTA が発効した。日本とは 2008 年に日 ASEAN 包括的経済連携協定(AJCEP)を締結し、CLM(カンボジア、ラオス、ミャンマー)を除く 7 カ国とは二国間 EPA を締結している。

AFTA および5つの「ASEAN+1」FTA の対象範囲、自由化レベルや関税削減スケジュール、ルールは統一されていない。そのため、アジア太平洋地域でのサプライ・チェーンの構築には、ASEAN+1FTA ネットワークのみでは問題がある。たとえば、日本から基幹部品を輸出し、ASEAN で完成品に組立てインドに輸出する場合、原産地規則を満たすことが出来ず、ASEAN と豪州の FTA が使用できない可能性がある。さらに、原産地証明書が異なり、関税削減スケジュールなどが FTA により異なることは、事務手続き面でもコスト、時間と労力で企業に大きな負担を課すことになる。

(3) 広域 FTA と ASEAN

東アジアで効率的なサプライ・チェーン・ネットワークを構築するために必要なのは広域 FTA の締結である。ASEAN 加盟国が参加する広域 FTA は、環太平洋経済連携協定(TPP)と東アジア地域包括的経済連携(RCEP)である²¹。 TPP には、シンガポール、ブルネイ、ベトナム、マレーシアの ASEAN の 4 カ国が参加している。 TPP は AEC に影響を与える可能性がある。 AEC では対象となっていない政府調達の開放は TPP では重要な交渉事項である。 TPP 交渉に参加している ASEAN4 カ国が政府調達の開放を認めた場合、域外の TPP 交渉参加国には政府調達を開放しているが、 TPP に参加していない ASEAN 諸国には開放していないという捻れた状況が生じてしまう。とくに二国間 FTA でも政府調達を開放していないマレーシアへのインパクトは大きい。

2013 年 5 月に交渉が始まった RCEP は、EAFTA(ASEAN+3)、CEPEA(ASEAN+6)、5 つの ASEAN+1FTA を統合した構想と位置づけられている。RCEP は、既存の ASEAN+1FTA より相当程度改善した自由化レベルを目指すとしている。しかし、インドは高い自由化率に対し抵抗する可能性が高く、知的財産権、競争政策などでも TPP のような新たなルールの導入には中国や ASEAN 各国が導入に消極的な可能性があり、TPP に比べると自由化レベルの低い FTA になる恐れがある

AEC で 2015 年以降の大きな課題となる非関税障壁については、EU との FTA が撤廃を促進する可能性がある。EU 韓国 FTA は、特定セクターを対象に非関税障壁についての規定を設けた EU 初の FTA であり、電気電子機器、自動車、医薬品、化学品について付属書で規定している 22 。EU は、韓国との FTA が今後交渉する FTA のベンチマークになるとしている。 EU との FTA は、シンガポールが合意し、マレーシア、ベトナムが交渉を始め、タイが交渉開始に合意している。

4. ASEAN の活力・需要の取り込み

(1) ASEAN 経済の展望

アジア開発銀行の研究所は、2030年に一人当たり GDP を 2010年の3倍にするには、一人当たり GDP の平均増加率が 5.6%、人口増加率が 0.9%、GDP 成長率が平均 6.5%となる必要があるとし、野心的だが達成不可能ではないとしている²³。AEC による経済統合の遅れ、中所得の罠、外生的ショックなどが生じる場合は、GDP 成長率は平均 4.5%となり 2030年の一人当たり GDP は 2010年の2倍の水準に留まるとしている。一方、日本経済研究センターは 2011-20年の実質 GDP 成長率を 4.6%、2021-30年は 3.2%とより厳しい予測をしている²⁴。ASEAN の 2000-2010年の実質経済成長率は平均 5.3%だった。米国は住宅バブルの崩壊、EU は金融危機により危機前のような輸入の増加は期待できず中国経済も 11次5カ年規画時までの高成長から成長率は漸減する見込みであるため、これら大市場へのASEAN からの輸出は従来のような増加は期待できない。欧米および中国、インドなど新興国経済の成長率の全般的な低下とシェールガス増産などから一次産品ブームも期待が出来ないことなどを考慮すると 6.5%予測は楽観的過ぎると思われる。今後、要素投入型の成長が可能なカンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナムは外資導入が順調であれば比較的高い成長率が続くだろうが、ASEAN 先行国の経済成長率は漸減して行く可能性が高い。実際、シンガポール、タイ、マレーシアの成長率は漸減傾向を示している。一方、所得レベルが

これらの国より低いフィリピン、インドネシアは5-6%の高い成長が可能とみられている。 生産性の向上、高生産性部門への労働者の移動などにより、要素投入型から生産性を重視 する経済に構造改革を進めていけば、ASEAN6でも4-5%のレベルの安定成長は可能であ ろう。そのためには、技術集約型およびサービス分野の外資導入が重要である。

中国と比べた ASEAN の強みは人口ボーナスが長く続くことだ。シンガポール、タイ、ベトナムを除くと合計特殊出生率(2005 年~10 年)はフィリピンの 3.27 を筆頭に 6 カ国が置換水準(2.1)を超えており、ASEAN 全体の人口増はまだ続く。従属人口に比べ生産年齢人口比率の高い状態は、多くの国で 2020 年代から 2040 年前後まで続くと予測されている(表4)。

表 4	生産年齢人	口の従属力	「口比率」
17. 1			

(単位:倍)

	2010年	2020年	2030年	2040年	2050年
インドネシア	2.1	2.3	2.3	2.0	1.8
フィリピン	1.6	1.7	1.8	1.9	1.9
タイ	2.4	2.4	2.1	1.7	1.5
ベトナム	2.4	2.4	2.3	2.0	1.6
カンボジア	1.8	2.1	2.3	2.5	2.3
ラオス	1.6	2.0	2.3	2.5	2.4
ミャンマー	2.3	2.4	2.4	2.2	2.0
中国	2.6	2.5	2.2	1.7	1.6

(出所) 日本貿易振興機構 (2012) 「世界貿易投資報告 2012 年版」、国連「世界人口予測」から作成したもの。

(2) ASEAN 各国の現地市場の成長力の取り込み

a. ローカル市場の成長力の取り込み

ASEAN 活用戦略の第 1 はローカル市場の成長力の取り込みである。ASEAN 各国ではすでに消費ブームが起きているが、中長期的にみて消費市場として持続的な成長が期待できる。ASEANでは中間層の増加が消費ブームを牽引している。日本で広く使われているユーロモニターの分類では、中間層を年間可処分所得 5000 ドル〜3 万 5000 ドルの世帯と定義し、5000 ドル以上 1 万 5000 ドル未満を下位中間層、1 万 5000 ドル以上 3 万 5000 ドル未満を上位中間層としている²⁵。経済産業省は、ASEAN の中間層が 2010 年の 3 億 2300 万人から 2015年には 3 億 8400 万人、2020年には 4 億 4800 万人に増加すると推測している。所得の増加により低所得層から中間層への移動が起こり、中間層の比率は 2010年の 54.4%から 61.4%、68.1%に上昇する一方で、低所得層の比率は 42.7%から 34.5%、26.2%に減少する。中間層はシェアと絶対数を大きく拡大させ、耐久消費財の保有比率は中間層になると飛躍的に高まることから消費ブームを担うとともに内需主導の成長を牽引する。

中間層の増加を支えているのは都市化の進展である。カンボジアやラオスなど一人当たり GDP の低い国でも消費ブームが起きているのは都市化の進展のためである。都市部の所得水準は全国平均の 2-3 倍の高さとなっているからだ。たとえばビエンチャンの一人当た

り GDP は 2750 ドルで全国の 2 倍である。ASEAN の平均都市人口比率は 1990 年の 31.6% から 2010 年には 44.1%に上昇し、2020 年には 50%になると予測されている(国連:世界人口予測 2012 年改定)。

富裕層も消費面では重要だ。所得上位 10%階層が所得あるいは消費の全体に占める比率は6カ国で3割以上となっている。中間層と富裕層は日本への観光誘致の一大市場である。2013年7月にビザ取得の免除(タイ、マレーシア)、ビザ発給要件の緩和(ベトナム、フィリピン、インドネシア)を行なったこともあり、11月までの訪日者数はタイが69.1%増となったのをはじめASEAN 各国は大幅な伸びとなった²⁶。一方、中国は11.3%の減少となっている。

b. 統合市場 ASEAN の活用

ASEAN の経済統合が進むことにより、日本企業は ASEAN 域内で国境を超えた調達・販売のネットワークすなわち生産ネットワークを作ることが可能になった。1988 年に実現した BBC (ブランド別自動車部品相互補完計画)、96 年開始の AICO (ASEAN 産業協力計画)、AFTA の主要なユーザーは日系企業である。AICO と AFTA は 1960-70 年代の輸入代替工業化時期に進出した自動車、家電など機械分野の外資企業が、ASEAN の集団的外資依存輸出志向型工業化戦略への転換に合わせて ASEAN5 域内の重複生産を集約し ASEAN 域内の最適地生産と相互補完体制を構築するために利用された²⁷。AFTA は、利用業種が拡大するとともに新規加盟国も範囲に含めて利用されつつあり、AFTA は日本企業が最も多く利用する第3国間 FTA となっている。現在、ASEAN 大陸部(GMS 地域)では関税撤廃、ハードインフラ整備、車両の相互乗り入れなど輸送円滑化の相乗効果によりタイをハブとしてカンボジア、ラオス、ベトナム間で生産ネットワークの形成が出来つつある。タイからカンボジアに労働集約的な部品生産を移管し完成品をタイに戻す、あるいは、ベトナムから輸出する。輸送は南部経済回廊を利用するなど日系企業によるカンボジアやラオスを包含した新たな域内分業が始まっている。AEC の恩恵を享受できるのは ASEAN 企業であるが、日本企業も条件を満たせば AEC の自由化措置を利用できる²⁸。

c. 域外との FTA の活用

5 つの ASEAN+1FTA など ASEAN の FTA ネットワークは日系企業も活用できる。広域 FTA である RCEP が締結されれば日本企業のサプライ・チェーン構築の選択肢が拡大し最 適地調達と最適地生産を進めるための大きな制度的なインフラとなる。米国との FTA は TPP でカバーできる。EU は、2012 年 12 月にシンガポールとの FTA 交渉で合意に達し、マレーシア、ベトナムと交渉を始め、タイとは交渉開始に合意している。 RCEP、TPP、EU との FTA ができれば、ベトナムなど全ての枠組みに参加している ASEAN 加盟国は人口で世界の約 5 割、GDP で世界の約 8 割の市場への有利なアクセスが可能となる。

FTA 以外に注目すべきはイスラム市場へのアクセスの起点としての ASEAN である。具体的にはインドネシアとマレーシアがあげられる。インドネシアは世界最大のイスラム教徒が住む国であり、マレーシアとブルネイ、シンガポールなどを合わせると ASEAN のイスラム教徒は 2 億 3000 万人に達している。ハラル認証を得た食品の市場は非常に大きく、イスラム教徒は世界で 11 億人といわれ潜在市場は極めて大きい。

d. 生産面での ASEAN の活用

ASEAN 主要国はとくに 1985 年のプラザ合意以降、日本などから自国で輸出競争力を失った企業の投資を積極的に受け入れ低賃金の余剰労働力を動員し輸出を大幅に拡大させ高い成長を実現してきた。外資により先進国から技術ノウハウを導入するキャッチアップ型の成長である。早い時期に成長過程に入った国は産業構造の転換が進み、初期の衣類など労働集約型工業から輸送機械、電気機械など機械を中心とした資本集約型に転換している。注目すべきは ASEAN の中で後発国に産業が移転するキャッチアップ型の成長が始まっていることだ。これは ASEAN の中の賃金水準の大きな違いによるものであり、AEC による市場統合と輸送インフラ整備により促進されている。日系企業でもタイからカンボジア、ラオスなどに労働集約的な生産工程を移す動きが出ている。労働集約型工程を低コスト国に移管し産業構造を技術集約型生産およびサービス業に転換していくことは中所得の罠に陥るリスクを低下させるという効果も期待できる。

ASEAN の多くの国の労働コストは中国を下回っており、タイやマレーシアなど裾野産業の集積が進展していること、インフラの整備の進展、他の途上国・地域と比べた政治社会の安定、親日的であること、経済統合の進展など生産拠点としての重要性は不変であろう。

おわりに(提言)

2013 年は日本 ASEAN 友好協力 40 周年の年であった。日 ASEAN は政治経済面で良好かつ緊密な関係にある。その背景には、福田ドクトリン (1977 年)、ASEAN 日本開発基金 (1987年)、アジア通貨危機後の新宮澤構想 (1998年)、日本 ASEAN 行動計画 (2003年)と TAC 加盟 (2004年)、二国間 EPA と AJCEP 締結などの ASEAN への協力が積み重ねられてきた。安全保障と経済両面で中国のリスクが高まる中で ASEAN との政治経済両面での関係の一層の拡大を図るべきである。経済面については、ASEAN の経済統合 (AEC 創設)への協力が重要である。ハードおよびソフトのインフラを含む物流の円滑化、規格の相互承認協定 (MRA) や統一などを含む非関税障壁の撤廃と貿易円滑化、技術・技能分野および研究開発の支援、域内格差の是正など日本の協力できる分野は大きい。また、新たな課題となりつつある中所得の罠の回避や一部の国で近未来の問題となる高齢化への対応でも協力を行なうべきであろう。さらに、日 ASEAN の経済連携の一層の推進が必要である。EPA の例外分野での市場開放、留学生・観光客など人の移動の自由化、投資の自由化などを進める必要がある。

次に TPP と RCEP の交渉推進により中国をアジア太平洋の新たな通商秩序に参加させるべきである。中国は、原材料への輸出税賦課と輸出制限、新技術分野での現地調達要求や技術情報開示要求など WTO ルール上疑義がもたれる措置に加え、領域紛争を巡ってのフィリピンのバナナの検疫強化などによる対抗措置など異質な通商措置を実施している²⁹。こうした中国リスクを減らすためには、中国を包囲・牽制などにより孤立させるのではなく、ルールを含むアジア太平洋の通商秩序に参加・関与させるべきである。中国は TPP への関心を表明しているが、直ちに参加することには高い自由化率、国有企業の規制、高いレベルの知的財産権の保護、労働についての規律などハードルが高い。しかし、中国は 2013 年7月に米国と高水準の投資協定の交渉を開始することで合意し、2013 年9月に投資前の内国民待遇を認める上海自由貿易試験区を発足させ、同じく9月に新サービス貿易協定交渉

への参加を決定している³⁰。こうした動きからは中国が高いレベルの自由化に取り組む対応を始めていると判断できる。こうした中国の動きに応えるべく、RCEP 交渉でレベルの高い自由化を含む新たな通商レジームを中国を関与させて創っていくことになる。RCEP での高い自由化レベルとルールを実現するには TPP 交渉を進展させることにより RCEP 交渉に影響と刺激を与えることが必要である。RCEP を自由化レベルが高く新たなルールを取り込むFTA とするには TPP に参加している日本のイニシアチブが重要となる。自由化レベルが高く広範な分野を含む広域 FTA への参加は中国の構造転換と改革を後押しすることにより、中国経済の量から質への成長モデルの転換を促すと考えられる。

3番目にASEANプラスの枠組みの活用をあげたい。東アジアの経済連携・協力にはすでに ASEAN+3 (日本、中国、韓国)、ASEAN+6 (インド、豪州、ニュージーランドが加わる)、ASEAN+8 (東アジアサミット、米国、ロシアが加わる)の枠組みが出来ており、首脳会議をはじめ、閣僚クラスの会合などが行なわれている。チェンマイ・イニシアティブを初め多様な分野で機能的な協力が行なわれている。中国を含むこうした枠組みでの機能的協力は信頼関係と相互依存を高めることになる。また、領域紛争は中国は二国間での交渉を常に主張しており ASEAN+8 などの多国間枠組みで取り上げるようにしていくことがASEANおよび日本の利益となろう。

一注一

- 1 日本アセアンセンター「ASEAN 情報マップ」、2013年。
- ² 恒石隆雄「南北経済回廊の国境貿易と経済圏の形成」、石田正美編著『メコン地域国境経済をみる』アジア経済研究所、2010年。
- ³ 日本経済新聞 2013 年 10 月 4 日付け「中国、東南アジアに「インフラ銀」」。
- 4 ジェトロ中国北アジア課「中国リスクマネジメント研究会報告書」、2013年。
- ⁵ 佐藤考一『「中国脅威論」と ASEAN 諸国』勁草書房、2012 年、pp50-54。
- 6 南シナ海の領有権紛争については、佐藤考一『「中国脅威論」と ASEAN 諸国』 勁草書房、2012 年、pp143-196 が 2007 年までの詳細な分析を行なっている。
- ⁷ 2013 年半ばまでの南シナ海領域紛争については、寺田貴「東アジアとアジア太平洋」東京大学出版会、2013 年、pp225-253 が詳しい。
- 8 日本経済新聞 2012 年 5 月 27 日付け「南シナ海紛争に国際法枠組み」。
- ⁹ 日本経済新聞 2013 年 7 月 1 日付け「ASEAN とは関係改善-中国、行動規範協議で合意」。
- 10 ミャンマーと中国の関係については、工藤年博「中国はミャンマー経済を支えられるか」 (木村福成・石川幸一『南進する中国と ASEAN への影響』所収)工藤年博「中国の対ミャンマー政策:課題と展望」アジア経済研究所、2012 年、参照。
- 11 石川幸一「ASEAN・中国 FTA とその主要産業への影響」(木村福成・石川幸一編著『南進する中国と ASEAN への影響』ジェトロ、2007 年、p77)また、丸屋豊二郎・石川幸一『メイド・イン・チャイナの衝撃』ジェトロ、2002年にベトナム、インドネシアへの中国製 2 輪車の流入を含め ASEAN 各国の状況が詳しく説明されている。
- 12 水野広祐「ACFTA とインドネシア「非工業化」のジレンマ」『東亜』 2010 年 11 月号、pp10 -11。
- 13 助川成也(2013)「物品貿易の自由化・円滑化に向けた ASEAN の取り組み」(石川幸一・ 清水一史・助川成也『ASEAN 経済共同体と日本』文眞堂、pp58-59)。
- ¹⁴ 丸川知雄教授は 2010-20 年は年率 7.7%、2020-30 年は年率 7.1%で成長を続け 2026 年 に米国を抜き 150 年ぶりに世界一の経済大国になると予測している。丸川知雄『現代中

国経済』有斐閣、2013 年、pp22-27。一方、津上俊哉氏は、2010 年の人口センサスから合計特殊出生率は1.18 であることを明らかにし、生産年齢人口は2013 年、総人口は2020 年をピークに減少すると推計した。2020 年代には人口オーナスが顕在化し、潜在成長率5%を達成する確実な見込みはなく、中国が米国をGDPで追い抜くことはないとしている。津上俊哉『中国台頭の終焉』日本経済新聞出版社、2013 年。また、日本経済研究センターも一人っ子政策の影響で2020 年代に人口が減少に転じるとともに生産性の伸びが減速し、年平均実質GDP成長率は2001-10 年の10.5%から2011-20 年は4.7%、21-30年は2.5%に低下し米国を抜くことはないと予測している。日本経済研究センター「2050年への構想 グローバル長期予測と日本の3つの未来」、2013年。

- 15 ジェトロ「ジェトロ世界貿易投資報告 2012」、2012 年、p28。
- ¹⁶ ジェトロアジア大洋州課「在アジア・オセアニア日系企業活動実態調査」調査期間は 2012 年 10 月~12 月、回答企業は 3,805 社。 2012 年。
- 17 国際協力銀行「我が国製造業の海外事業展開に関する調査報告-2013 年度海外直接投資 アンケート結果 (第 25 回)」、2013 年。
- ¹⁸ ASEAN 経済共同体の主要分野の目標、行動計画の進展状況、課題などについては、石川幸一・清水一史・助川成也『ASEAN 経済共同体と日本』文眞堂、2013 年、が詳細な分析を行なっている。
- 19 輸送については、春日尚雄(「ASEAN 連結性の強化と交通・運輸分野の改善」、エネルギーについては、春日尚雄「ASEAN 経済共同体とエネルギー協力」、ともに石川・清水・助川前掲書に所収、を参照。
- Rodolfo C. Severino , "Southeast Asia In Search of ASEAN Community", Institute of Southeast Asian Studies, Singapore 2007, pp343-344
- ²¹ TPP については、馬田啓一・浦田秀次郎・木村福成『日本の TPP 戦略』文眞堂、2012 年、 を参照。
- ²² 牧野直史『EU 韓国 FTA の概要と解説』ジェトロ、2011 年、51-65 ページ。
- ²³ Asian Development Bank Institute, ASEAN 2030 Toward a Borderless Economic Community
- 24 日本経済研究センター「前掲書」。
- 25 経済産業省「通商白書 2013」 2013 年。
- 26 日本政府観光局「2013年訪日外客数」。
- ²⁷ 清水一史「世界経済と ASEAN 経済統合」、石川・清水・助川前掲書所収。
- ²⁸ 助川成也「サービス貿易および投資、人の移動の自由化に向けた取り組み」、石川・清水・助川前掲書所収。
- ²⁹ 経済産業省「不公正貿易報告書 2013 年版」2013 年、馬田啓一「TPP と国家資本主義」(『季刊国際貿易と投資』No.89、2012 年秋)などを参照。
- ³⁰ 金堅敏「中国のアジア経済統合戦略: FTA、RCEP、TPP」(『研究レポート』富士通総研 経済研究所、No.412、2013 年 11 月)。

第3章 中南米経済と日本企業の動向

浜口 伸明

はじめに

この章ではチャイナ・リスクの分散先として日本企業のオプションの一つとなりうる中 南米経済の現状と課題を論じ、最近の日本企業によるこの地域へのアプローチの動向と中 国・韓国との関係についても見ていく。

中南米は 1980 年代から 90 年代半ばにかけて対外債務問題によりマクロ経済が著しく不安定となり、たびたび経済危機に直面した。こうしたマイナスの印象は日本企業の間に根深いと思われる。いくつかの国で、麻薬問題やそれにかかわる犯罪組織やゲリラ活動の存在が治安の悪化や政情不安をもたらしていることが、企業の活動条件を悪くしていることも事実であろう。しかし、こうした悪条件も近年は各国政府の努力により大幅に改善しており、古いイメージにとらわれて欧米および中国・韓国企業との競争で後塵を拝することがないようにする必要がある。

人口 5.5 億人の巨大市場である中南米は、統合が進み中間所得層が育ってきたことでいっそう注目すべき存在となっている。過去の保護主義的な貿易政策や不備な輸送インフラの影響で市場が分断されてきたが、本来言語・文化的な同質性が高く、潜在的な統合の利益は大きい。また、資源に恵まれたこの地域は、世界経済が成長してゆく過程で必要な鉱物、燃料、食糧を供給する戦略的に重要な役割を持っている。さらに世界最大の消費地である米国市場に近いことで、生産拠点としても有利である。

以下では、まず第1節で中南米経済の動向を概観したあと、第2節で近年中南米を2分する方向にあるメルコスルと太平洋同盟の2つの地域統合の流れを追う。第3節では中南米と中国、韓国、日本の貿易関係を記述する。第4節では、自動車産業を中心に中南米における日本企業の動向をまとめる。最後に、議論のまとめと日本と中南米の関係強化のための政策提言を行ってこの章を閉じる。

1. 中南米経済の現状と課題

(1) 経済動向

中南米経済は 2002 年から 2012 年の間の 10 年間で年平均 6.1%成長し、1 人当たり GDP は 7671 ドルから 60%増加して 1 万 2322 ドルに達した¹。アルゼンチン、ニカラグア、ベネズエラを除く国々において、インフレ率はおおむね 5%以下の水準で安定的に管理されており、財政規律が改善し、政府債務の対 GDP 比率も低下している。対外的には、この地域の輸出総額は 2002 年に 3534 億ドルであったのが 2012 年にその 3.2 倍の 1 兆 1197 億ドルに達した。輸出拡大の要因は、この地域で豊富に生産される石油、鉱物資源、農産物の価格上昇と輸出量の拡大、およびメキシコおよび中米から米国に向けた加工型製造業輸出の成長に求めることができる。

各国において活発な対外部門のみならず、その波及効果によりサービス部門などで雇用の増加と賃金上昇が起こり、内需が拡大したことも経済成長をもたらす要因となった。

他方、経済状況の改善に伴ってカントリーリスクが低下した中南米の資金調達条件が改

善したことにより、資金流入が増加した。このため、為替レートの過大評価が進み、輸入の増加により経常収支の赤字が拡大した。とはいえ、その需要超過は外的要因に変化がなければ持続可能な水準に留まっていた。

中南米はこの機会を活用して貧困削減を実現した。中南米諸国は多くが平均して中位所得国に分類されるが、国内の貧富の格差が激しく、中間所得層の人々の地域ではなかった。しかし、雇用創出によって貧困層から中間所得層に上昇する人々が増加して国内需要を拡大し、それが生産と雇用に結びついてさらに中間所得層を増やすという好循環が起こった。世界銀行が公表した最近の研究によれば、中南米地域の中間所得層人口は2003年に1億300万人であったのが2009年には1億5200万人に達した(Ferreira et.al 2013)。

(2) 現われた課題

ECLAC(2013)によると、2013 年の中南米経済は平均 2.6%の成長に留まり、新たな課題を呈することになった。きっかけを作ったのは米国連邦準備制度理事会(Federal Reserve Board, FRB)が5月に量的金融緩和を縮小する時期が近づいていると表明したことにあった。このアナウンス以降、実施時期をめぐって憶測がめぐらされて新興国資本市場への資金フローが不安定化した。とくにブラジルのように経常収支赤字幅が拡大していた国では、為替レート切り下げ期待が強まり資金流出が起こった。実際にそのような動きによって通貨の価値は大幅に減価し、輸入物価の上昇を通じて消費者物価が上昇した。中央銀行はインフレを抑制するために政策金利を引き上げる緊縮的な金融政策に転じざるをえなくなり、個人消費と設備投資を減速させるきっかけとなった。FRBのアナウンスから実際に量的緩和縮小が決定された12月まで半年以上も不安定な状態が続いたことは中南米経済に不幸な影響をもたらした。

また 2013 年の中南米経済の減速は、中国の経済成長の見通しに不透明感が強まった影響と見られるコモディティの国際価格下落の影響も受けている。

国内消費の抑制は新規雇用創出を低迷させ、国内消費の活力が低下している。中南米経済の成長を牽引してきた好循環が機能しなくなっているのである。各国政府は成長の減速を乗り切るために、国際金融市場の低金利を利用して起債により資金を調達して拡張的財政政策を行うことでこの局面を乗り切ろうとしている。しかし、国内需要のみに依存していては長期的に持続可能な経済成長を実現することはできない。中南米経済は設備投資を活性化して雇用を創出につなげる必要があるが、そのために地域統合と世界経済との統合を強化することを同時に進めて海外需要を取り込み、この地域の強みを活かすビジネスチャンスを広げる必要がある。

2. 中南米における地域統合

(1) 地域統合の背景

中南米諸国は、歴史的に、一次産品を中心とする欧米への輸出に強く依存してきた。これを中南米経済の発展を制約する「従属」と捉えた伝統的な中南米の経済学者はラウル・プレビッシュ(Raul Prebisch)の構想のもと、従属関係を断ち切るための輸入代替工業化と中南米地域統合を主張した。しかし、周知のようにこの考えに基づいた政府主導の開発政策は1980年代までに行き詰まり、地域経済は深刻な危機に陥った。

1990 年代以降、自由化を進める改革が行われる中で、南米でメルコスル(Mercosur)が 創設され、アンデス地域でも休眠状態にあったアンデス共同体(Andean Community/ Comunidad Andina, CAN)が再起動された。他方、メキシコとチリは地域統合よりも北米、 EUとの経済統合を優先して進めた。アンデス地域はメキシコとチリに同調するコロンビア、 ペルーと、メルコスルに接近するベネズエラ、エクアドル、ボリビアに分解した。前者は グループ内の統合を進め、太平洋同盟(Pacific Alliance/ Alianza del Pacífico)に発展した。

図1 太平洋同盟とメルコスル



(2) メルコスル

メルコスルは「アスンシオン条約」(1991年)により、アルゼンチン、ブラジル、パラグアイ、ウルグアイの4カ国で結成された。2012年にベネズエラが正式加盟した。パラグアイは、2012年6月に軍の関与のもとで、フェルナンド・ルゴ(Fernando Lugo)大統領を罷免した政変により、民主主義の秩序が失われた場合に加盟資格を中断する「民主化条項」の措置を受けたが、2014年2月に正式に復帰した。ボリビアは加盟協約の署名を済ませ、現加盟国国会の批准を待っている(図1はボリビアを含む)。

2012年のメルコスル全体の国内総生産(GDP)は3兆2128億ドルでASEAN10よりも大きく、ドイツとほぼ同じ規模である 2 。人口は2億8980万人。貿易額は輸出が4538億ドル、輸入3791億ドルでこれはASEAN10の3分の1ほどの規模にすぎない 3 。

メルコスルは 1995 年より全品目の 85%について 0%から 20%の間で設定される対外共通関税を導入し、域内貿易を自由化した関税同盟の体制をとっている。ただし、国によって 100 品目まで異なる例外品目を設けることができる。特にブラジルは国内産業を保護する関心が強く、自動車、情報機器、化学製品、産業設備機器、玩具、繊維などの関税率を WTO で規定された譲許税率である 35%に設定している。原加盟 4 カ国の平均実行最恵国税率は 13.5% (ブラジル) から 10.1% (パラグアイ) の間にある⁴。

アルゼンチンは 2012 年から輸入許可制度により実質的に輸入を制限している。この規制はメルコスル加盟国に対しても適用されており、ブラジル企業やメルコスルの自由貿易を

前提にブラジルに進出した多国籍企業にも被害が及んでいる。同国は 2001 年末に強行した 対外債務デフォルトの影響で資本流入がほとんど見込めなくなっており、経常収支の赤字 が続けば外貨準備を喪失し、経済危機に直結する。このため一定の貿易黒字を確保するこ とは不可欠である。アルゼンチン政府は国内産業保護を輸入制限の理由に挙げているが、 実際にはマクロ政策上の理由があると考えられる。

アルゼンチンの特異な状況はメルコスルの貿易統合の障害となっているばかりか、メルコスル加盟国の域外国との貿易交渉をも困難にしている。メルコスル加盟国はグループとして一体で自由貿易協定を結ぶ以外は、単独で第3国と交渉することが認められていない。アルゼンチンの貿易自由化に向かう消極的な態度は、現在行われているメルコスルと欧州連合の間の自由貿易協定の交渉がこう着状態にある一つの原因にもなっている。

(3) 太平洋同盟

太平洋同盟は、メンバー国間の貿易統合の深化とアジアとの経済関係強化に関する協力を目的として、2011年4月28日「リマ宣言」により設立された、チリ、コロンビア、メキシコ、ペルーの4カ国が形成する地域統合体である。太平洋同盟は域外国との連携を進め、オブザーバーとして次の国々が参加している。

アジア・オセアニア:日本、中国、韓国、オーストラリア、ニュージーランド 米州:カナダ、アメリカ、グアテマラ、ホンジュラス、ドミニカ共和国、エクアドル、

エルサルバドル、パナマ、パラグアイ、ウルグアイ

欧州:イギリス、フランス、ポルトガル、スペイン、オランダ、ドイツ、スイス、トルコ この中から、2013 年にコスタリカをフルメンバーに承認するプロセスに入ることが決定 され、パナマが次に続くことも予定されている。

太平洋同盟の人口は 2 億 1666 万人で、GDP 合計は 2 兆 130 億ドルと ASEAN10 とほぼ同じ規模 5 である。貿易額は輸出が 5552 億ドル、輸入が 5418 億ドル 6 で、ASEAN10 の半分以下ではあるが、経済規模で勝るメルコスルの貿易額を上回っている。

太平洋同盟の貿易自由化は急速に進展している。市場アクセスは 2014 年 1 月に 92%の品目が即時関税撤廃され、残りの品目は譲許適用除外対象に指定されたセンシティブアイテムの他は、今後 7 年後-17 年後までに自由化するスケジュールが定められた。対外共通関税はなく、各国の平均実行最恵国税率は 3.7% (ペルー)、6.0% (チリ)、7.8% (メキシコ)、8.8% (コロンビア)の水準にある⁷ (2012 年)。他にも域内貿易円滑化のための原産地規制の簡素化(電子原産地証明、原産地基準の累積認定、ワンストップサービスの実施)、貿易円滑化の技術協力(税関協力、貿易のテクニカルバリアの引き下げ、検疫の簡素化)、政府調達、サービス・投資の自由化、商用目的の入国ビザ免除などを実施する。

さらに資本市場育成を目的とした施策として、各国の証券市場を統合したラテンアメリカ統合市場(Mercado Integrado Latinoamericano, MILA)を設立した。2013年にコロンビア、チリ、ペルーの証券市場を選考して実施し、2014年中にメキシコも参加する予定である。また、カリ宣言(2013年)で、現在大使館を置いていない第3国にメンバー国の合同大使館を設置することで合意。ガーナ、アルジェリア、モロッコ、ベトナムなどを検討している。

統合にもたつくメルコスルと対照的に域内協力を急発進した太平洋同盟は国際的な期待

を集めている⁸。しかし、中南米域内における評価は分かれている。メルコスルではボリビアのエヴォ・モラレス(Evo Morales)大統領が太平洋同盟は中南米を分断しようとする米国の策略であると批判している一方で、パラグアイとウルグアイではメルコスルを離脱して太平洋同盟に加盟する可能性が政府レベルで議論されている。ブラジル政府はメルコスルを中心とした中南米統合のシナリオを堅持しているが、野党リーダーで 2014 年 10 月に実施される大統領選挙に出馬する予定のアエシオ・ネヴェス(Aécio Neves)上院議員は太平洋同盟に参加するべきだと主張している。他方で、コロンビアのホセ・アントニオ・オカンポ元財務大臣(現コロンビア大学教授)やチリの次期大統領に選出されたミシェル・バチェレー(Michelle Bachelet)氏は、太平洋同盟は中南米を分裂させるものだと述べ、中南米の統合を先行させるべきだと主張している。

また、アルゼンチンとブラジルの間に自動車を中心とした工業品の交易が盛んに行われ、域内貿易がグループの輸出総額の 15%に達するメルコスルと比較すると、太平洋同盟の域内貿易比率は 4%にすぎない。メキシコのほかはコモディティ輸出に特化した中位所得国であり、貿易を自由化しても ASEAN のように製造業サプライチェーンを基盤にした域内貿易が発展するとは考えにくく、貿易創出効果は小さいことから統合推進のモメンタムが持続するかどうかは不透明である。

3. 中南米と東アジアの関係

(1) 中国との関係

図2に見られるように、2000年代初めころ、中南米全域の輸出の中で米国向けは約60%と圧倒的なシェアをもち、中国向け輸出は2%にすぎなかった。この比率はそれぞれ2012年には40%と9%に変化し、差が縮小している。ただし、中南米で輸出額が最大でかつ対米依存が極めて高いメキシコを除いたデータで見ると、2001年初めに中国向けと米国向けがそれぞれ38%と3%であったのが、2009年以降はその差がほとんどなくなっており、中南米にとって中国が米国と同じ程度に重要な貿易相手になったことが分かる。

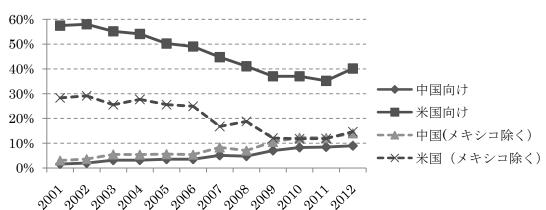


図2 中南米の対米および対中輸出依存度

(出所) 国連貿易統計 Comtrade を用いて筆者作成

中国は、これまでチリ(2005年11月調印、2006年10月発効、2008年4月サービス貿易に関する補完協定調印、2010年8月同発効、現在投資自由化交渉中)、ペルー(2008年11月調印、2010年3月発効)、コスタリカ(2009年2月交渉開始、2010年4月調印、2011年8月発効)の3カ国との間で自由貿易協定を発効させている。

中国政府は米州機構(Organization of American States)のオブザーバー、米州開発銀行の加盟国であり、米国主導の米州システムに関与している。中国は人民日報のスペイン語版ホームページや中央電視台(CCTV)のスペイン語の放送チャンネルとホームページを開設して情報提供を積極的に行っているほか、中南米地域に 32 カ所の孔子学院を設置しており 10 、ソフトパワーの充実にも力を入れている。

中国は、石油資源が豊富なベネズエラには特別な関与を続けている。国家開発銀行の海外ポートフォリオ全体の3分の1はベネズエラ向けである(Sanderson and Forsythe 2013)。ベネズエラ政府は債務返済を石油で行うことができるので、独裁体制下にあってクレディビリティが低いベネズエラでも資金が調達できる。ベネズエラにおいて石油収入は貧困対策を行って政治体制を維持するために不可欠である。一方中国は自国の需要のために原油価格が高騰している中で、より安く資源を手に入れることができる。ベネズエラに過度のエクスポージャーを持つ費用は、中国に長期に安定的な資源確保をもたらすことの便益により正当化される。またベネズエラに供給する外貨は結局中国製品の輸入のために使われるので、中国企業に還元される。資源ナショナリズムとポピュリスト政治を維持しようとする政権は、高いリスクプレミアムを要求する資本市場が抑止力となって世界経済を安定に導くはずであるが、中国が自国の利益だけを考えた行動をとることによって、そのメカニズムは機能しなくなる。

対ベネズエラのみならず、中国は中南米の天然資源を確保することに強い関心を示している。最近では、中国石油天然気集団(CNPC)と中国海洋石油総公司(CNOOC)がブラジルのペトロブラス石油公社、米系シェル、仏系トタルと組んだコンソーシアムが、ブラジル南東部の大西洋沖海底プレソルト層に発見された大規模なリブラ油田の35年間の開発権を落札した。

なお、中南米の中で12カ国は台湾と外交関係を有しており¹¹、中国と公式な国交がない。 ニカラグアはそのひとつであるが、中国は元共産主義ゲリラのサンディニスタ民族解放戦 線のダニエル・オルテガ(Daniel Ortega)が大統領を務めるニカラグア政府に400億ドルを 援助してパナマ運河に代わる太平洋とカリブ海をつなぐ運河を建設する計画を提案し、す でにフィージビリティ・スタディを始めている。

(2)韓国と中南米の関係

韓国は、チリ(1999年9月交渉開始合意、2002年10月25日交渉終結、2003年2月15日調印、2004年4月1日発効)とペルー(2005年10月交渉開始合意、2008年5月2日交渉終結、2011年3月21日調印、2011年8月1日発効)との間に自由貿易協定を発効させている。チリとの自由貿易協定は韓国にとって最初の自由貿易協定であった。さらにコロンビア(2008年11月22日交渉開始合意、2013年2月21日調印)との自由貿易協定は国会の批准を待つ段階にある。中米との間においても自由貿易協定の共同研究が2011年5月に終了しているが、実際に交渉が行われた形跡は無い。メキシコとの間では約10年前から韓国

側から自由貿易協定についての強い関心が示されてきており、交渉が行われたこともあるが、現在は中断している。自動車産業を始め製造業では、韓国に対して関税を引き下げることで大きく市場シェアを減らす可能性があるため警戒感が強い。

ただし、自由貿易協定の有無にかかわらず、大企業の積極的なマーケティングが功を奏して、中南米市場においてテレビ、携帯電話、自動車などの耐久消費財の韓国製品のシェアは高い。

(3) 日本と中南米の間の経済補完協定(EPA)

日本は中南米において、メキシコと最初の農業を含む本格的な EPA を結び、2005 年 4 月 に発効した。メキシコが選ばれたのは、北米自由貿易協定(NAFTA)の成立により日本から部品を多く輸入する在メキシコ進出企業が相対的に不利な扱いを受けることになるのを避けたい、製造業からの切迫した要望があったためである。

これを皮切りに、チリ (2007 年 9 月発効)、およびペルー (2012 年 3 月発効) との間でもすでに EPA が発効している。メキシコ、チリ、ペルーは環太平洋パートナーシップ (TPP) のメンバーでもある。

さらに、現在コロンビアとの間で交渉が進められているところである。コロンビアとの EPA が成立すれば、日本は太平洋同盟の 4 カ国すべてと自由貿易協定を持つことになり、 アジアのオブザーバー国の中で日本は特別な存在になりうる。

日本は中南米における EPA/FTA 戦略において、中国・韓国に出遅れているわけではなく、むしろ積極的に中南米関係を構築していると言える。しかし、一方で資源確保を意図した中国の投資協力や、成長する中間所得層を対象とした製品市場獲得に動く韓国の大企業のアグレッシブな動きと比較すると、日本の中南米に向ける関心はまだ弱いといわざるをえない。

とくに中南米の大国ブラジルとの間では、2008 年にルイス・イナシオ・ルーラ・ダ・シルバ(Luiz Inácio Lula da Silva)前大統領が訪日して以来、首脳の往来は実現しておらず関係強化が望まれる。2013 年 9 月に開催された日本ブラジル経済合同委員会では両国の産業界から EPA 締結の関心が示された。前述のようにメルコスルの現行制度のもとで日本がブラジルと単独で EPA を結ぶことはできない。ブラジルにとって政府レベルではメルコスルは依然として外交戦略の基軸であるが、産業界を中心に、停滞するメルコスルに囚われて、ダイナミックに動いている環太平洋の貿易自由化から取り残されて孤立化することの危機意識が強い。日本はメルコスルの動向を注視しつつ、ブラジルと官民ともに戦略的対話を続けてゆくべきだ。

4. 日本企業の動向

(1) 概観

国際協力銀行(2013)によれば、中期的(今後3年程度)に有望な事業展開先国ランキングでブラジルが6位、メキシコが7位にランクされている。長期的(今後10年程度)に有望な事業展開先国としてはブラジルの順位は全体の4位に上がることから、短・中期的には様子見としながら長期的にブラジルに期待する見方は依然として強いことが分かる。

中南米での日本企業の進出先はアルゼンチン、ブラジル、メキシコの 3 カ国に集中して

いるが、表 1 によれば相対的にブラジルでは販売・サービスが製造よりも多く、メキシコではその逆になっている。3 カ国の製造業での企業進出は自動車産業が中心で、近年ではサプライヤーの進出が目立っている。メキシコで行われているサービス事業には、発電事業や水道事業など EPA により参入が認められた事業への投資が見られることが特色としてあげられる。ブラジルでは、インターネットショッピングのポータルサイト運営や、外食チェーン店、100 円均一ショップなど、中間所得層の成長市場をターゲットにした投資が進んでいるところに特色がある。

この他、アジア市場をターゲットにした穀物事業とインフラ (鉄道、港湾) の組み合わせや、鉄鉱石、銅、原油の資源開発と関連資材、設備、環境技術サービスの組み合わせなど、パッケージ型の資源関連投資が進められていることが注目される。

XI // CO / O / O / O / O - CEH CRIPERO						
	販売・サービス	貿易	物流	製造	資源	計
アルゼンチン	32	6	1	9		48
ブラジル	172	14	18	146	4	354
メキシコ	139	5	18	157	2	321

表1 アルゼンチン、ブラジル、メキシコに進出した日本企業の数

(出所) 東洋経済新報社『海外進出企業要覧』2013 年版から集計

(2) 自動車産業

ブラジルとメキシコ両国では自動車産業が重要な位置を占めているが、ブラジルの自動車産業が国内市場向けであるのに対して、メキシコの自動車産業は輸出志向が強い。このことは図 3 において、ブラジルとメキシコの自動車生産台数は拮抗しているが、メキシコでは生産台数から国内販売台数を引いた純輸出台数が非常に大きく、ブラジルでは 2009 年以降の純輸出はマイナスになっていることで表されている。

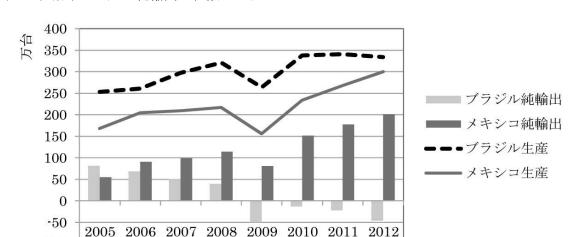


図3 自動車の生産と純輸出の台数:ブラジルとメキシコ

出所:OICA(国際自動車工業連合会)

-100

メキシコにおいて日本企業のなかで最大の日産は、アグアスカリエンテス市に 20 億ドルの投資規模で 3 つの目のアセンブリー工場を建設した。2012-13 年は約 68 万台を生産し、約 45 万-46 万台を輸出した。国内販売は 2012 年が 18 万台、2013 年が 26 万台。生産台数と国内販売の両方で米国 3 大メーカーとフォルクスワーゲンを抑えて、メキシコ最大の自動車メーカーである(輸出ではフォード、GM の規模が上回る)。日本経済新聞によると、2016 年までに生産台数を 100 万台に引き上げる計画であり、メキシコは 200 万台体制を構築しようとしている中国に次ぐ世界 2 番目の生産拠点になる。日本でも 100 万台を維持するが、北米向け輸出はメキシコでの生産に切り替え国内は国内市場中心になる。

ホンダはメキシコで 6.3 万台を生産し 3.8 万台を輸出している。国内向けには輸入を含む 5 万台強を供給している。ホンダは 8 億ドルの投資により年間生産台数 20 万台規模の新工場を 2014 年春に稼働させる。さらに、4.7 億ドルを投じて 70 万台分の無段変速機の北米生産拠点を建設中である。

マツダは 2014 年 1 月にメキシコにおける量産を開始した。当初は 14 万台規模で、最終的には 23 万台規模となる見込みである。同工場では、来年にはトヨタに対してトヨタ・ブランドの小型車の供給を開始する。トヨタは解消された米国における GM との合弁 NUMMI から引き継いだピックアップトラック 6 万台の生産を国境地域で行い、全量を米国向けに輸出する一方で、国内市場向けには輸入により約 6 万台を供給しているが、マツダとの連携によりメキシコ市場におけるシェア拡大を狙う。

ブラジル市場では、フィアット、フォルクスワーゲン、GM が 3 大メーカーで販売の 6 割、生産の 7 割を占める。これに続いているのがフォード、ルノー、プジョー・シトロエンの順でやはり欧米系のメーカーであり、ここまでの上位 6 社で販売の 8 割、生産の 9 割を占める。日系メーカーはブラジル市場参入の歴史が浅く¹²、先行した欧米系メーカーが形成したブラジル市場の約半分を占める大衆車(1000cc)を避けて、より高額な中型セダンと多目的車(SUV)の新興市場を取ろうとしているため、ホンダ、トヨタ、日産、三菱の 4 社を合わせても 45 万台程度で国内市場の 12%程度のシェアしかない。現在、ホンダが 12 万台、トヨタが 7 万台の工場を新設しており、ホンダは 24 万台、トヨタが 20 万台体制を整える。またトヨタは現在日本から輸出しているエンジンを国産化するためのエンジン工場を新たに建てる。日産は 20 万台規模の組立工場とエンジン工場を今年中に稼働させ、ルノーのクリチバ工場も活用する。またアルゼンチンでフィアット、フォード、GM、フォルクスワーゲン、プジョー・シトロエン、ルノー、トヨタがそれぞれ 10 万台規模の生産を行っており、ブラジルとの間でメルコスルの枠組みを使って商品のやり取りをしている。ホンダも 2011年にアルゼンチンでの乗用車生産を開始した。ホンダ、日産、トヨタがメルコスルで 25 万一30 万台の生産体制を整えることになる。

かすび

国際協力銀行(2013)によれば、中期的(今後3年程度)有望事業展開先国ランキングで中国の順位が2012年1位から2013年4位に落ちており、企業がチャイナ・リスクをこれまでより敏感に感じていることが明らかになった。今後、投資先が中国一極集中からその他の地域に分散する傾向が強まるであろう。

日本と中南米は、移民や資源確保のための経済協力などを通じて、資源賦存の補完的関

係に基づく良好な信頼関係を長期にわたって維持してきた。この歴史的資産は中国・韓国とのこの地域における競争において十分活用すべきであることをまず強調しておきたい。そのうえで、アジアに集中しがちであった日本のグローバル化の射程をとりなおして、中南米がしっかりと視野に入っていることを中南米の人々に理解させ、彼らを戦略的な対話に招き入れることが重要である。

日本は中南米においてどのような戦略を描くことができるであろうか。第 1 に、中南米に起こっているメルコスルと太平洋同盟の 2 つの地域統合の動向をにらみつつ、当面は太平洋同盟に積極的に関与しつつも、中南米が 2 つの地域に分割される方向に向かうのではなく、長期的に融合に向かうような道筋を探るべきである。そのためにはメルコスルの中核を占めるブラジルと戦略的対話を進めることが重要である。

ブラジル経済の成長を制約する問題の少なくとも 2 つの点で日本は協力することが可能である。その第 1 は、理科系の高度人材の育成である。ブラジル政府は科学技術を学ぶ大学院生とポスドク研究生を先進国の高等教育研究機関に派遣する「国境のない科学」(Ciência sem Fronteiras)を実施している。このような人材育成事業に日本として積極的に協力し、将来指導的立場に立つ人材との人間関係を形成しておきたい。

協力のポイントの第2点目は、太平洋への出口を持つことである。ジルマ・ルセフ (Dilma Rousseff) 大統領は2013年11月にペルーを公式訪問した際にこの問題での協力促進を提案している。日本はペルー政府と連携して取り組むことができるだろう。

中南米における日本企業の拠点となっているメキシコでは、中国での人件費の上昇によって競争力が失われた生産の一部が行われる。ある研究によれば2003年に中国よりも188%コスト高と言われたメキシコの労働力は、現在では20%近く中国よりも安くなっている¹³。このようにして生産が立地するようになったとしても、それはメキシコ政府が10年以上賃金上昇を抑制してきたことによるもので、質が高い競争の結果とは言えない。メキシコは自国ではより技能集約度が高い工程で生産を行い、より労働集約的な工程を中米の低所得国との間で分業するサプライチェーンを構築するべきであろう。このような状況は、現在東南アジアにおいてタイとミャンマー、ラオス、カンボジアの間で起こっており、日本企業の間では「タイ・プラス・ワン」と呼ばれている。この戦略を実現するためには、異地点間の工程を継ぎ目なくつなぐように、メキシコ国内の輸送手段が効率的でなければならず、そのためのインフラ投資が必要である。

メキシコにおける北米市場向け生産であれ、あるいは南米で行う地域市場向けの生産であれ、日本企業が効率的な生産を行うためには、中間財は現地化と東アジアの産業集積で集中的に生産されるものの輸入を効果的に組み合わせることが望ましい。中南米地域における中間財輸入の自由化や東南アジア諸国との自由貿易協定締結の促進を呼びかけることも有益であろう。

参考文献

国際協力銀行「わが国製造業企業の海外事業展開に関する調査報告」(2013 年) http://www.jbic.go.jp/ja/information/press/press-2013/1129-15775

ECLAC (Economic Commission for Latin America and the Caribbean), Preliminary Overview of

the Economies of Latin America and the Caribbean 2013, December 2013, Santiago, United Nations.

- Francisco H. G. Ferreira, Julian Messina, Jamele Rigolini, Luis-Felipe López-Calva, Maria Ana Lugo, and RenosVakis (2013) Economic Mobility and the Rise of the Latin American Middle Class, Washington D.C. World Bank.
- Henry Sanderson and Michael Forsythe (2013) China's Superbank: Debt, Oil and Influence-How China Development Bank is Rewriting the Rules of Finance, New York, Bloomberg Press.

一注一

- ¹ IMF World Economic Outlook Database April 2013 の購買力平価評価された数値を用いて計算した。
- ² IMF World Economic Outlook Database October 2013 に基づく。
- ³ CIA World Factbook 2012 年推定値より計算。
- ⁴ WTO World Tariff Profiles 2013 による 2012 年の値。
- ⁵ IMF World Economic Outlook Database October 2013.
- ⁶ CIA World Factbook 2012 年推定值。
- ⁷ WTO World Tariff Profiles 2013 による。
- ⁸ "Latin American Geoeconomics: A Continental Divide," *The Economist* May 18. および"Two Latin Americas," *Wall Street Journal*, January 3, 2014.
- 9 メキシコの賃金が上昇すれば、太平洋同盟内よりも人件費が安い中米やカリブに労働集約 部門を移して分業する「メキシコ・プラス・ワン」が実現するかもしれない。メキシコ は中米・カリブと自由貿易協定を結んでいる。
- http://www.dw.de/chinas-influence-in-latin-america-is-increasing/a-17156409
- 11中来・カリブ地域のベリーズ、ドミニカ共和国、エルサルバドル、グアテマラ、ハイチ、ホンジュラス、ニカラグア、パナマ、セントキッツ・アンド・ネヴィス、セントルシア、セントヴィンセント・アンド・グレナディンス、および南米パラグアイの計 12 カ国。
- 12 トヨタは 1958 年にブラジル法人を設立し、これはトヨタにとって最初の海外生産でもあったが、長年ランドクルーザー(ブラジル国内名バンデイランテ)だけを小規模に生産するに留まっていた。本格的に乗用車の生産を開始したのは 1999 年のこと。ホンダも二輪車の進出は 1975 年と早かったが、乗用車の生産を開始したのは 1997 年。
- "Mexican Labour: Cheaper than China," Financial Times April 5, 2013

第4章 地域経済統合への道筋――経済分析を中心に

阿部 一知 烟佐 伸英

1. はじめに

日本は、2010年ごろから TPP (環太平洋戦略的経済連携協定) への参加を検討しはじめ、それを契機として TPP に関する国民的な議論も拡大していった。2013年7月には正式に交渉参加が認められ、日本は広範囲かつ抜本的な地域経済協定の締結へと向かう「第3の開国」へと舵を切ることとなった。日本はこれまで13の EPA (経済連携協定)を締結してきているが、日本に関する EPA/FTA (自由貿易協定)政策が、これほどまでに国民にも浸透した形で、積極的な議論の対象になったことは、近年ではなかった。

このような状況の中で、改めて日本の地域経済統合への取り組みについて、その背景や現状について学び、今後の見通しを考えていくことは、大変に有益であると思われる。現在、TPPのみならず、RCEP(東アジア地域包括的経済連携)や日中韓 FTA、日 EUEPA など、地域の貿易自由化に向けた交渉は同時並行で進められており、そうした個別の経済的な影響も広く関心が寄せられている。また、昨今指摘されているチャイナ・リスクは、日本が進めている地域経済統合への取り組みにどう影響してくるのかという問いかけも、考慮していくべき重要な視点である。本稿では、日本の FTA 政策の現状と課題、ならびにチャイナ・リスクの影響を述べ、それらが経済的に日本やアジア地域にどのようなインパクトをもたらすのかを分析することを目標としている。

本章は以下のように構成されている。「2. 現状と課題」では、日本の FTA 政策の歩みと現状について述べ、その課題と見通しについて概説する。そして、チャイナ・リスクを考慮して、今後の広域 FTA の動向がどのように影響を受けるのかというシナリオを想定することにする。「3. 各種シナリオの経済効果」では、主に GTAP (国際貿易分析プロジェクト)による一般均衡分析を中心に、日本が参加国となっている TPP、RCEP、日中韓 FTA、日 EUEPA などの広域経済連携の経済効果について明らかにする。そして、チャイナ・リスクが、それらの経済効果にどのように影響するのかについて考察することにする。「4. チャイナ・アジア・リスクをカバーする政策的対応」では、本稿全体のまとめとして、今後のFTA 政策のあり方や、地域経済連携の進め方などの政策提言を述べて終わりとする。

2. 現状と課題

日本政府は 1990 年代までは、多国間自由化の枠組みである GATT (関税と貿易に関する一般協定)/WTO (世界貿易機関) 体制のほうに軸足を置いていたため、FTA の締結にはそれほど政策的な進展を図ってこなかった。FTA のような 2 国間や地域間の協力を促進するような例外的な協定は、多国間の世界貿易体制から目をそらし、むしろ究極的な自由貿易を阻害するという意見が主流であった。しかしながら、1990 年代初めに顕在化してきた世界的な FTA の増加 (特に北米自由貿易協定 (NAFTA) 締結) を見るに至って、2000 年代からは、日本もまたその波に乗る方向へと政策的な舵を切った。

FTA 推進に向けて一つのターニングポイントとなったのは、1998年10月の日韓首脳会談

の際に発表された「21世紀に向けた新たな日韓パートナーシップ」である¹。その中で、日韓両国は二国間での経済政策協議を強化することに合意した。その後、日本貿易振興機構アジア経済研究所(IDE-JETRO)と韓国対外経済政策研究院(KIEP)が、日韓 FTA の経済的効果についての民間共同研究を 1998 年 12 月に開始し、日韓 FTA を推進していくことを提言する報告書を 2000 年に発表した²。

日本政府の音頭によって FTA に関する共同研究が行われたのは韓国が最初であったが、いまだ韓国との FTA は締結されていない。2002 年 1 月に締結された日本とシンガポールとの EPA が日本の最初の FTA となった。それ以来日本は 2011 年 2 月までに、メキシコ、マレーシア、チリ、タイ、ブルネイ、インドネシア、フィリピン、ASEAN、ベトナム、スイス、インド、ペルーの 12 カ国・地域と EPA を締結することとなった(表 1)。

表1 締結済みのFTA

	国・地域	署名	発効
1	シンガポール	2002年1月	2002年11月30日
	改正議定書	2007年3月	2007年9月2日
2	メキシコ	2004年9月	2005年4月1日
	改正議定書	2011年9月	2012年4月1日
3	マレーシア	2005年12月	2006年7月13日
4	チリ	2007年3月	2007年9月3日
5	タイ	2007年4月	2007年11月1日
6	ブルネイ	2007年6月	2008年7月31日
7	インドネシア	2007年8月	2008年7月1日
8	フィリピン	2006年9月	2008年12月11日
9	ASEAN	2008年4月	2008年12月1日(シンガポール、ラオス、ベトナ
			ム、ミャンマー)
			2009年1月1日 (ブルネイ)
			2009年2月1日 (マレーシア)
			2009年6月1日 (タイ)
10	ベトナム	2008年12月	2009年10月1日
11	スイス	2009年2月	2009年9月1日
12	インド	2011年2月	2011年8月1日
13	ペルー	2011年5月	2012年3月1日

現在の日本のFTAに対する取り組み状況(表 2)については、GCC(湾岸協力会議)、オーストラリア、モンゴル、カナダ、コロンビア、日中韓、EU、RCEP、TPPの、9カ国・地域において交渉中である。韓国については2004年以来交渉が中断しており、その再開に向けた見通しは厳しい状況である。トルコとは共同研究を終え、今後の交渉入りについて検討を行っている。

表2 日本のFTAの取り組み

	国・地域	状況
1	韓国	2003年12月交渉開始。2004年11月以来交渉中断
2	GCC	2006年9月交渉開始

3	オーストラリア	2007年4月交渉開始
4	モンゴル	2012年6月交渉開始
5	カナダ	2012年11月交渉開始
6	コロンビア	2012年12月交渉開始
7	日中韓	2013年3月交渉開始
8	EU	2013 年 4 月交渉開始
9	RCEP (ASEAN+6)	2013年5月交渉開始
10	TPP	2013 年 7 月交渉開始
11	トルコ	2012年11月共同研究を開始し、2013年7月に報告書を発表

注: GCC とは湾岸協力会議 (Gulf Cooperation Council) の略称であり、加盟国はアラブ首長 国連邦・バーレーン・クウェート・オマーン・カタール・サウジアラビアの 6 カ国と なっている。

表 3 は、日本を含む主要国・地域の FTA カバー率を示したものである。日本の貿易総額の 18.9%は FTA を締結した国・地域と取引されている。さらに、輸出に限っては 19.8%、輸入においては 18.2%が、FTA 相手国・地域とのやり取りであることが示されている。この 18.9%という数字をどう評価するかは議論の余地があるが、FTA 先進国とも言われる隣国の韓国(35.3%)と比べるとその割合は約半分であり、インド(18.3%)や中国(16.6%)との数字に近いのが現状である。日本は締結した FTA の数においては、決して韓国に劣っているわけではないが、その FTA の相手国が日本の主要な貿易相手国となっていない。その結果として、FTA カバー率が低迷しており、それが日本の FTA 政策の弱点となっている。特に、貿易額の上位 5 カ国(中国、米国、韓国、オーストラリア、台湾)との FTA 締結が今後の重要な課題と考えられる。

そもそも FTA の経済的メリットを十分に享受するためには、貿易額が多い国と締結することが必要である。また、貿易障壁によって保護された部門(日本の場合は、農林水産業、食料品)の自由化による輸入品の価格低下が、そのメリットの主たる源泉である。それには当然、国内保護産業の再編も強いられ、政治的にはかなり難しい選択を迫られることになる。もともと日本は、特に経済的結びつきが強く日本企業の進出が目覚ましい ASEAN 諸国との FTA を締結することを最優先の課題としており、それ以外の国とはできるところからというスタンスで取り組んできた。それが 2008 年に ASEAN との締結に漕ぎ着けたことで当初の日本の目的はひとまず達成し、今後は将来を見据えた日本の戦略的な FTA 構築が望まれるところであった。そのような中でようやく最近になって、EU との EPA 交渉の開始や、中韓を含む RCEP 交渉の促進、米国やオーストラリアも交渉メンバーとなっている TPPへの参加等の前向きな動きが見受けられ、日本の FTA に対する積極的な態度というものが表面に出始めてきた。

表3 主要国・地域の FTA カバー率 (%)

国・地域	貿易	輸出	輸入
日本	18.9	19.8	18.2
米国	39.4	46.4	34.7
カナダ	67.7	76.7	59.4
メキシコ	81.3	91.4	71.1

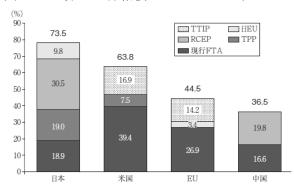
チリ		90.9	89.3	92.8
ペルー		90.6	93.4	87.6
ELIO7	貿易総額	73.6	75.9	71.4
EU27	域外貿易	26.9	29.8	24.2
韓国		35.3	38.1	32.2
中国		16.6	13.3	20.4
インド		18.3	22.2	15.9
シンガポール		62.2	64.4	60.9
ASEAN		59.7	59.4	60.0
オーストラリア		26.9	18.7	35.3
ニュージーランド		49.1	49.4	48.7

出所:ジェトロ世界貿易投資報告 2013 年版 JETRO p.56。

日 EUEPA、RCEP、TPP など日本にとっては主要な貿易相手国を含む広域 FTA が、もし無事に締結されたとすると、日本の FTA カバー率は飛躍的に拡大することが見込まれている (図 1)。米国とオーストラリアを含む TPP が締結されると、カバー率は 19%増加して37.9%となり、さらに、最大の貿易相手国である中国と 3 番目の韓国を含む RCEP が結ばれると、その率は 30%ポイント以上増え、合計で 68.4%へと急拡大する。さらに、EU (9.8%)と締結することで FTA カバー率は実に 78.2%と 8 割近くまで上昇することが見込まれている。この値は、米国や EU をも凌駕し、チリやペルー、メキシコと肩を並べるような FTA 推進国となることを示している。

その意味でも、まずは、2014年中の妥結を目標としている TPP については、更なる交渉の加速と残された課題解決に向けて、日本も積極的に役割を果たしていくことが求められる。こうした目前の広域経済連携を推し進めることで、ドミノ的に他の地域経済連携も進んでいくことが実態としてよく言われている。今後、RCEP や日中韓、日 EU などのメガ FTA が順調に進展していく可能性を高める上でも、まずは TPP を成功裏に仕上げていくことが 喫緊の課題と言ってよい。

図1 広域 FTA 締結後の FTA カバー率



[注] FTAカバー率は2012年末時点の往復貿易ベース。EUは域内 貿易を除く。中国は香港、マカオを除く。日本の合計値は、 TPPとRCEPにおける重複を除く。

〔資料〕各国貿易統計から作成

出所:ジェトロ世界貿易投資報告 2013 年版 JETRO p.56。

表 4 は、これまで日本が締結した 13 の EPA における関税の自由化率の値を記したものである。貿易額ベースでは 90%を超える数値が並んでいるが、品目ベースではフィリピンとの EPA における 88.4%が最大となっており、品目ベースの自由化率では、決して高い水準の自由化が達成されているとは言い難い。ましてや、日本側の自由化率は相手国側の自由化率よりも低いことが多く、自国の関税引き下げにおいては劣勢に立たされる場合が見受けられる。これは、日本の主要な保護部門である農林水産品の自由化が進んでいないことの表れである。現在早期妥結に向けて交渉が進められている、TPP の関税削減交渉においても、この状況は同様である。

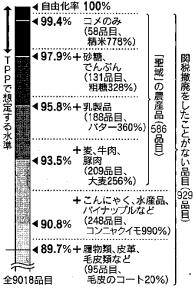
政府は TPP 交渉への参加を決めるに当たり、国内対策として 5 分野の農産品の関税は維持するとの目標を定めた(いわゆる聖域)。しかし、この聖域の農産品 586 品目をすべて関税撤廃除外品目とした場合、品目ベースでの自由化率は 93.5%にとどまり、他の交渉参加国がすでに 95%以上の自由化を提示していることを考えると、おそらくこのままで受け入れられるとは考えがたい(図 2)。他の参加国からは日本の関税撤廃案は低すぎるとの批判も聞かれるため、日本政府は、聖域分野にも踏み込んだ検討をして、なんとか 95%以上の自由化達成に向けて努力していくものと思われる。

表 4

	日本側自由	日本側自由化率(%)	
相手国・地域	貿易額ベース	品目ベース	貿易額ベース
シンガポール	94.7	84.4	100.0
メキシコ	86.8	86.0	98.4
マレーシア	94.1	86.8	99.3
タイ	91.6	87.2	97.4
フィリピン	91.6	88.4	96.6
チリ	90.5	86.5	99.8
ブルネイ	99.9	84.6	99.9
インドネシア	93.2	86.8	89.7
ASEAN	93.0	86.5	90.0
ベトナム	94.9	86.5	87.7
スイス	99.3	85.6	99.7
インド	97.0	86.4	90.0
ペルー	99.0	87.0	99.0

出所:季刊 国際貿易と投資 Summer 2012/No.88 p.9。

図 2



(注)カツコ内は品目数と具体的な品目の関税率

出所:日本経済新聞 2013年9月5日付 5面。

まずは農林水産業を中心とした国内調整対策を喫緊の課題として取り組み、TPPの関税削減交渉を乗り切っていくことが一番の課題といえよう。このようなハイスタンダードな TPPを妥結させることで、日本は真の貿易国家としての地位を獲得することにもつながるし、今後、RCEPや日中韓といったアジア近隣諸国との広域 FTA の締結にも弾みが付くこととなる。こうした経済協力の促進はアジアの経済的発展のみならず、経済交流の深化を契機として地域全体の安全と安定にも寄与することになる。

加えて、今後の地域経済統合にとって重要な論点として、TPPの対象範囲が、単なる関税・ 非関税障壁の撤廃・低減よりもはるかに広いという点をあげることができる。関税撤廃は、 地域経済の統合にとって重要なことは論をまたないが、近年の企業の越境的経済活動の深 化の状況からみて、企業の国際的な立地(生産工程分業も含む)の円滑化や企業活動の国 際的展開などを促進するため、従来は国内制度とされてきた分野でも調整が必要となって きている。TPPは、知的財産権の保護、競争政策、国営企業の制約などにも踏み込んでいる。 地域経済統合が、互恵的な経済発展を目指すものであり、そのために企業の越境活動が重 要という認識にたてば、こうした広範囲の自由化・保護措置が必要となってくるのである。

このような地域経済連携の進化の過程において、現在懸念されているチャイナ・リスクはどのように関わってくるのであろうか。ここでは、その可能性について以下の 3 つの視点から述べてみたい。まず、第一に直接的な影響として、日中韓の 3 国の FTA の締結が大幅に遅れるか、或いはその実現自体が不可能になることが考えられる。事実、2012 年に日中関係が悪化して以来、恒例となっていた日中韓の首脳会合は開催されておらず、未だその見通しは立っていない。加えて、2013 年末の総理の靖国神社参拝などもあって、今後の展開が予想できない事態となった。日中韓 FTA の交渉は進んでいるが、事務的な交渉がほぼ完了しても、条約締結に至るかどうかは不明である。他方、中韓 FTA が先行されることで、日本は貿易転換効果の負の影響を受けることも現実的にありうる。

第二のリスクとしては、RCEPへの影響が考えられる。中国を中心とした途上国と日本との間での不調和が、交渉を長引かせ RCEP 自体の締結の遅れが発生することが考えられる。 さらには、自由化率が極度に低く設定されてしまうことで、RCEP は締結されたものの、全く機能しない協定になってしまう恐れもある³。

第三に、TPP とチャイナ・リスクとを絡めて考えてみることにする。当初 TPP については全く関心を示していなかった、というよりもむしろ敵対的な感情を抱いていた中国は、最近になってそれへの参加の可能性を検討しはじめるなど、以前より肯定的な動きが見受けられるようになっている。いずれは中国が TPP に参加することで、環太平洋の自由貿易・経済統合の体制が完成するという意見にもあるように、中国の TPP 参加を歓迎する声は多く聞かれる。しかし、TPP の体制が固まる前段階での中国の交渉参加や、或いは、決まった交渉事項を歪めるような形での中国の TPP 参加は、むしろ、別のリスクを増幅させることにもなりかねない。そのリスクとは、中国の交渉参加による TPP 妥結の遅れや、後進国のバーゲニングパワーの増大による自由化度の低下と制度設計の後退である。たとえ交渉妥結後に中国が TPP に参加するとしても、それによって再交渉が求められ制度が変更されるような事態が起こるのであれば、それは決して好ましいこととは言えない。

3. 各種シナリオの経済効果

(1) シナリオとシミュレーション

2013 年に入り、中国をはじめとする東アジア諸国に、日本との外交関係を懸念する傾向が強まってきた。今後の動向は不透明であるが、ここでは、日本が参加する地域連携協定の将来シナリオとして以下のようなケースを想定する。

(シナリオ1-チャイナ・アジア・リスク・ケース) TPP+日 EU

(シナリオ 2ートレンド・ケース) TPP+日 EU+日中韓 FTA+RCEP

これら 2 ケースは、すべての部門で関税撤廃を行うとして経済効果のシミュレーションを行う。

上記のシナリオによるシミュレーションは、経済効果の絶対的大きさというよりは、シナリオ間の効果の比較を観察することに議論の重点がある。使用するのは、GTAP データベースの最新版(バージョン 8)で、最近の関税率と貿易構造を反映できるようにした。モデル・スペックは、資本蓄積の効果のみ取り入れた Baldwin モデルとし、基本的に静学的な効果のみ測定する。

(2) シミュレーション結果と評価

各ケースによる経済厚生改善効果を表5にまとめている。

表 5 経済厚生改善効果

(%)

	(/0 /
シナリオ1	シナリオ2
0.28	0.79
-0.15	0.36
-0.12	1.28
-0.16	0.41
1.21	0.40
0.44	0.30
0.01	-0.05
0.04	-0.06
-0.04	-0.12
-0.07	-0.23
	0.28 -0.15 -0.12 -0.16 1.21 0.44 0.01 0.04 -0.04

ここで、地域連携協定に基づく関税撤廃の経済効果についての、一般的な注釈を加えておきたい。まず、これらの数字は、スケール調整のために GDP 比で表しているが、価格低下による所得改善効果を基本としている。ただし、Baldwin モデルを使用しているため、この効果に加えて、所得増→貯蓄増→投資増→長期的資本蓄積→生産力増という経路による実質的・数量的な生産・所得効果を加味している。いずれにせよ、これらは不況対策などによる財政支出追加の効果(マクロ的乗数効果)のように大きなものとはなっていない。また、貿易自由化には、短期的な失業改善の効果はない。しかし、実は、これらの効果の比較は、次元が違うものであり適切ではない。貿易自由化は、長期的な所得改善と経済成長の促進が狙いなのである。効果の大きさを強いて比較すれば、不況対策の場合は、短期的な不均衡状態(マクロ的な需要不足)を一時的に解消するものであるといってよく、その効果の持続は2~3年といってよい。理論的には、完全雇用を回復した時点でその効果は消えてしまう。これに対して、関税撤廃の所得効果は永続する。この効果が仮に15年間は続いているとして考えると、マクロの不況対策の効果の5倍以上に相当するといってよい。

加えて、この効果(静学的効果)には、関税撤廃の動学的効果である経済成長促進効果が入っていない。特に、輸入自由化による競争の激化による生産性の改善や、それに伴う投資の活発化は、Baldwin 効果に反映されるものを除いては、入っていない。こうした動学的効果は、静学的効果の2倍以上になるという推計もある。

リスク顕在化シナリオであり、基本シナリオでもある「TPP+日 EU」ケースの効果は、シナリオ 2 と比較して、日中韓 FTA とそのスーパー・セットである RCEP を締結しない分だけ小さくなる。シナリオ 1 で日本の得る経済的利益は、シナリオ 2 よりかなり小さく、0.5 パーセント・ポイント程度小さく、大きさでは 3 分の 1 である。

これらのシナリオ間の大きな差異は、基本的には相手国の工業部門の関税引き下げの余地に起因するものである。地域貿易協定による関税引き下げの効果を、日本側の関税引き下げと相手国の関税引き下げの効果に分けてみよう。まず、日本側の関税撤廃効果は、農業部門の自由化によるもののみである。つまり、より安価な農産品の輸入が可能になることによる所得改善効果、農業から他部門への資源(労働・資本)の再配分による生産効率化が、その効果の源泉である。次に、日中韓・RCEPの相手国の関税撤廃効果は、日本の製造業製品の輸出増の効果によるものである。ただし、それは輸出増による数量効果ではな

く、生産性が比較的高い製造業の生産シェアが増加し、日本全体の生産効率が上がることによる所得効果である。TPP 参加国は先進国 (アメリカなど農産品輸出国) あるいは保護水準の比較的小さいアジアの途上国が中心である。これらの国々に対しては、日本の農業関税の引き下げの影響が比較的大きいが、工業部門の関税引き下げの余地は少ない。

これに対して、日中韓 FTA と RCEP では、中国をはじめとする工業部門の保護水準が依然高いアジアの途上国が多い。日中韓 FTA と RCEP が結ばれないことによる逸失利益(顕在化したチャイナ・アジア・リスク)は、相手国の工業部門の関税引き下げ分に起因することが多い。

これは、部門別の生産への効果に表れている(表 6)。シナリオ 1 と 2 では、農業部門へのマイナスのインパクトはほとんど変わらないのにもかかわらず、特に重工業、繊維、機械組立などの産業で、シナリオ 2 に大きなプラスのインパクトが出ている。これは、日中韓 FTA、RCEP による日本の工業品輸出の増加(それによる生産性の高い製造業部門の拡大)の効果を示すものである。

表6 日本の部門別生産への効果

(%)

実質生産	シナリオ1	シナリオ2
穀類	-6.3	-8.9
肉類等	-11.1	-11.6
鉱業	-0.3	-0.3
加工食品	-0.1	0.0
繊維	9.4	11.8
軽工業	0.2	0.3
重工業	0.8	2.4
機械組立	0.9	1.2
公益建設	0.3	0.9
運輸通信	0.2	0.4
その他サービス	0.2	0.5

なお、モデル・シミュレーションに加えて、チャイナ・アジア・リスクは、シミュレーション結果以上に大きい可能性がある。第 1 に、前述したとおり、貿易自由化・関税撤廃の動学的効果は、静学的効果を上回る。特に、RCEP あるいは日中韓 FTA の相手国は、高度成長を続けている途上国であり、生産性向上の余地が大きい経済であるため、動学的な効果が大きく出る可能性が高い。第 2 に、地域連携協定を締結する相手国の将来の経済成長が大きいほど、将来の貿易とその利益が大きくなる。RCEP あるいは日中韓 FTA の相手国は、中国をはじめとして将来も一定期間は高度成長を続ける可能性が高いことから、逸失利益がより大きい可能性がある。第 3 に、東アジアにおいては、生産工程の国際化(生産ネットワークの形成、生産の fragmentation)が進んでおり、今後もこうした動きが一定期間続くとみられる。チャイナ・アジア・リスクによって、地域連携協定の締結が滞るのと並行して、直接投資や生産連携が進まなくなることにより、最適な生産工程の国際化が実現できなくなる可能性がある。

4. チャイナ・アジア・リスクをカバーする政策的対応

チャイナ・アジア・リスクが、経済的動機以外の政治的、外交的な要因で発生していることから、これを経済政策だけで回避することは不可能である。経済政策の観点からは、チャイナ・アジア・リスクシナリオ (シナリオ 1) が現実のものとなった場合に、その(機会)損失を補うような方策を議論することが現実的であろう。ここでは、こうした現実的な方策として、以下の3点を挙げたい。

(1) TPP の活用と関税撤廃以外の効果

日本の経済成長を促進する国際政策手段として、TPP は極めて貴重である。日中韓 FTA と RCEP という対アジア地域貿易協定の締結が遅れた場合には、アジアの途上国も含む TPP は、ほぼ唯一の貿易自由化の政策手段である。確かに、TPP の関税撤廃効果は、日中韓 FTA・RCEP に比較すれば小さい。しかし、TPP には、RCEP などに無い極めて重要な項目がある。 TPP は 24 項目という極めて広範囲の自由化、保護措置を含む包括的な協定である。知的財産権保護の強化、国有企業改革、競争政策の強化がよい例である。知的財産権保護の強化は、競争力の最も強いアメリカの利益となるのは自明であるが、芸術・文芸・文化的インプットを中心とする産業は、日本としても将来性に期待すべき産業である。また、国有企業改革は、日本からの直接投資の環境改善に大きく貢献する。競争政策の強化は、公平な競争条件の確保と直接投資の促進につながる。こうした非関税分野の自由化、制度的保護の強化の経済効果の分析は、関税低減などと比べて研究の蓄積が少なく体系化されていない分野である。しかし、これらの効果は、そうした既存研究による部分的な推計を加えてみても、無視しえないほど大きい。

(2) 直接投資の活用(対内、対外)

より生産性の高い工業・製造業部門の拡大は、日中韓FTA・RCEPの重要な経済効果である。こうした効果は、対内、対外直接投資の活用と促進により一部はカバーできる。製造業部門の対内直接投資が活発化すれば、より直接的に高生産性製造業のシェアを拡大できる。また、特に、TPP参加途上国への対外直接投資の環境をより改善することにより、製造業分野の日本企業の収益性を高めることも可能であろう。

(3) 既存の EPA の運用改善と強化

現在は、日本の通商・外交当局は TPP に全力を挙げているのが実態であろう。ただし、TPP の締結が完了した段階では、当局にも交渉余力ができてくることが期待できる。その際には、既存の EPA のレビューと質的な強化を図ることを提言したい。特に、TPP によって聖域とされている農業部門の一部でも自由化が進んだ場合には、それは絶好の交渉材料となる。既存 EPA の見直しを進めることも重要である。

最後に、いずれにせよチャイナ・アジア・リスクの拡大を防ぐためには、その経済的な 逸失利益を意識しつつ、外交的な努力を払うことも必要であることは強調したい。APEC な どの仕組みは、その重要な機会といってよいだろう。

一注一

- ¹ 清水隆雄「東アジア自由貿易協定―日本の政策と数量的評価―」『日本大学国際関係学部 Working Paper No. 504』(2005 年 9 月)11 頁。
- ² Research Planning Department, IDE, JETRO, Toward Closer Japan-Korea Economic Relations in the 21st Century, Summary Report, March 2000, p. 31.
- ³ なお、RCEPには中国やインド、インドネシアなどの巨大な新興国がそのメンバーとなっており、知的財産権、政府調達、国営企業などのルールや制度に関して、先進的かつ画ー的な取り決めが排除される可能性がある。このような制度の不調和は貿易の取引コストの増大を招き、機会費用の損失として自由貿易を阻害する要因ともなりうる。

第5章 チャイナ・リスクとアジア太平洋地域統合: 危険と機会の中国とどう向き合うのか

寺田 貴*

はじめに

2013年、モノに限れば米国を抜いて世界最大の貿易国となった中国は「世界の工場」としての地位を揺るぎのないものとする一方、「世界の市場」をも目指すべく国内の市場改革にも取り組んでいるが、いまだ未発達の法整備など様々な参入障壁が残存し、多くの企業はいわゆるチャイナリスクに起因する問題に直面している。特に日本の場合は、尖閣問題をめぐる両国の対立に見られるように、中国国民が抱く反日感情による日本企業や店舗をターゲットにした暴動など、特定のチャイナリスク要素も加わるため、その対応策はより複雑かつ深刻である。

本論は日本が交渉に参加し、将来利用し得る地域統合枠組みが、いかにこのようなチャイナリスク問題と関連し、対応可能な制度となるのかを検証する。ここでは中国との相互依存は不可避でありリスクを負わざるを得ないという意味のリスク・テイキング、また中国への投資や貿易の依存をできるだけ減らす意味を示すリスク・アボイダンスの2つの観点から議論を進めるが、これはまた、中国の地域統合枠組みへの参加・不参加という2つの視点が重要な分析視点であることを示す。

まず中国が参加する枠組みでは、中国を同じ経済ルールに関与させ、日本政府・企業が問題への対処を推進することの可能性、さらに関税の撤廃義務などでより透明性の高い中国市場の出現の可能性を論じることが、リスク・テイキングの論点となる。また中国不参加の枠組みでは、中国以外の国々と市場統合を進め、同じ経済ルールを共有、踏襲することで、日本企業にとって参加諸国経済の魅力が増し、中国依存度を減らす効果が期待できることから、いわゆる「チャイナプラス」の企業戦略が可能となることを意味する。

現在日本が交渉に参加する地域統合枠組みは、中国が参加する東アジアの地域統合枠組みである東アジア地域包括的経済連携(RCEP)と日中韓FTAであり、不参加の枠組みは環太平洋経済連携協定(TPP)である。本論では中国との関連でこれらの地域統合で扱われる、あるいはその予定であるルールの比較をすることで、リスク・アボイダンスとリスク・テイキングの2つのアプローチからチャイナリスクのマネージメントを探り、最後に中国のTPP参加の可能性を論じ、このシナリオこそが2つのアプローチを収斂させる鍵であることを示す。

1. 日中相互依存関係とチャイナリスク

中国進出に様々なリスクが付きまとうのであれば、それを避けてリスク・アボイダンスアプローチだけ考えれば済むことだが、日中両国にはそれが許されないほど、既に密接な相互依存関係が形成されていることから、リスク・テイキングアプローチも必要である。つまり、リスク・テイキングアプローチは、中国との相互依存関係が強く、中国依存を減らすことそのものが日本企業あるいは日本経済にとっても好ましくないとの議論に基づく。日本と中国はGDPの規模で世界第3位と2位、外貨準備高で世界第2位と1位を占める世

界でも突出した主要経済大国であり、両国の経済規模の合計は世界の GDP の約 19%、外貨準備高の合計は約 38%に及ぶ。実質成長率でみると、日本が 2001 年以降平均 1%以下の成長率であったのに対し、中国は平均で年率 10%、経済成長の減退が囁かれた 2013 年の第 3 四半期も前年同期比 7.8%増を記録しており¹、さらに同年にはモノの貿易総額で米国を抜き世界 1 位に躍り出ている。地理的に近接する日中両国間には高い経済相互依存関係が存在する。2 国間貿易は対中輸出の減少の影響から、2012 年は前年比 3.3%減の 3337 億ドルとなったが、日本にとって中国は輸出入ともに最大の貿易相手国(総貿易額の約 19.7%)、中国にとって日本は 2 番目の貿易相手国(輸出先として 2 位、輸入元として 1 位)である。貿易の内訳は日本からの輸出で、一般機械、電気機器、車、光学・医療機器が主要品目であり、中間財が全体の約 6 割を占める。一方中国から日本への輸出では、パソコン、携帯電話機、テレビ、衣類などの最終製品が主要な品目となっており、総輸出の 6 割も占め²、また中国の対内直接投資総額において日本は第 1 位の投資国となっている。民間企業 2 万 2 千社余りが中国へ進出し、国としては米国を抜いて第 1 位の進出企業数である³。さらに日本は中国との間で 443 億ドルほどの貿易赤字を抱えながら、海外に事業所を有する日系企業と本社との間の投資収益等を含む所得収支では 100 億ドル近い黒字を計上している⁴。

このように中国は日本にとって極めて重要な貿易・投資パートナーであることは論を待 たない。しかし、中国の技術移転要求や投資の制限など国家資本主義に基づく不透明な制 度や新興国に見られる未整備の法制度等を世界各国がリスクとして認識している。このよ うなチャイナリスクについて、日本貿易振興機構(JETRO)は1)カントリーリスク、2) セキュリティーリスク、3) オペレーショナルリスクの3つのリスクに分類している⁵。カン トリーリスクとは、企業が外国の事業に投融資したり貿易取引をする際に、相手国・地域 の政治や社会、経済状況の変化に伴い損失を被ったり資金が回収できなくなったりする危 険性の度合いを指す。セキュリティーリスクは、従業員の生命や身体に及ぶリスク、また 治安悪化や突発的に発生するリスク等を指し、オペレーショナルリスクは、各々の企業が 経営の現場で直面するリスクを指す。本論では、中国の参加・不参加の観点、異なるルー ル作りと参加国の経済規模という地域統合がチャイナリスクマネージメントに関連する観 点から、経済的影響力を世界規模で強める中国が先進民主主義国とは異なる独自のルール に立脚することから生じる予測可能性の低さをチャイナリスクと定義する。さらに、チャ イナリスクと地域統合の関連をより直接的に分析するため、先の3つの分類を1)不透明な ルールやその背景にある権威主義的政治体制・国家資本主義的経済政策によるもの(国家 資本主義リスク)、2) 知的財産保護などに対する不十分な法整備と新興国としての国際的 立場から生じるもの(新興国リスク)、そして 3)反日デモなどに見られる日中の国家間対 立に起因する地政学的要因(日中対立リスク)の3つに再分類する。

最初の分類である国家資本主義リスクについては、国有企業の問題が焦点となろう。中国では改革開放の過程の中で国有企業の民主化が取り組まれてきたにもかかわらず、市場における競争力は依然として強い。チャイナリスクとしての国有企業の問題は次の 2 点に要約できよう。まず、国有企業が株式制の改革を終了した後も、国家が依然として最大の投資主体となっており、このため、国家は行政目標に即した企業経営が行われるように国有資産の所有者として干渉を行う⁷。それは不透明な企業統治と腐敗の温床となり、さらに需給バランスを無視するなど市場メカニズムが働かないため、私企業や外国企業の活動が

不平等に扱われ、不利なビジネス環境を作り出してしまう。2013 年 11 月に開催された中央委員会第 3 回全体会議の声明は、民間セクターを支援し改革を追求すると謳うものの、具体的な目標は示されず、包括計画の策定にかかわった政府高官が「目先は国有企業の根本的な改革を見込んでいない」と述べたように⁸、習近平体制においてもしばらくは、この中国最大の既得権益に直接挑むことを回避することが露呈した。中国は 2009 年に政府調達について自国製品を優遇する新しいルールを導入したが、日米欧の経済団体が新ルールは差別的な基準であり実質的には中国企業以外は政府調達に参加出来ないと批判するなど⁹、その不透明さは際立っている。しかしながら中国の企業幹部や学識者は「歴史ある海外の大手競合は今まで中国で優位に立っていた。国内企業が彼らに張り合っていくためには政府による規制が欠かせない」として、「中国固有の技術」を育成しようとする政府努力を擁護するなど¹⁰、国有企業改革への機運を削ぐ発言が目立つ。

また有効な監督システムが欠如していることも国家資本主義の特徴である。中国の会社法(公司法)は、取締役会は経営者を任命し監督する権限、及び経営業績を評価し経営者に対して賞罰を与える権限を有すると規定している。しかし株式制に転換した国有企業においては取締役会によって経営者の任命と監督が行われているが、現状では国有株の割合が大きいため、共産党と行政による影響を強く受けている¹¹。日本企業のリスクはこれらが中国市場参入への障壁となることにある。例えば中国は現在WTOの政府調達協定に加盟しておらず、日本は政府調達において年間約1000億ドルの市場に参入出来ない状態である¹²。中国の市場には共産党の意向が反映されて、国有企業の既得権益を守る限り、日本企業にとってはチャイナリスクの低減は困難であろう。

法制度の未整備と知的財産権侵害によって日本企業が受ける損失を指す新興国リスクにおいて重要な点は、法制度の未整備と知的財産権の侵害にあり、法の運営面での不確実性や担当者の恣意的判断が生み出すリスクがまず指摘できよう。例えば、法律が制定・施行されても、実際に運用するためのルールである実施細則などの運用規定が未整備である場合、また法律の適用範囲が曖昧で、規定と規定の間に矛盾や重複があることもある。加えて法令の急激な変更も重大な問題と指摘できよう。急激な法の変更は企業にとって対応コストが高くなり、また法改正で既存のビジネスモデルの存続が困難になるケースがある。さらに、中国の法規定には一部当該の法が施行された日よりもさかのぼって適用できる遡及適用という条項が存在しており、過去にさかのぼって課税されるというリスクも存在している¹³。また中国における知的財産権に関する被害は他国と比べて多大である。特許庁の「2012 年度模倣被害調査報告書」によると、2011 年度の海外における日本企業の模倣品被害率は23.4%、被害を受けたと回答した1011 社のうち、64.4%にあたる651 社が中国で被害を受けている¹⁴。また損失利益総額は252 億3000 万円と甚大で¹⁵、その取り組みの不備は長く中国に進出する日本企業の懸念材料であった。

最後に日中間に特有に存在する歴史認識や領土問題に端を発するリスクである日中対立 リスクの例として、2012 年 9 月に日本政府が尖閣諸島を国有化したことに対する対日抗議 行動であろう。その影響はサプライチェーンの維持、資金調達、投資戦略などに及んでお り、さらに日系企業や製品を対象とした不買運動、暴力による投資財産に対する破壊活動 もこの日中対立リスクに含まれよう。例えば、尖閣諸島の国有化を受けて中国各地で勃発 した反日デモでは、日系企業の生産拠点や小売りなどが被害を被っており、その額は 100 億円規模にも上るとも言われている¹⁶。このような中、撤退を考慮した企業がある一方で「割増退職金や外資優遇政策で過去に得た利益の返還など、撤退には膨大な資金が必要」であることから、その実施を留まる企業も多い。さらに解雇によって暴動が引き起こされることを懸念する企業もあるなど、撤退という選択肢も様々なコストがかかって容易ではない。以上、チャイナリスクが異なる政治体制、発展段階、国家関係に由来する予測可能性の低さという定義に基づき、第 1 に中国が権威主義体制や国家資本主義経済政策という先進民主主義国とは異なる体制をとっていることに起因する共産党による市場操作、第 2 に新興国としての立場から知的財産権を含む法整備が進んでいないということ、第 3 に日中間特有の地政学上のリスクを論じてきた。以下では、これらの問題はそれぞれ、日本が参加しようとする地域統合枠組みではどのように扱われているのかに焦点を当てる。特にできるだけ同じ先進国型の経済ルールに中国を関与させ、市場の透明性と法整備の推進を促す重要性が存在する一方、経済的影響力を強めている中国が交渉相手であるため、知的財産権や競争政策、投資の自由化や投資財産の保護といった日本が望むルールや制度が実現するとは限らない点を指摘したい。

2. リスク・テイキングアプローチ:日中韓 FTA と RCEP

RCEP と日中韓 FTA は共に 2012 年末の ASEAN 関連首脳会談にて交渉開始が宣言され、 2013 年に RCEP は 2 回、日中韓 FTA は 3 回の交渉が実施されている。RCEP に関して、長 らく併存してきた ASEAN+3 を参加国とする東アジア自由貿易協定構想(EAFTA)と ASEAN+6 の 16 カ国を想定する包括的経済連携協定構想(CEPEA)が 2011 年 8 月の日中共 同提案を受けて統合に向かい、2011 年 11 月に ASEAN が提唱したことが始まりである。 ASEAN と既に FTA を締結している日、中、韓、印、豪・ニュージーランドと ASEAN 参加 国の 16 カ国による協議を経て、2012 年 11 月の ASEAN 関連首脳会談において正式に交渉 立ち上げが宣言された。カンボジアのプノンペンで行われた同首脳会談では「RCEP 交渉の 基本指針及び目的」が採択され、2015 年末までの交渉妥結、既存の ASEAN+1FTA よりも相 当改善した、より広く、深い協定内容を目指す合意がなされた。具体的には 1) 物品貿易、 2) サービス貿易、3) 投資、4) 経済及び技術協力、5) 知的財産、6) 競争、7) 紛争解決、 8) その他の事項が扱われることが謳われており、これらの交渉は並行して行われるとされ ている。つまり、これまで ASEAN と中国などが採用してきた物品、サービス、投資を別々 の協定によって合意していく段階的なアプローチではなく、日本や先進国の採用する一括 受諾方式が採用される。その一方で RCEP の特徴として開発途上国への配慮が挙げられる。 「基本指針」の中でも、途上国に配慮した表現が広範に盛り込まれている。例えば物品貿 易に関して「ASEAN の後発開発途上国の関心品目の早期関税撤廃は、優先事項とする」、 経済及び技術協力に関して「経済及び技術協力は、参加国間における開発格差を縮小し、 RCEP 協定の実施による相互利益を最大化することを目指す」、競争に関して「競争分野に おける能力及び国家制度に関する RCEP 参加国の間の大きな差異を認識しつつ、競争、経 済効率及び消費者の福祉の促進、並びに反競争的な慣行の抑制に関する協力を行う基礎を 参加国に提供する」などの表現にその傾向は確認できよう。

その一方で RCEP による自由化やルール作りが途上国に合わせた最小公約数 (lowest common denominator) になるとの懸念も存在する。日本は先進国の立場から第2回交渉にお

いて、1) 10 年以内に 90%の品目で自由化、2) 関税撤廃期限に応じて 3 段階にする提案(即時・10 年内・10 年超)を主張したが、そこには農産物の自由化をできるだけ避けたい思惑も存在した。しかし同じ先進国でも農産品の輸出を増やしたい豪州やニュージーランドは「関税撤廃の例外は認められない」と反発、関税措置の多い中国、インド、ミャンマー、カンボジアといった途上国は「90%以上」に難色を示すなど¹⁷、「ギブアンドテイク」の形成が比較的容易な 2 国間 FTA と違い、多数の参加メンバーの意向が複雑に絡みあう RCEPのような多国間制度では、合意を形成することはかなり難しいことが露呈した。

以上から、RCEPでは中国と新興国の立場を共有するカンボジア・ラオス・ミャンマー (CLM)の意向が、日本が望む先進国型の協定を構築する上での障害となる可能性が指摘できよう。多岐にわたる国家利益への配慮や技術協力などが謳われていることからも、新興国の影響力が相当程度高いことが考えられる。メンバーシップは CEPEA 構想を引き継ぐものの、中国や東南アジアの新興国の日本への貿易依存度が低下し、中国がその経済的プレゼンスを拡大しているなど、ルールメイキングで日本にとって有利に働くとは限らない。また国家資本主義のイデオロギーを中国と共有し、国有企業などが国家経済で大きな役割を果たす CLM の存在は、RCEP 内で日本の国益を実現するルールを構築するためには、豪州、韓国、シンガポールなど、先進国間での経済ルールに関して連合形成を図り、域内経済格差是正にも同時に取り組んでいくことで、新興国からの支持を取り付けることが重要となろう。そして、日本と政治的に緊張関係を持たない ASEAN 諸国やインド、豪・ニュージーランドを含む多国間協定での投資自由化や保護の協定、紛争解決手続きを整備することで、中国国内に投資を行う日本企業に損害賠償請求の手段を確約し、投資のリスクに対して予見可能性を高めることが有益なアプローチである。

他方のリスク・テイキングの枠組みである日中韓 FTA は、その起源を 2003 年に 3 カ国の シンクタンクによる共同研究に見出すことができる。2010年には産官学の共同研究に格上 げされた後、同共同研究の成果は2012年5月の日中韓サミットの際に提出され、首脳間で 2012 年中の交渉開始に合意した。その後 3 回の事務レベル協議を経て、2012 年 11 月にプノ ンペンで開催された日中韓経済貿易大臣会合にて交渉開始が宣言された。日中韓 FTA が目 指すのは 1) 包括的且つ高いレベルの FTA、2) 相互主義と互恵に基づくバランスのとれた Win-Win-Win の状況の実現、3) 各国のセンシティブ分野に対ししかるべく配慮すること、 である¹⁸。RCEPとの関係では、日中韓3国がRCEPに参加していることを考慮し、日中韓 FTA と RCEP との一貫性を維持する方法を議論しており 19 、日本も RCEP 推進のためにも日 中韓 FTA の早期妥結が必要との考えを表明している²⁰。2013 年 11 月の第 3 回交渉会合にお いて 2014 年末に交渉の実質合意を目指すことで合意しているが、その背景には日本が交渉 妥結までの作業計画を示すなど早期合意を促したことがあるとされる²¹。中韓両国が2国間 FTA 交渉を進める中で、両国との2国間 FTA 交渉を進めていない日本の日中韓 FTA への傾 斜が目立つ形となったが、実際、自由化率について日本が90%を求める一方で、中韓は40% を主張、その後日本が「まず 6 割」と譲歩した提案をしたものの合意には至っていないな ど²²、日中韓 FTA の交渉はそれほど進展していない。

その一方で日中韓3国の間では既に投資協定が合意されており、日本も2013年末に国会で承認されている。投資協定においては不当な又は差別的な技術移転要求あるいは原材料の現地調達要求の禁止という規定が置かれ、知的財産権保護や投資保護が規定されている

ものの²³、投資に関しての核心部分が扱われているわけではない。中国側から事業の許認可を得る段階での、不利な条件や不透明な審査や手続きに対して、投資前の内国民待遇は認められておらず、合弁企業の出資比率で中国側が 51%以上を保有して経営権を握る外資規制も協定の対象外となっている。

以上のように、日中韓 FTA に関しては日本と中国のアプローチには乖離がみられる。日本がより高い自由化率や投資保護などの深い協定を目指す一方、中国は包括的かつ高いレベルの協定には消極的であると考えられる。さらに 2010 年代に入り中国が既に GDP 規模で日本を抜き、日本以外からも巨額の対内直接投資を受け入れているなど、日本への経済依存を減らしつつ経済規模を拡大する中で日中韓 FTA 交渉が行われており、増大する中国の力に対応するためにも、日本は韓国との連携が不可欠になる。しかし、一方で韓国は中国との 2 国間自由貿易協定交渉を既に 9 回(2014 年 1 月 10 日時点)実施し、関税分野では90%の撤廃、競争、知的財産、投資・サービス市場での交渉を進めており、2012 年以降冷え切った日韓間の政治的関係と日韓 FTA 交渉の 10 年近くに及ぶ停止を鑑みれば、韓国が日本と連携して中国と交渉するかは疑問である。ここで重要なのはチャイナリスクをどの程度日本と韓国が共有できるかという点であろう。自国内で反日デモや不買運動が起きる韓国が認識するチャイナリスクとどこまで整合性があるのかは精査することが必要である。そのうえで、日本としては韓国と TPP 事前交渉などの機会を通じ意思疎通を図っていくことが日本の国益を実現する上で重要である。

3. リスク・アボイダンスアプローチ: TPP

先述のとおり、日本の中国に対する多大な経済的依存は、日中関係が悪化した際に多大 なリスクを引き起こす可能性を示唆している。実際、ジェトロが 2013 年 1 月に実施した 「2012 年度日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査」によれば、2012 年 9 月中旬 以降の日中関係の情勢を踏まえ「中国におけるビジネスリスクが高まった」との回答は 69.8%と、尖閣諸島での漁船衝突事件後の 2010 年 12 月時点(52.7%) と比較して 17.1 ポイ ント上昇している 24 。これを裏付けるように、2013 年 $1\sim9$ 月期の日本の対 ASEAN 投資が 前年同期比で 140.4%と急増(130億 7500万ドル)している一方で、対中投資は 64億 9400 万ドルと 36.6%急減している。特に顕著な伸び率を見せたのはフィリピンとベトナムであり、 それぞれ 93.4%と 32.2%伸びている²⁵。2000 年代以降、日本の対中直接投資残高は伸び続け ており、国際収支ベースで見ても 2012 年までは全体として増加傾向にあった²⁶。それにも 関わらず 2013 年に変化が生じているのは、『ウォールストリートジャーナル』も指摘する ように日本企業が中国から東南アジアへとその生産拠点をシフトし始めたことが原因かも しれない²⁷。しかしながら、国際協力銀行の 2013 年度の「わが国製造業企業の海外事業展 開に関する調査報告」では、中国事業のリスク分散に関して、「既に一部/全機能を他国に 移管」(15.6%)、「リスク分散を図るための候補先国・地域を検討中」(16.1%) と何らかの 対策を実施済みまたは検討中の企業は3割程度に留まっており(回答社数:533社)²⁸、チ ャイナリスクがどれほど分散されているのかを決定づけるのは時期尚早であろう。

ではこのリスク分散への動きは日本の TPP 参加により加速するのだろうか。上述の国際協力銀行の調査では、リスク分散を実施済みまたは検討中の企業(167社)のリスク分散先の上位10カ国のうち7カ国が ASEAN 諸国である。また、約半数がタイ(78社)とともに

TPP 交渉参加国のベトナム (74 社) を挙げており²⁹、さらに「中期的 (3 年程度) 有望事業展開先国・地域」にもベトナムは 5 位に入っており (TPP 参加国の中では 1 位)、日本の TPP 参加はこの動きを加速させ、日越経済関係をより緊密化させるであろう。日本企業がベトナムを支持する理由として (回答社数:146 社)、「現地マーケットの今後の成長性 (1 位、66.4%)」、「安価な労働力 (2 位、57.5%)」を挙げており、他の上位有望国との比較において、労働コストや人材の質の高さを相対的に高く評価している点が特徴であるが「他国のリスク分散の受け皿として (4 位、18.5%)」が入っている点も特筆すべき特徴である³⁰。以上の点から、TPP の締結による関税撤廃がリスク分散を加速させると仮定すると、その投資先としてベトナムは最優先国だと想定されよう。実際に図 1 に見るように、日本企業による対中、対ベトナムの直接投資額 (フロー)の差は、近年狭まる傾向にある。

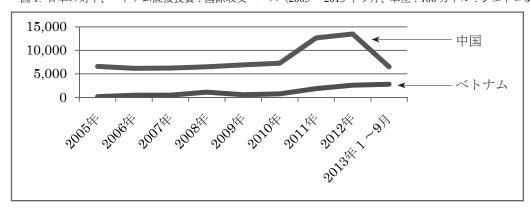


図 1. 日本の対中、ベトナム直接投資:国際収支ベース (2005~2013年9月、単位:100万ドル:ジェトロより作成)

リスク・アボイダンスアプローチはまた、日本が自ら推進したいルールの中でも、中国 が参加する枠組みでは反対が強く取り扱えないものや、取り扱えてもやはり中国の抵抗な どで低い水準にしか満たないものを、中国が参加しない TPP に参加することで追求するこ とを意味している。TPPで高度な貿易投資ルールを実施し、例外の極めて少ない自由化を達 成した結果、TPP参加国同士の相互依存が深まり、対中依存の低下をもたらす効果が期待で きる。ベトナムが TPP を通じてこのようなルールに参画すれば、投資先としての魅力は増 大する。また日欧 EPA についても表 1 で示されている交渉分野の範囲からみて、他の地域 統合枠組みと比べても遜色のない高水準な経済連携協定であり、日本は米国との TPP、日欧 EPA という中国が参加しない交渉で高いレベルのルールメイキングを志向し、このような 先進国との市場の一体化を通じたリスク・アボイダンスが可能になろう。さらに TPP への 参加表明に際して安倍首相は、その意義をそのような「経済効果」だけにとどまらず「同 盟国である米国とともに、新しい経済圏」を形成する重要性を強調し、それは「自由、民 主主義、基本的人権、法の支配といった普遍的価値を共有する国々・・・と共にアジア太 平洋地域における新たなルールづくり」を意味するとしている³¹。つまり、これらの共通の 価値観を未だ共有しない中国への対応を、経済だけではく政治面においても TPP 参加国で 共有し、それを基に政治・安全保障協力へとつなげていく意思をも加味している。

表1 各交渉の比較(交渉分野のみ)

	TPP	RCEP	日中韓 FTA	日欧 EPA
交分野	21 分野	8 分野	15 分野 (10 の作業部 会と 5 の専門家会議)	?
	1.物品市場アクセス	物品貿易	(作業部会 ³²)	
	2.原産地規則 3.貿易円滑化 4.SPS 5.TBT 6.貿易救済 7.政府調達 8.知的財産 9.競争政策 10.越境サービス 11.商用関係者の移動	サービス貿易 投資 経済・技術協力 知的財産 競争政策 紛争解決 その他 (e.g.税関手続き WG 設置、原産地規 則作業部会設置 ³³)	物品貿易 サービス貿易 投資 競争政策 原産地規則 税関手続き及び貿易 円滑化 貿易救済 TBT SPS	物品貿易(マーケッ アクセス、一般規定 貿易救済を含む) TBT 非関税措置 原産地規則 税関 貿易円滑化 SPS サービス貿易
	(一時的入国) 12.金融サービス 13.電気通信サービス 14.電子商取引 15.投資 16.環境 17.労働		知的財産 (専門家会議) 電子商取引 政府調達 環境 食料(安全)※TPPで	投資 政府調達 知的財産権 競争政策 貿易と持続的発展、 の他の諸問題(一般 規定された協力、コー
	17.分屬 18.制度的事項(法律的 事項) 19.紛争解決 20.協力 21.分野横断的事項		は 1.物品市場アクセ スにおいて議論され ているとの情報 ³⁴	ポレートガバナンとビジネス環境、電商取引、動物福祉)、紛争解決35

日本企業は途上国の模倣品や海賊版のため多大な損害を被り続けており、そのため日本は知的財産権保護については模倣品や海賊版対策の強化等を TPP に盛り込むことに強い関心を抱いてきた。また中国のレアアース輸出禁止を経験したことから、資源や食料の輸出規制の禁止条項を、そして、米国同様に国有企業及び国営企業の規律に関しても関心を抱いている³⁶。これは TPP を中国の新興国リスク、国家資本主義リスクを将来的に解決する手段としても使用できるようにすることを意味する³⁷。さらに先に引用した「わが国製造業企業の海外事業展開に関する調査報告(2013)」によると、中国で事業展開するリスクとして、「他社との厳しい競争(62.0%)」、「法制の運用が不透明(55.3%)」などが挙げられる³⁸。これらは国有企業規制を含む法制度の未整備が日本企業にとって重要な懸念事項であることを示している。

次に中国が参加する枠組みである日中韓 FTA (投資協定含む) と TPP における交渉分野 がどのように異なるのかを比較し、考察する。ただし両者ともまだ交渉中であるために、 得られる情報は限られている点は留意すべきである。

まず競争政策と知的財産権についてであるが、TPPでは米国が企業側の権利の保護強化を強く要求する一方、ベトナムなどの新興国は「誰でも利用できるようにすべきだ」と反発したように³⁹、米国が強い姿勢で取り組んでいる。さらに 2014 年の 1 月 9 日に米議会に提出された TPA 法案の内容に、知的財産権を巡り米国内法並みの保護を求める条項、外国の国有企業の活動によって米企業の競争条件が不利にならないようにする条項が含まれてい

ることから、同法案が可決されれば米国がこれらの分野で妥協する可能性が低くなると見られる⁴⁰。中国社会科学院の厖中鵬氏は、「TPP に含まれる『国有企業に対する政府の優遇措置や補助金を制限する』規定は、中国の参加を念頭に置いて進められており、同国の製造業の基幹ブランドの多くが国有企業であることを考えると、この規定は中国の基幹製造業の輸出ルートを塞ぐものだ」と述べている。この規定が中国を念頭に置いて設置されたかどうかは別として、重要な点は、中国は概して国有企業の活動を制限する競争政策条項を自らが参加する地域統合や FTA にいれることに否定的な見解を持っている点である⁴¹。作業部会は設置されているものの、この見解を中国政府が共有している場合には同分野の成果は低い水準になる可能性が高いだろう。知的財産に関しては、第 2 回交渉で、中国が消極姿勢を崩さなかったために作業部会への格上げは見送られたものの⁴²、続く第 3 回で格上げがなされており⁴³、今後の動向を注視し続ける必要がある。

次に投資に関して、日本が TPP で確保したいルールは以下の 3 点である⁴⁴。1) 外資規制、自国民雇用要求、技術移転要求など一部の国で引き続き行われている様々な投資障壁を改善するために、高い水準の内国民待遇や特定措置の履行要求の禁止を盛り込むこと、2) 内国民待遇を確実にするために、または、TPP 協定交渉参加国に進出している日本企業が、投資受入国側の突然の政策変更や資産の収用などによる不当な待遇を受ける事態に対処するために「国家と投資家の間の紛争解決手続」を盛り込むこと、3) 投資については WTO 協定のような多国間条約が存在しないため、TPP 協定交渉を通じて投資に関する多国間規律の策定につながる議論に参加すること、である。これらの項目は日中韓投資協定にも含まれているため、取り扱う内容だけを見ると、日本は日中韓の枠組みでも自国の追求したいルールを議題に載せることに成功していると言える⁴⁵。しかしながら、知的財産権に関しては、あくまでも「自国の法に従った」知的財産の保護義務が課されるなど限定的であることから⁴⁶、そのような条件が付かない TPP ほどの効果は期待できない。

労働について、TPPでは国際労働機関(ILO)加盟国としての義務の確認,「労働基準の緩和の禁止」等の規定が盛り込まれる場合は、不当な競争によって日本における事業コストが相対的に上昇することを防ぐ上で有意義であるとされるが、日中韓 FTA では労働に関する作業部会は設置されていない。つまり中国が消極的な姿勢を見せる競争政策を含め、内容については日中韓 FTA が TPP と同水準とは言い難く、リスク・アボイダンスの観点から、TPPでルールメイキングを促進する意義は大きい。

4. 中国の TPP 参加の可能性

中国が TPP に参加するかどうかは、地域統合を使ったチャイナリスクマネージメントという本論の主題に大きな意義を持つ。2013 年、中国の TPP に対する発言を観察すると、参加への関心を強めつつ、慎重にその可能性を探っていると言える。そのため、表 2 のように 1) 米中投資協定、2) 上海自由貿易試験区 (FTZ) を進めていて、両制度はそれぞれ TPP に参加するための試金石と中国はみなしていると考える中国の研究者も出てきている⁴⁷。

米中投資協定は2008年より交渉が開始されたが、同年に発生したリーマンショックの影響もあり進展は芳しくなく、また2009年に発足したオバマ政権が2国間協定のひな形を見直す事を決定したことからその交渉はいったん棚上げとなった。しかし2013年7月の第5回米中戦略・経済対話において再開され、「投資前の内国民待遇」「ネガティブリスト方式」

という米国が従来の投資協定において踏襲してきた原則に基づき、交渉を本格化することで合意した。中国はそれまで WTO 規定による現行の 2 国間地域間投資協定において「投資前の最恵国待遇」は与えているが、内国民待遇については「投資後」しか与えていない⁴⁸。また安全保障上の理由から金融や電力・エネルギーなどの分野への外国企業の参入を厳しく規制してきていた。しかし 2013 年 7 月の対話にて全分野を対象にするという方針転換を見せ、米国との投資協定交渉に臨むため、国内制度やルールの改革に乗り出したことを明らかにした。また中国がネガティブリスト方式を対外投資協定で初めて採用した点について、中国政府関係者は「中国企業の米国での摩擦を減らすためには、交渉入りの合意を来年の戦略・経済対話までは先延ばしにできなかった」と述べ、米国に妥協してでも合意を急ぎたかったとの認識を明かしている⁴⁹。投資前の内国民待遇と交渉でのネガティブリスト方式はいずれも TPP で採用されており、TPP を推進する米国の進める方式に中国が合わせたことがうかがえる。

表2 中国とTPP

日時	TPP を念頭に置いたと考えられる中国の動向・発言
2013.5	米商務省のサンチェス次官の「米国は中国の TPP 参加を歓迎する」という発言に対
	し、中国商務部の沈丹陽報道官は「TPP に参加する利害と可能性を検討する」と述べ
	z^{50} .
2013.5	中国外交部の洪磊報道官は「TPP やアジア太平洋地域の経済統合や共通の繁栄を促進
	するその他の構想について中国は開放的な姿勢を取っている」と、中国が TPP での
	議論を注視していることを示し、「TPP 交渉の透明性」を高める希望を述べた ⁵¹ 。
2013.6	米中首脳会談にて、TPP 交渉の進展の情報を中国に提供していくことで合意。
2013.7	第5回米中戦略・経済対話において、米中投資協定交渉再開で合意。
2013.9	李克強首相が第10回中国・ASEAN博覧会にて、TPPを含めた地域協力制度の検討を
	したいと発言。これを受けて中国商務部も中国は TPP 加盟国の交渉進展に関心を持
	っており、情報交換を望むと同時に国内産業部門の意見をまとめた上で、加盟への可
	能性を検討すると述べた ⁵² 。
2013.9	上海に「自由貿易試験区」を設置 ⁵³ 。
2013.12	中国の規制当局が「上海自由貿易試験区」での改革案について新たに詳細を示した54。

FTZ は、中国の安定した成長を支えるため、改革開放戦略の先駆けとの期待がある一方で、世界経済のルールメイキングの工程に参加する方策としての位置付けもされている。 TPP は高い水準の自由化を要求し、中国にとってサービス産業の自由化や国有企業、知的財産の点で、米国や日本といった先進国との競争にさらされることとなる。しかし、ルールメイキングに参加できないことのほうが国益を損なうとし、中国が将来 TPP に参加する下準備を提供する役割への期待が大きくなっている55。また FTZ に含まれる投資改革案には、1)金融、旅行、医療等を含む18業種のサービス業の開放拡大、2)区内での外商投資項目につき、ネガティブリスト方式を導入し、ネガティブリストに記載されていない領域の投資項目を、認可制から届出制に変更、3)域外投資に係る管理方式を企業による届出制に変更して利便性を向上する56等が挙げられる。また2013年12月には投資に関してより詳細な改革案が明らかとなり、FTZ に子会社を持つ外国企業に人民元建て債券の発行を認めるほか、外国人に現行の試験プログラムを通すことなく直接中国の株式・債券の売買を認める

こと、また同様に試験区で中国の個人に現行の適格国内機関投資家制度を通すことなく海外の金融商品を購入することも認められるなど⁵⁷、先進国並みの経済ルールの設定が進んでいる。実際 FTZ と TPP 案件を比較すると、1)農業分野を含めた全ての商品の取引にゼロ関税方式を用いること、2)知的財産保護や、環境、労働、安全の国際基準を満たす必要性、3)経済の公正性・透明性の向上、及び補助金や特定の業界や国有企業のための優遇政策支援の排除、4)金融分野の完全な自由化を追求することと通貨の自由な移動と自由兌換を容易にするために資本勘定を開放する点で共通点が指摘できる⁵⁸。

このような上海 FTZ、そして米国型のルールでの交渉に基づく米中投資協定の進展に鑑み、北京大学中国経済研究センターのファン(Yiping Huang)教授は、FTZ が将来の米中投資協定実現のための実験台であり、かつ TPP に加入するための重要な一歩と論じ、中国がFTZ を通じてサービス分野や知的財産の自由化を実現すれば、TPP 交渉参加国がもつ中国への懸念を払しょくできると主張している⁵⁹。『チャイナデイリー』紙の論説も、TPP 交渉に参加するために米中の 2 国間交渉の継続と FTZ を進めなくてはならないと論じる。両者を進めながら TPP に参加することで、中国は投資・サービス分野の開放の影響を緩和し、国内の利益団体の抵抗を軽減し、TPP のルールメイキングへの参加を可能にすると説く。その上で中国が今やるべきことは、政府が独占しているサービス分野の投資を解禁し、知識産業分野での競争力を育成するために民間に明け渡すことだとし⁶⁰、中国の TPP 参加を強く意識した論調を展開している。

以上のようにTPPへの関心を表明してからの中国の動向は、米中投資協定再開や上海FTZの設置など、その実現へ向けた布石を次々と打ち出し、近い将来の参加へ向けて準備をし始めたと結論付けることができよう。これは日本のチャイナリスクマネージメントの観点からは最も望ましいシナリオである。

おわりに

本論は日本企業が直面する 3 つのチャイナリスクである「国家資本主義リスク」、「新興国リスク」、「日中対立リスク」を示しながら、対応策として地域統合を通じたリスク・テイキングとリスク・アボイダンスという 2 つのアプローチを論じた。特に中国が参加する、あるいは参加しない枠組みでそれぞれ、アジェンダや設定ルールの相違点に留意しながら、日本が持つチャイナリスクがどれほど対応可能かを論じた。ここで取り上げたすべての地域統合は現在も交渉中なため、いつ、どのような形で交渉が妥結するかは不明であり、その意味で最終的にチャイナリスクに対応できない可能性も指摘せざるを得ない。しかしながら、TPP、RCEP、日中韓 FTA という 3 つの交渉に参加しているのは世界で日本のみであり、そのことにより、実質日米 FTA でありルールメイキングを目的とする TPP と中、印、インドネシアといった巨大途上国が参加、輸出市場拡大にその優位性を持つ RCEP をうまく使い分け、チャイナリスクに対処することを可能としている点は、他のどの国もできないことであることを鑑みると、極めて重要な経済外交の資産であると言えよう。

日本が複数の地域統合を使ってチャイナリスクに対処することができる他方の要因は、 中国と日本の政治経済体制が極めて違うことにある。国家資本主義と名付けられた中国の 体制の特徴は、膨張する市場を主に国力の最大化あるいは指導者の生き残りと言った政治 的な目的達成のために使用することにあり、そのため国家の市場介入を正当化するなど、 日本や米国のそれとは異質な資本主義体制である。地域統合とは、すべての参加国が統一された経済ルールや自由化達成レベルを踏襲しなければならず、だからこそ日米のような先進国が進める経済ルールや規範の拡散を狙う TPP への中国の参加は、現在のところ実現していない。さらに言えば、TPP は参加国が増えれば「クリティカル・マス」が形成され、不参加を維持する不利益やコストが増し、最終的に参加せざるを得ない状況を作り出す。中国は今まさしくその状況に置かれており、本論で示したように、TPP 参加へ向けた方策を講じ始めた。日本企業としては望ましい動きであり、その布石である上海 FTZ と米中投資協定の進展は中国の TPP 参加時期を推しはかるに有益であるだけではなく、ひいてはチャイナリスクよりもチャイナチャンスの部分が優勢となる中国進出戦略を練り直す機会となる意味で注視すべきであろう。

一注一

- * 資料・データの収集に関してゼミ生の花田龍亮、花井佑里子、上木原広平各氏にお世話になった。記して感謝申し上げる。
- 1 外務省 中国・モンゴル第2課「中国の経済情勢と日中経済関係」2013年。
- ² World Trade Atlas 及び RIETI Database より 2011 年のデータ。
- ³ 外務省 中国・モンゴル第2課2013年。
- 4 財務省ホームページ。

 $\underline{http://www.mof.go.jp/international_policy/reference/balance_of_payments/bparea.htm}$

⁵ JETRO「中国リスクマネジメント研究会報告書」2013 年。

http://www.jetro.go.jp/jfile/report/07001515/07001515.pdf

柯隆「チャイナリスクの再認識―日本企業の対中投資戦略への提言―」富士通総研 2012 年。 http://ip.fuiitsu.com/group/fri/downloads/report/research/2012/no398.pdf

- ⁶ JETROの定義するリスクは「中国での事業展開において進出企業が直面するリスク」(2013 JETRO:.38) とあり、そこには国家間協力で対処できない人件費の高騰、シャドウバンキング、HIV・SARS など、企業が中国において利潤の最大化を図る上で考慮すべきリスクのあらゆる要素が含まれている。その一方で、本論が焦点を当てる地域統合を通じて軽減できるチャイナリスクとして議論すべきは、国家が企業のリスクを認識し国家間協定を締結することで軽減できるリスクであり、JETRO の報告書が含めている中国経済の持続的成長や物価及び不動産価格動向といったものは、地域統合の枠組みで解決できる問題ではない。
- ⁷ 関志雄「中国における国有企業改革ー急がれる民営化に向けての環境整備」資本市場クオータリー、2005 年。http://www.nicmr.com/nicmr/report/repo/2005/2005spr16.pdf
- ⁸ Wall Street Journal, 14 November 2013.
- ⁹『読売新聞』2009 年 11 月 14 日。対象製品は、コンピューター、ソフトウエア、事務機器、 通信機器、新エネルギー、省エネルギーの 6 分野の 125 製品。
- Wall Street Journal, 15 December 2009.
- 11 関 2005 年。
- ¹² 『朝日新聞』 2013 年 12 月 20 日。中国は 2013 年 12 月 20 日まで行われた米中合同商業貿易委員会において、世界貿易機関(WTO)の政府調達協定(GPA)加盟に向け新たに申請手続きを行うことで合意している。そこでの焦点は 1) 幅広い事業で政府調達を公開するか、2) 協定の対象に地方政府の調達が含まれるか、の 2 点である。1) については国外企業に開放する用意がある調達契約の規模が小さすぎるなどとして GPA 加盟国から批判があり、2) に関してはこれまで調達支出の 93%にも及ぶ地方政府による調達を中国はこれまで協定の対象に含むことを拒んできている。
- ¹³ JETRO 2013 年。
- 14『日本経済新聞』2012年11月6日。
- ¹⁵ 特許庁「2012 年度模倣被害調査報告書」2013 年。

http://www.jpo.go.jp/torikumi/mohouhin/mohouhin2/jittai/pdf/2012_houkoku/2012shousai.pdf ¹⁶『日本経済新聞』2012 年 10 月 24 日。

- 17 『日本経済新聞』 2013 年 9 月 28 日。
- ¹⁸ 2014年1月の段階では、15分野の作業部会や専門会議で議論されている内容などについても明らかになっていないが、先の共同研究によれば日中韓 FTA が扱うべき分野として、物品貿易、サービス貿易、投資、競争、原産地規則、税関手続き及び貿易円滑化、貿易救済、TBT (貿易の技術的障害)、SPS (衛生植物検疫)、知的財産、電子商取引、政府調達、環境、食糧が挙げられているため、これらの分野について交渉が行われていると考えられる。
- Yonhap, 29 November 2013.
- ²⁰『日本経済新聞』2013年11月29日。
- 21 『日本経済新聞』 2013 年 11 月 30 日。
- ²²『日本経済新聞』2013年11月30日。
- ²³ 例えば第5条1の投資財産に関する一般的待遇では以下の記載がある。「各締約国は、他の締約国の投資家の投資財産に対し、公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を与える」。「公正かつ衡平な待遇」及び「十分な保護及び保障」の概念は、一般的に受け入れられている国際法の規則に基づいて与えられる合理的かつ適当な水準の待遇以上の待遇を与えることを求めるものではない。この協定の他の規定又は他の国際協定の違反があった旨の決定は、その決定の事実によって、この1の規定の違反があったことを証明するものではない。
- ²⁴ JETRO「中国リスクマネジメント研究会報告書」2013 年、p.36。
- ²⁵ JETRO「直接投資統計」、2013 年。http://www.jetro.go.jp/world/japan/stats/fdi/ ただし、対フィリピン投資は毎年変動が激しく、2011 年から 2012 年にかけては 28.2%減少している。
- ²⁶ JETRO「直接投資統計」、2013 年。http://www.jetro.go.jp/world/japan/stats/fdi/
- 27 『ウォールストリートジャーナル日本版』 2013 年 9 月 13 日。
- ²⁸ 国際協力銀行「わが国製造業企業の海外事業展開に関する調査報告-2013 年度 海外直接 投資アンケート結果 (第 25 回)」2013 年、p.41。

http://www.jbic.go.jp/wp-content/uploads/press_ja/2013/11/15775/2013_survey.pdf

- ²⁹ 同上、p.41。
- 30 同上、p.20。
- 31 首相官邸(2013)「安倍総理冒頭発言」
- 32 公式に 10 分野が明確化されていないため、ここでは報道及び TCS で挙げられている 9 分野を紹介。また日中韓 FTA の共同研究を参照。
- New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade, "Regional Comprehensive Economic Partnership (RCEP)"

http://www.mfat.govt.nz/Trade-and-Economic-Relations/2-Trade-Relationships-and-Agreements/RCEP

34 内閣官房 TPP 政府対策本部、「TPP 協定交渉について」、平成 25 年 6 月。

http://www.cas.go.jp/jp/tpp/pdf/2013/6/130617 tpp setsumeikai shiryou.pdf

- European Union, 'Progress reached at the 3rd Round of EU-Japan Trade Talks' http://europa.eu/rapid/press-release IP-13-998 en.htm
- 36 キヤノングローバル戦略研究所「TPP 研究会報告書」2011 年、pp.9-10。
- ³⁷ これを立証するように、46.5%の日本企業が中国ビジネスのリスク・問題点として「知的 財産権の保護に問題あり」を挙げるなどしている。ジェトロ(2013)「日本企業の中国での 事業展開に関する アンケート調査」。
- 38 国際協力銀行 2013 年、p.28。
- ³⁹ 『日本経済新聞』 2013 年 12 月 10 日。
- ⁴⁰ 『日本経済新聞』 2014 年 1 月 10 日。
- 41『人民網』日本語版 2013 年 3 月 28 日。
- 42『日本経済新聞』2013年8月3日。
- ⁴³『朝日新聞』2013年11月26日。
- 44 外務省「TPP 協定により我が国が確保したい主なルール 」2011年。
- 45 菅原淳一「早期発効が待たれる日中韓投資協定:保護水準は上がるも、自由化は FTA に

積み残し」2012年、みずほリサーチ、p.6。

- 46 内国民待遇の付与 (第3条)、最恵国待遇の付与 (第4条)、公正かつ衡平な待遇、十分 な保護と保障の付与、締約国による投資家との契約順守義務(第5条)、特定措置の履行要 求の禁止(第7条)、知的財産権の保護義務(第9条)、投資に関する法制度の公表等の透 明性確保義務(第10条)、投資財産の収用の条件及びその際の補償に関する義務(第11条)、 送金の自由を確保する義務(第13条)、締約国の義務違反に関する投資家対国の投資紛争 解決手続(第15条)。外務省「日中韓投資協定の概要」、2012年。
- Huang, Yiping (2013) "Can China's new economic reform policies get in the zone?", East Asia Forum, 20 October 2013.
- 48 金堅敏「第5回米中戦略・経済対話を読む」富士通総研 2013年7月18日。
- 49『日本経済新聞』 2013 年 8 月 8 日。この記事では「このまま放置しておけば、政治問題 化や国民感情の悪化を招きかねない」との双方の懸念が投資ルール作りを目指す合意を後 押しした、と説明している。
- ⁵⁰ China Daily, 3 July 2013.
- ⁵¹ Wall Street Journal, 1 June 2013.
- 52 経済産業研究所ウェブページ「TPP 加盟を模索する中国」

http://www.rieti.go.jp/users/china-tr/jp/ssqs/140108-1ssqs.htm

- ⁵³ JETRO http://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ftz/pdf/outline.html ただし規制緩和を実現す る具体的な法令は未だ不明な点が多い。 54 『朝日新聞』2013 年 12 月 2 日。ただ、これら措置の期限は明らかになっていない。
- ⁵⁵ Huang 2013.
- 56 JETRO, http://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ftz/pdf/outline.html
- 57『朝日新聞』2013年12月6日。
- ⁵⁸ China Daily, 27 September 2013.
- ⁵⁹ Huang 2013.
- ⁶⁰ China Daily, 3 January 2014.

第6章 ルールメーキングと日本の役割

中川 淳司

はじめに

戦略的な対外経済政策として地域経済統合を活用する方策を考えるに当たっては、どの 範囲の国との間で経済統合を進めるか(地域経済統合の空間的範囲)とともに、どのよう な事項についてどのような水準の地域統合を目指すか(地域経済統合の事項的範囲と水準) を検討する必要がある。本章は、後者の一環として、地域経済統合を通じたルールメーキ ングで日本が何を目指すべきかを検討する。

国際貿易に関する多国間ルールは、GATT(関税と貿易に関する一般協定)とそれを引き継いだ WTO (世界貿易機関) によって定立されてきた。特に、WTO はよく整備された紛争解決手続を備えており、加盟国による WTO ルールの確実な履行が確保されている¹。しかしながら、WTO の多角的貿易交渉(ドーハ開発アジェンダ)が行き詰まる中で、主要国は FTA (自由貿易協定)や EPA (経済連携協定)を通じた貿易・投資の自由化と貿易・投資ルールの策定へと通商政策の軸足を移している。FTA や EPA は、従来主に二国間で結ばれてきたが、最近は TPP (環太平洋パートナーシップ協定)、RCEP (東アジア地域包括的経済連携)、TTIP (環大西洋貿易・投資パートナーシップ)など、多数の国が参加する広域 FTA の交渉も盛んになってきた。

地域経済統合に向けた日本の取組みは、主に経済連携協定(EPA)を通じて進められてきた。2002年1月に署名され11月に発効したシンガポールとのEPAを皮切りとして、これまでに13のEPAが発効しており 2 、交渉中のEPA(FTAと呼ばれるものもある)が10ある 3 。この他に、投資の保護と自由化に限定した地域経済統合の取組みである二国間投資協定(BIT)も相当数に上っている 4 。本章では、日本が締結するEPAやBITを通じたルールメーキングに焦点を当てる。まず、これらの地域経済統合の取決めを通じたルールメーキングが盛んになってきた背景と意義を明らかにする。続いて、EPAやBITを通じたルールメーキングの射程とその限界を見る。最後に、TPPをはじめとする広域FTAを通じたルールメーキングの意義を明らかにし、日本の通商外交が取り組むべき課題を指摘する。

1. 国際貿易のガバナンス構造の地殻変動

国際貿易のガバナンス構造に大きな地殻変動が起きている。1995 年に 128 の加盟国で発足した WTO には、2014 年 1 月現在で 159 の国・地域が加盟しており、その他に 24 の国が加盟を求めて交渉中である。WTO は文字通り、貿易に関する世界的なフォーラムとして発展してきた。しかし、WTO のドーハ開発アジェンダは開始から 12 年余りを経て行き詰まっており、WTO の貿易自由化と貿易ルールメーキング機能に陰りが見える。その一方で、主要国は FTA や EPA を通じた貿易・投資の自由化と貿易・投資のルールメーキングを積極的に進めるようになっている。国際貿易のガバナンス構造に起きているこの地殻変動の背景と原因はなんだろうか。この先、国際貿易のガバナンス構造はどうなるだろうか。

(1) WTO ドーハ開発アジェンダの行き詰まり

2001年11月に始まったドーハ開発アジェンダは、当初の予定では2005年1月1日に妥結するはずだった。しかし、交渉の期限は何度も延期され、12年が過ぎた現在も交渉が続いている。ドーハ開発アジェンダのこれまでの経緯を表1にまとめた。

表1 ドーハ開発アジェンダの経緯

2001年11月 第4回閣僚会議(ドーハ)、交渉開始を決定(当初の交渉期限は2005年1月1日)

2002 年 1 月 交渉開始

2003年3月 農業と非農産品市場アクセス (NAMA) の交渉モダリティの策定に失敗

2003年9月 第5回閣僚会議 (カンクン) 決裂

2004年7月 一般理事会、交渉の枠組について合意(貿易円滑化を交渉テーマに加えることで合意)

2005 年 12 月 第 6 回閣僚会議(香港)、農産品輸出補助金の廃止で合意するも、モダリティで合意せず

2006年4月 モダリティの策定に失敗

2006年7月 ラミー事務局長、交渉の中断を決定

2007年2月 交渉再開

2007年7月 農業、NAMA の交渉モダリティに関する議長テキスト発出

2008年7月 非公式閣僚会合、モダリティの合意に失敗

2008年12月 農業、NAMA、ルールの改訂議長テキスト発出

2011年4月 各交渉グループの議長、議長報告書を発出

2011 年 6 月 ラミー事務局長、LDC プラスパッケージを発出

2011年12月 第8回閣僚会議 (ジュネーブ)、交渉終結のため新しいアプローチの必要性で合意

2013年12月 第9回閣僚会議 (バリ)、バリ・パッケージを採択

(出典:筆者作成)

これまでの経緯を振り返ってみると、交渉が最も妥結に近づいたのは 2008 年 7 月だった。 7 月 10 日に、農業分野と非農産品市場アクセス(NAMA)分野でそれまでの交渉結果をまとめた改訂条文案が交渉議長から発出された⁵。そして、7 月 21 日からの非公式閣僚会合で、関税引下げなどの方式とスケジュールの詳細(モダリティ)の合意に向けた交渉が行われた。モダリティが決まれば、あとはそれに従って各国が関税引下げや補助金削減を進めればよい。その意味で、モダリティの合意は貿易自由化交渉の山場だった。しかし、農産物の輸入が急増した場合に途上国に認められる特別セーフガード措置の発動要件をめぐって米国とインド、中国が対立し、非公式閣僚会合はモダリティの合意に至らず決裂した。その後、交渉を再び軌道に乗せようとする試みがいくどか行われたが、交渉は実質的に進展せず、現在に至っている。

ドーハ開発アジェンダが行き詰まった原因を 2008 年 7 月の非公式閣僚会合決裂の原因と同視するのは短絡的すぎる。しかし、後者が農産物の輸入に関する途上国の特別セーフガ

ードの発動要件という、ドーハ開発アジェンダ全体から見ればごくマイナーな争点をめぐる対立であったにせよ、それが米国とインド、中国の対立であったことは、ドーハ開発アジェンダの行き詰まりを象徴している。

ガットの時代の多角的貿易交渉(ラウンド)では、主要貿易国である少数の先進国が合意すれば、その結果をコンセンサスで採択して交渉を妥結させることができた。ウルグアイラウンド(1986-93 年)が、農業分野の補助金削減をめぐって米国と EU が 1992 年 11 月に合意したこと(ブレアハウス合意)で一気に妥結に向かったのはその好例だ。しかし、ドーハ開発アジェンダでは、2008 年 7 月の非公式閣僚会合に至る過程で農業分野の補助金削減について米国と EU が譲歩の姿勢を見せたにもかかわらず、交渉はまとまらなかった。ガットの時代と異なり、主要貿易国である少数の先進国だけでなく、有力な途上国であるインド、中国、ブラジルが同意しなければ交渉がまとまらないという構図になっている。そして、農業、NAMA、サービス貿易などの交渉分野で、交渉の鍵を握るこれらの加盟国の主張が対立し、こう着状態に陥ってしまった。

ドーハ開発アジェンダが行き詰まったもう一つの原因は、先進国の交渉に対する熱意の 低下である。

WTO の下で最初に行われる多角的貿易交渉のテーマについての検討は、1996 年 12 月の第 1 回閣僚会議(シンガポール)から本格的に始まった。シンガポール閣僚宣言は、①貿易と投資の関係、②貿易と競争政策の相互関係、③政府調達の透明性、④貿易円滑化、の4テーマについて、作業部会を設けること(①~③について)あるいは一般理事会による検討を開始すること(④について)を決めた⁶。先進国は、その後「シンガポールイシュー」と呼ばれるようになった以上の4テーマをWTOの第1回多角的貿易交渉のテーマに加えるよう主張した。しかし、途上国はこれに強く抵抗し、最終的に2004年8月の一般理事会決定(ドーハ枠組合意)で貿易円滑化だけをドーハ開発アジェンダで交渉することになった⁷。先進国が希望した貿易と投資の関係、貿易と競争政策の相互関係、政府調達の透明性は交渉テーマから外された。

ドーハ開発アジェンダの交渉テーマをめぐる以上の展開は、途上国がガットの時代に比べるとはるかに積極的に多角的貿易交渉に参加するようになり、交渉テーマの決定に対する影響力を強めたことを示している⁸。他方で、この展開の結果、先進国にとってドーハ開発アジェンダの魅力は大幅に低下することになった。先進国は、ドーハ開発アジェンダの交渉テーマから外されたテーマについて自由化やルールメーキングを進めるため、FTA やEPA の交渉へと通商政策の軸足を移してゆくことになった。

ドーハ開発アジェンダはこの先どうなるだろうか。2013年12月の第9回閣僚会議(バリ)は、①貿易円滑化協定、②農業と③開発に関連する若干のテーマについての合意を採択した(バリ・パッケージ)⁹。交渉開始から12年を経て、ようやく交渉テーマの一部で合意が成立した。しかし、バリ・パッケージは交渉テーマのごく一部をカバーしているに過ぎない。交渉テーマの残りについて合意の目途は全く立っていない。ガットの時代と比べると加盟国が増え、加盟国のパワーバランスが変化したことで、WTOは貿易自由化やルールメーキングの機能を十分に果たせなくなっている。加盟国のパワーバランスの変化は構造的な変化であり、これに起因するWTOの機能不全が近い将来に打開されるとは考えにくい。

(2) FTA・EPA と BIT を通じた貿易・投資の自由化・円滑化とルールメーキング

ドーハ開発アジェンダが行き詰まる一方で、FTA の数が増えている。JETRO (日本貿易振興機構) の集計によると、発効している FTA の数は 1990 年には 20 だったが、2000 年には 84、2010 年には 211 と急増した。2013 年 9 月 1 日現在で 248 の FTA が発効している。その他に発効年月日不明の FTA が 4、交渉がまとまって署名済みの FTA が 25 あるという(図1)。

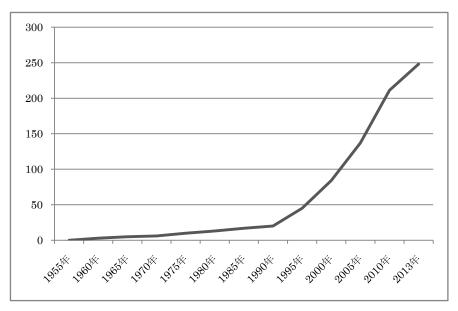


図1 発効済みの FTA の推移

(出典: JETRO「世界と日本の FTA 一覧」2013 年 11 月[http://www.JETRO.go.jp/jfile/report/07001524/07001524.pdf]に基づき作成)

1990年代以降にFTAが急増したのはなぜだろうか。原因の1つはFTAのドミノ効果だろう。FTAが結ばれると、締約国の間で貿易や投資が活発になる(trade creation)一方で、締約国と非締約国との貿易や投資は阻害される(trade diversion)おそれがあるため、非締約国は締約国と新たにFTAを結ぼうとする。FTAが結ばれるようになると、こうしたドミノ効果が作用してFTAの締結が加速される¹⁰。ガットやWTOの多角的貿易交渉の遅れや行き詰まりもFTA急増の原因となっている。ウルグアイラウンドの妥結まで長い時間がかかったことは米国がその時期に北米自由貿易協定(NAFTA)を締結する誘因となった。ドーハ開発アジェンダの遅れと行き詰まりはさらに多くの国がFTAを締結するきっかけとなった¹¹。ただし、ドーハ開発アジェンダの行き詰まりがFTA急増の一因であるとしても、そのことから、WTOとFTAの関係を、貿易自由化やルールメーキングのために多国間のフォーラムを選ぶか二国間・地域的なフォーラムを選ぶかという単純な選択肢の問題ととらえるのは正確ではない。それは、特に最近締結されるFTAはWTOに比べるとはるかに広範囲の事項について高水準のルールを設けるようになっているからだ。

WTO は、1958 年から 2011 年までに締結され、WTO に通報された FTA のうち、100 の FTA の内容を分析したデータセットをウェブサイトで公開している 12 。 このうち 1990 年代

以降に締結された 90 の FTA を取り上げ、WTO 協定がカバーしている事項についてそれを上回るルールを定めるもの(WTO プラス)、WTO 協定がカバーしていない事項についてルールを定めるもの(WTO エクストラ)を集計した(図 2)。集計したのは努力規定ではなく法的義務(shall)として規定している FTA である。そのうち、その規定が FTA の紛争解決手続の対象となっている場合を 1、なっていない場合を 0.5 とカウントした。

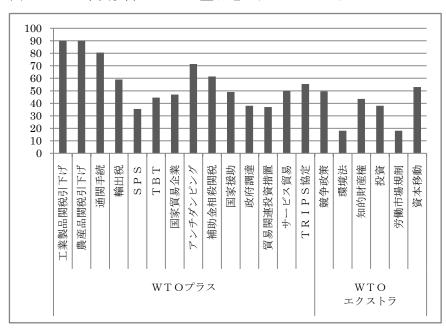


図 2 1990 年代以降の FTA に盛り込まれた WTO プラス・WTO エクストラのルール

(出典: WTO, Updated dataset on the content of PTAs.

[http://www.WTO.org/english/res e/publications e/wtr11 dataset e.htm]に基づき作成)

これによると、WTO プラスでは、FTA が例外なく関税引下げ(工業製品・農産品)でWTO の譲許を上回る約束を盛り込んでいるのは当然として、通関手続(貿易円滑化)、アンチダンピングや補助金相殺関税などの貿易救済措置、輸出税、貿易関連知的財産権などについてWTO 協定を上回る規律を盛り込んでいるのが目立つ。WTO エクストラとして、WTO のデータセットは全部で38の項目を挙げているが、ここでは比較的多くのFTA に盛り込まれた6の事項を掲げた。すなわち、資本移動の自由の保証、競争政策、TRIPS 協定がカバーしていない知的財産権保護、投資の保護と自由化、環境法、労働市場規制である。

このデータから明らかなように、WTO協定と最近のFTAではカバーする対象事項が異なっており、目指している目標が完全には一致しない。WTO協定は産品・サービスの貿易自由化と知的財産権保護を主な目標としている。WTO協定のルールは主として、関税などの国境障壁が引き下げられた後に貿易障壁として浮上する国内規制などの非関税障壁の規律に関わっている。これに対して、最近のFTAは産品・サービスの貿易自由化と知的財産権保護だけでなく、政府調達や投資の自由化も目指している。FTAのルールはWTOよりも広範囲にわたっており、それらは全体として、締約国の企業が他の締約国との間で貿易や投資活動を展開する際の競争条件や事業の規制環境の改善に関わっている(深い統合)。この

ことは、FTA が急増した 1990 年代以降に BIT も急増していること 13とも符合する。

(3) 地殻変動の背景: サプライチェーンのグローバル化

1990 年代以降の FTA や BIT が深い統合を目指すようになったのはなぜだろうか。これを 理解する鍵は、1990 年代以降にサプライチェーンのグローバル化という新しい形態の国際 分業が進んだことだ。

伝統的な国際分業は、生産と消費が国境を超えて分離するという形態だった。これに対して、1990年代以降に進んだ国際分業では、原材料の調達から加工・生産、最終製品の流通に至る工程が最適立地に応じて国境を超えて分散する。サプライチェーンないしバリューチェーンのグローバル化、あるいは生産ネットワークの国際化と呼ばれる現象だ。サプライチェーンのグローバル化は、1970年代に北米(米国とカナダ)の自動車産業や米国・メキシコ国境地帯のマキラドーラ(輸出向け保税加工)の電気電子・自動車・衣料産業で始まり、1980年代には欧州(ドイツとスペインなど)の自動車産業で進行した。1990年代に入ると、中東欧や東アジアでもサプライチェーンのグローバル化が進行した¹⁴。東アジアにおけるサプライチェーンのグローバル化を主導したのは日本企業だ。1985年のプラザ合意後の急激な円高に対応するため、日本企業は東南アジアに製造拠点を移した。この動きで先行したのは機械産業だったが、電気電子や自動車産業が後に続いた。1990年代後半からは中国への進出が加速した。そしてその他の産業・業種、例えば食品加工業、衣料産業、サービス産業でもサプライチェーンのグローバル化が進んだ¹⁵。

重要なことは、伝統的な国際分業とサプライチェーンのグローバル化では、それを展開するための国際取引の形態が異なるので、そのために求められる政策が異なることだ。伝統的な国際分業では主に産品を生産国から消費国に移転する貿易(産品貿易)が行われる。そのために求められるのは、産品の貿易自由化(関税の引下げや非関税障壁の撤廃)である。ガットやWTOが扱ってきたのはこれらの政策だ。これに対してサプライチェーンのグローバル化では、以下のような多様な国際取引の組み合わせが必要となる。①産品貿易、特に部品その他の中間財の貿易、②生産施設の建設、人員の訓練、技術移転や長期的な取引関係構築のための国際投資、③多国間で生産活動を調整しながら展開するためのロジスティクスのインフラサービスの活用、④知的財産や経営・マーケティングノウハウなどの国境を超えた提供16。そのために求められるのは、サプライチェーンを構成する各工程の最適立地と、サプライチェーン全体の効率的で円滑な運営を可能にする政策環境の実現だ。木村福成に倣って、これを①各工程をつなぐサービスリンクコストの削減に関わる政策、②各工程の生産コストの削減に関わる政策、に分類して整理してみよう(表 2)。

表 2	サプライ	チェー	ンの	グローバル	化に必要な政策
12 4	7 / / 1	/	· · · /	, - , -, -	

①サービスリンクコスト	関税引下げ、非関税障壁の撤廃、貿易円滑化、ロジスティクスのハードなイ			
の削減に関わる政策	ンフラ整備、ロジスティクスのインフラサービスの供給、商用関係者の移動			
の削減に関わる政界	の自由化・円滑化、法制・経済制度の調和			
	税制(法人税減免など)、人的資源開発、金融などの生産支持サービスの充			
②各工程の生産コストの	<u>実、投資の自由化・円滑化、政府調達市場アクセス、知的財産権保護、法制・</u>			
削減に関わる政策	<u>経済制度の調和</u> 、ロジスティクスのハードなインフラ整備、 <u>ロジスティクス</u>			
	<u>のインフラサービスの供給</u> 、下請け産業の強化、産業集積の形成			

(出典:木村福成「TPP と 21 世紀型地域主義」馬田啓一他編『日本の TPP 戦略 課題と展望』文眞堂、2012年、9 頁第 1-1 表に基づき作成)

表 2 から明らかなように、サプライチェーンのグローバル化のためには、サプライチェーンを構成する多数の国について、産品・サービスの貿易自由化、知的財産権保護など、WTO 協定がカバーする分野の政策だけでなく、貿易円滑化、投資の自由化・円滑化、広範囲の法制・経済制度の調和など、きわめて広範囲の政策が求められる。これらの中には、人的資源開発や産業集積の形成など、各国が独自に実施すべき政策も含まれているが、貿易円滑化をはじめとして、国際協定上の約束・ルールを通じて実施すべき政策も多い。表 2でアンダーラインを引いたものがそれだ。そして、先に見た通り(図 2 を参照)、最近結ばれる FTA や BIT はその多くをカバーしている。

以上をまとめると、1990 年代以降にサプライチェーンのグローバル化が進行し、それに伴って新しい政策が求められるようになった。WTOのドーハ開発アジェンダはこの要請に十分応えることができなかったので、FTA や BIT を通じた政策対応がとられるようになった。これが、1990 年代以降に FTA や BIT が急増した理由である。

2. 広域 FTA を通じたルールメーキング: TPP の重要性

(1) FTA と BIT を通じたルールメーキングの限界

1990 年代以降に FTA と BIT が急増した背景として、サプライチェーンのグローバル化が 急速に進行したことを見た。しかし、サプライチェーンのグローバル化を支える政策手段 として見た場合、FTA や BIT の有効性には大きな限界があると言わざるを得ない。それは 以下の理由による。

第1に、FTAやBITは通常二国間の国際協定である。そのため、サプライチェーンが展開する国の一部しかカバーしない。サプライチェーン全体をカバーするには複数のFTAやBITを結ぶ必要があるが、そのためには多くの時間とコストがかかる。

第2に、仮にサプライチェーン全体をカバーする複数の FTA や BIT を結んだとしても、問題が解決されるとは限らない。なぜなら、複数の FTA や BIT の間でルールの不整合が起きる可能性が高いからだ。このことは、従来から特恵原産地規則について指摘されてきた。スパゲティボウルないしヌードルボウルと呼ばれる問題である。現に、FTA が結ばれても、煩雑な原産地証明のコストを嫌って、FTA の特恵税率の適用を申請せず、WTO の最恵国税率の適用を申請する企業が多いという調査結果が、多くの FTA について出されている¹⁷。複数の FTA や BIT の間でルールの不整合が起きるのは特恵原産地規則の分野に限らない。サ

ービス貿易や投資、知的財産権など多くの規制分野で、FTA や BIT が規定する WTO プラスや WTO エクストラのルールはまちまちであり、サプライチェーン全体をカバーする複数の FTA や BIT が結ばれても、これらのルールが統一されることは期待できない。

第3に、締結される FTA や BIT がサプライチェーンのグローバル化を支えるにふさわしい深い統合を実現しているとは限らない。例えば、日本が締結した EPA の場合、多くの農林水産品を自由化約束から除外していることが多く、日本側の自由化率 (10 年以内に関税を撤廃する産品の品目の割合) は 90%に達しない (図3)。

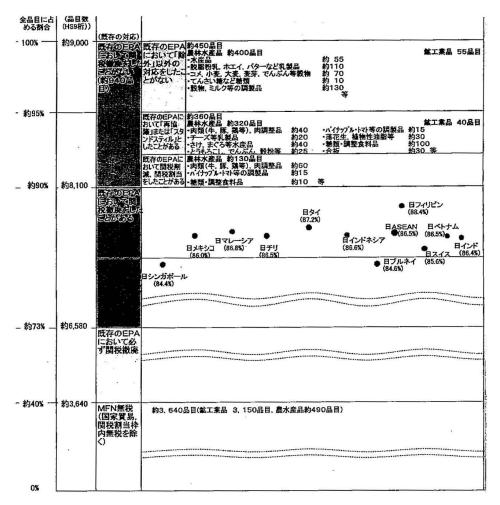


図3 日本の EPA の自由化率

(出典: 内閣官房「包括的経済連携の現状について」平成23年11月、17頁に基づき作成)

ルールの分野でも、例えば知的財産権に関して、WTO の TRIPS 協定を上回る保護水準を 定める EPA はわずかしかない 18 。

つまり、サプライチェーンのグローバル化の推進という目的と、それを支える手段としての FTA や BIT の間にはミスマッチがあり、FTA や BIT の政策手段としての有効性は限定的である。複数の FTA や BIT によってルールの不整合がもたらされ、むしろマイナスの効果を持ちかねないこともありうる。

(2) 広域 FTA を通じたルールメーキングの重要性

広域 FTA は、サプライチェーンのグローバル化を支える手段としての FTA や BIT が抱える以上の限界を克服する可能性がある。その理由は以下の 2 つである。第 1 に、FTA が広域化すれば、グローバル化するサプライチェーンの地理的範囲と FTA 締約国とのずれが小さくなる。そして、広域 FTA の締約国の間では共通のルールが適用されるので、複数の二国間 FTA や BIT が結ばれる場合と比べるとルールの不整合が起きる余地が小さくなる。第 2 に、現在、複数の広域 FTA の交渉が進められており、相互参照を通じて、広域 FTA のルールの共通化が進む可能性がある。図 4 はアジア太平洋地域で交渉中の広域 FTA を示している。この他に、米国と EU の TTIP、日本と EU の EPA という広域 FTA の交渉が行われている。これらの広域 FTA 交渉で相互参照が行われれば、ルールの共通化が進む可能性がある。

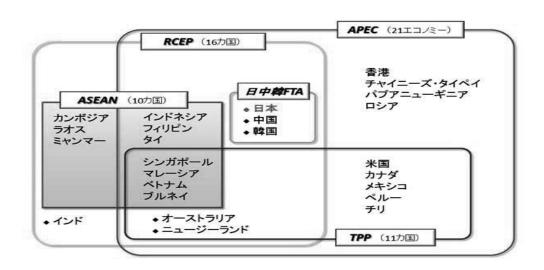


図4 アジア太平洋地域で交渉中の広域 FTA (2013年6月現在)

(出典: 内閣官房 TPP 政府対策本部「TPP 協定交渉について」平成25年6月) *なお、2014年3月現在、日本はTPP にも参加しており、TPP 参加国は12カ国となっている。

(3) TPP を通じたルールメーキングの重要性

FTA を通じたルールメーキングという観点からは、現在交渉中の広域 FTA の中で TPP が最も重要であろう。その根拠として、3 点を指摘したい。

第1に、TPP はアジア太平洋の12の国が参加する広域 FTA であり、将来、締約国がさらに増え、アジア太平洋全域をカバーする自由貿易圏(FTAAP)に発展する可能性がある。実際、2013年11月には韓国が TPP 交渉への参加を表明した。この他に、タイ、台湾、フィリピン、ラオス、コロンビア、コスタリカが TPP 参加の意向を表明したことがある¹⁹。 TPP がさらに広域化すれば、アジア太平洋地域で展開するサプライチェーンと TPP 締約国との地理的範囲のずれは小さくなる。その結果、サプライチェーンのグローバル化を支える手段としての TPP の有効性が高まることが期待できる。一例を挙げると、TPP 締約国の間で

原産地規則が統一され、かつ、TPP 域内での累積が広く認められれば、原産地規則の複雑化と煩雑化に伴う使いづらさ(ヌードルボウル)という問題は大幅に緩和されるだろう。しかも、TPP 域内累積の効果として、域内でのサプライチェーンの立地・展開における企業の自由度が高まる。日本企業が国内に生産拠点の一部を維持しながら TPP 域内でサプライチェーンを展開することも容易になる²⁰。

第2に、TPP 交渉を主導する米国は、TPP を広範囲で高水準の21世紀のFTA のモデルにするという目標を掲げている 21 。最終的にTPP に盛り込まれる貿易・投資ルールは、サプライチェーンのグローバル化を支える深い統合の手段にふさわしい、広範囲で高水準なものになる可能性がある(表3を参照) 22 。

WTO プラス	WTO エクストラ
物品市場アクセス	電子商取引
原産地規則	競争政策
貿易円滑化	投資
SPS(衛生植物検疫)	環境
TBT(貿易の技術的障害)	労働
貿易救済	協力
政府調達	分野横断的事項
知的財産権	制度的事項
越境サービス	紛争解決
商用関係者の移動	
金融サービス	
電気通信サービス	

表3 TPP の内容

(出典:内閣官房他「TPP協定交渉の分野別状況」平成24年3月版その他に基づき作成)

第3に、現在、TPP以外に、RCEP、TTIP、日 EUEPA、日中韓 FTA などの広域 FTA の交渉が行われているが、これらの中では TPP の交渉が最も先行している (表 4 参照)。そのため、(2) で指摘した、広域 FTA の交渉で相互参照が行われ、ルールの共通化が進むというシナリオでは、TPP が他の広域 FTA の交渉で参照される可能性が高い。

衣4 IFF 文例ねよい他の公域 FIA 文例の柱碑 (2014 中 1 万 先任)					
	ТРР		目 EU	RCEP	日中韓
2002年10月	ニュージーランド、シンガポールとチリ、P4 交渉開始合意				
2005年4月	第5回交渉会合、ブルネイ正式参加				
6 月	交渉終結				
2006年5月	 各国、順次批准				
-11月	台區、順久批准				
2008年3月	P4 の金融サービス・投資交渉開始、米国参加表明				

表 4 TPP 交渉および他の広域 FTA 交渉の経緯(2014年1月現在)

9月	米国、P4全体への参加表明、オーストラリア、ペルー、ベ				
	トナムも				
2010年3月	第1回会合 (メルボルン)				
6 月	第2回会合(サンフランシスコ)、 既存 FTA の存続を確認				
10 月	第3回会合(ブルネイ)、マレーシア参加。				
12 日	第4回会合(オークランド)、ベトナム参加。分野横断的				
12 月	事項追加				
2011年2月	第5回会合(サンチアゴ)、市場アクセス交渉開始				
3-4月	第6回会合(シンガポール)、サービス、投資のオファー				
	交換				
6 月	第7回会合(ホーチミン市)				
9月	第8回会合(シカゴ)、交渉進捗状況公表される				
10 月	第9回会合(リマ)、米、国営企業規制を提案				
11 月	交渉参加国首脳、TPP の「大まかな輪郭」に合意				
12 月	第 10 回会合(クアラルンプール)、交渉進捗状況公表され				
	3				
2012年3月	第 11 回会合(メルボルン)、ほぼすべての章で進展				
5 月	第12回会合(ダラス)、中小企業の利用促進の交渉終結				
7月	第13回会合(サンディエゴ)、交渉の進展状況公表される				
9月	第14回会合(リーズバーグ)、多くの交渉分野で進展				
12 月	第 15 回会合(オークランド)、カナダ、メキシコ参加				
2013年3月	第 16 回会合(シンガポール)、規制整合性などで進展				第1回
4 月			第1回		
5 月	第 17 回会合(リマ)、知財、競争、環境、市場アクセスで			第1回	
	難航と			舟Ⅰ凹	
6 月			第2回		
7月	第18回会合(コタキナバル)、日本参加	第1回			第2回
8月	第 19 回会合(ブルネイ)				
9月				第2回	
10 月	交渉参加国首脳声明「交渉が完了に向かっている」	第2回	第3回		第3回
11 月	テーマ別中間会合				
12 月	TPP 閣僚会合(シンガポール)「テキストの主要な残され	第1回			
	た課題の大部分について潜在的な『着地点』を特定した」	第3回			
2014年1月	米国超党派議員、TPA 法案提出			第3回	
11 月	米国中間選挙				
/III #h . ##	· * //				

(出典:筆者作成)

現に、EU は、米国との TTIP の交渉で、国有企業に対する財政上・規制上の優遇の規制 に関する TPP 競争章の規定や分野横断的事項の 1 つである規制の整合性 (regulatory coherence) に関する TPP の規定を踏襲すること、そして最終的にこれらの規定を多国間の

合意につなげることを目指していると伝えられている²³。こうして、TPP は、他の広域 FTA の交渉で参照されることを通じて、その内容が他の広域 FTA に波及し、事実上のグローバルスタンダードに発展する可能性がある。

もちろん、以上はあくまでも現時点での一つの可能性を述べたに過ぎない。TPP の加盟国がこの先どこまで増えるかは明らかでないし、TPP の内容が他の広域 FTA の交渉で参照され、事実上のグローバルスタンダードに発展する可能性は決して大きくない。それは、RCEP や日中韓 FTA の交渉に参加しているインドや中国が、TPP に盛り込まれるサプライチェーンのグローバル化を支える深い統合を志向するルールを受け入れることが、現時点では考えにくいためである。一例を挙げると、国内に多数の国有企業を抱える中国が 24 、国有企業に対する財政上・規制上の優遇の規制に関する TPP 競争章の規定を受け入れる見込みはきわめて小さいだろう。したがって、少なくとも短期的には、アジア太平洋における地域統合に関して TPP と RCEP という 2 つの構想が競合し、併存する状況が続くと見るのが現実的である 25 。

(4) 日本の広域 FTA 戦略とその課題

幸いなことに、日本は現在、主要な広域 FTA の交渉の多くに参加している (TPP、RCEP、日中韓 FTA、日 EUEPA)。 TPP の内容が他の広域 FTA の交渉で参照され、事実上のグローバルスタンダードに発展するというシナリオの主役は日本である。2013 年 7 月に遅ればせながら TPP 交渉に参加した日本は、これから交渉の妥結に向けて米国とともに TPP 交渉を主導していかなければならない。 TPP 交渉を主導する米国の通商戦略は、サプライチェーンのグローバル化を目指す米国の企業や業界団体の要望を受けて構築されたものだ。しかし、そのことから「TPP は米国の陰謀だ」と結論するのは早計だろう。東アジアにおけるサプライチェーンのグローバル化を推進したのは日本の製造業だった。日本企業の活動はさらに、東アジアを超えて全世界に展開している。サプライチェーンのグローバル化を志向する点で日本企業と米国企業に違いはなく、米国と日本は TPP 交渉を通じてサプライチェーンのグローバル化を支える政策環境を整備するという目標を共有している。

日本は、米国と協力して、TPPに広範囲で高水準の21世紀のFTAのモデルにふさわしい 内容を盛り込むよう尽力する必要がある。そして、米国が参加していないRCEPや日中韓 FTA、日EUEPAという広域FTAの交渉を通じて、TPPの内容を事実上のグローバルスタン ダードに発展させることを目指すべきだ。

(5) WTO の再活性化を

前節で、TPPの内容が事実上のグローバルスタンダードに発展してゆく可能性を指摘し、その実現に向けて、現在進行中の複数の広域 FTA 交渉で整合的なルール作りに取り組むことが日本の通商政策の課題であると指摘した。しかし、これは日本の通商政策の最終目標とは言えない。サプライチェーンのグローバル化を進める企業は、サプライチェーンの分散先を経済合理性の観点から厳しく選別する。その結果、サプライチェーンに加われない国が出てくる。それは多くの場合、後発途上国ということになるだろう。サプライチェーンのグローバル化が進行するにつれて、サプライチェーンに加われる国と加われない後発途上国との間の分断が進む。その結果、後発途上国の低開発と貧困が深刻化し、飢餓やテ

ロリズムなどのリスクが高まるだろう。社会不安が世界に広がり、繁栄と持続的な成長は遠のくだろう。サプライチェーンのグローバル化がもたらすこのような負の帰結を回避するためには、現状ではサプライチェーンに加われない後発途上国を支援して、これらの国がサプライチェーンのグローバル化のために求められる政策を実現できるようにすることが必要である。そのためには、TPPの内容が事実上のグローバルスタンダードとなるに留まらず、後発途上国を含めた世界の大多数の国に適用される公式のグローバルルールに発展することが必要だ。

このシナリオを実現させるため、WTO の再活性化が必要である。経済体制も発展段階も 異なる多数の国が加盟する WTO は、規範の形成と出来上がった規範の実施を漸進的ではあ るにしても確実に進める数多くのしくみを備えている(表 5)。

機能	WTO	FTA
貿易自由化	◎ (最恵国待遇、クリティカル・マス方式)	△(特恵待遇)
投資自由化	△(TRIMs、サービス貿易第3モード)	△ (特恵待遇)
ルールメーキング	◎ (多角的貿易交渉、複数国間協定)	○(WTO プラス、WTO エクストラ)
途上国配慮	◎(広範な S&D、キャパシティ・ビルディ ング、Aid-for-Trade)	△ (限定的な途上国配慮)
ルール実施の監視	◎ (委員会通報と審査など)	△(合同委員会)
貿易政策審査	◎ (貿易政策検討制度)	△ (合同委員会)
紛争解決	◎ (司法化された紛争解決手続)	△ (弱い紛争解決手続)

表 5 WTO の制度的インフラストラクチャー

(出典:筆者作成)

WTO 協定の多くは途上国に対する特別かつ異なる待遇(S&D)を定めている。途上国による WTO 協定の実施を支援するキャパシティ・ビルディング、WTO 体制の下で拡大した通商機会を途上国が活用する能力を伸ばすための援助(Aid-for-Trade)も行われている。WTO 協定上の義務の実施を監視し、加盟国の貿易政策を審査するしくみ、紛争解決手続もよく利用されている。これらは世界貿易秩序の要としての WTO が有する重要な制度的インフラストラクチャーだ。サプライチェーンのグローバル化という 21 世紀の世界経済の現実を踏まえて WTO の役割を見直し、WTO の制度的インフラストラクチャーを活用して、サプライチェーンのグローバル化を支えるルールを多数国間の公式なルールとして定立し、加盟国の間で漸進的かつ確実にその実施を図ってゆく必要がある。

以上は TPP のルールを WTO が公式のルールとして採用するという主張である。しかし、ドーハ開発アジェンダの行き詰まりとその背景としての加盟国のパワーバランスの変化を踏まえると、これが早期に実現する可能性は低いだろう。そこで、サプライチェーンのグローバル化を支えるルールの定立に賛同する一部の WTO 加盟国だけで交渉を進める方式を検討してみたい。その1つは WTO 設立協定附属書4の複数国間協定を追加するという方

式である²⁶。もう1つは、情報技術協定や金融サービス議定書、基本電気通信議定書のように、交渉テーマをカバーする十分な数の加盟国が交渉し、交渉結果は最恵国ベースですべての加盟国に適用するという方式 (クリティカル・マス方式) である²⁷。

しかし、これらの方式はいずれも難点を抱えており、その実現は容易ではない。複数国間協定方式の難点は、交渉結果を WTO 設立協定附属書 4 に追加するためには加盟国のコンセンサスが必要とされることである²⁸。複数国間協定は締約国だけを拘束し、その効力は非締約国には及ばない。しかし、協定から排除される非締約国を含めて、すべての WTO 加盟国が当該協定の追加に反対しない、コンセンサスというハードルはきわめて高いと思われる。

クリティカル・マス方式がこれまでに採用されたのは特定分野の産品やサービス貿易の 自由化だった。この方式では、一部の加盟国の間で合意した貿易自由化約束が最恵国ベースで他の加盟国にも適用される。これはつまり、合意に参加していない加盟国のフリーライドを認めるという方式である。しかし、ルールメーキングでこの方式を採用する場合、定立されたルールを合意に参加していない加盟国にも適用することはフリーライドではなく、ルールによる拘束を受け入れさせることになるので、当該加盟国がこれを受け入れるとは思えない。

以上にかんがみれば、複数国間協定方式、クリティカル・マス方式のいずれも、その実現は容易ではない。たとえ時間はかかるとしても、すべてのWTO加盟国を拘束する多数国間協定の締結を目指すのが本筋であろう。2013年12月に合意された貿易円滑化協定はその第一歩と位置付けられる。

むすび

WTOのドーハ開発アジェンダが行き詰まる一方で、主要国がFTAやEPA、BITを通じた 貿易・投資規律の拡大と深化を積極的に進めるようになっている現状は、世界貿易のガバナンス構造に大きな地殻変動が生じている事態ととらえられる。その背後にあってこの地殻変動を促しているのは、サプライチェーンのグローバル化という新しい形態の国際分業が急速に進行していることだ。21世紀の世界経済の展開にふさわしい、世界貿易の新たなガバナンス構造を構築することが求められている。本章は、そのために、TPPに盛り込まれるルールを、他の広域 FTA の交渉でも参照して、事実上のグローバルスタンダードに発展させること、さらに、究極的にはこれらのルールをWTOの多国間協定として定立することを提案した。大切なことは、新たな事態に即応した、適切で有効な世界貿易の運営のしくみを描き出す構想力と、描かれた構想を着実に実現してゆくリーダーシップと責任を持つことだろう。現状を危機としてではなく千載一遇の好機ととらえて、新たな世界貿易のガバナンス構造の構築をリードすることが日本の通商政策に求められている。

一 注 一

¹ WTO が設立された 1995 年 1 月以来、2013 年末までの 19 年間に WTO の紛争解決手続に付託された協議要請の数は 474 件に上っている。参照、WTO, Chronological list of disputes cases. http://www.wto.org/english/tratop_e/dispu_e/dispu_status_e.htm>2014 年 1 月 14 日アクセス。

- ² 日本がこれまでに締結した EPA は以下の通り(国名は相手国、カッコ内は発効年月日); ①シンガポール(2002 年 11 月 30 日)、②メキシコ(2005 年 4 月 1 日)、③マレーシア(2006 年 7 月 13 日)、④チリ(2007 年 9 月 3 日)、⑤タイ(2007 年 11 月 1 日)、⑥インドネシア(2008 年 7 月 1 日)、⑦ブルネイ(2008 年 7 月 31 日)、⑧ASEAN(2008 年 12 月 1 日 ー 2010 年 7 月 1 日)、⑨フィリピン(2008 年 12 月 11 日)、⑩スイス(2009 年 9 月 1 日)、⑪ベトナム(2009 年 10 月 1 日)、⑫インド(2011 年 8 月 1 日)、⑬ペルー(2012 年 3 月 1 日)。
- ³ 日本が交渉中の EPA (FTA) は以下の通り (国名は相手国、カッコ内は交渉開始年月); ①韓国 (2003 年 12 月)、②GCC (2006 年 9 月)、③オーストラリア (2007 年 4 月)、④モンゴル (2012 年 6 月)、⑤カナダ (2012 年 11 月)、⑥コロンビア (2012 年 12 月)、⑦日中韓FTA (2013 年 3 月)、⑧EU (2013 年 4 月)、⑨RCEP (2013 年 5 月)、⑩TPP (2010 年 3 月、日本は 2013 年 7 月の第 18 回交渉会合から参加)。
- ⁴ 日本のBIT のうち、早い時期に結ばれたものは、投資の保護をもっぱら目的としていた(投資保護協定)。これに対して、2002年に結ばれた日韓投資協定以降のBIT では、投資の保護に加えて、投資の自由化及び促進を目的とするようになった(投資自由化協定)。日本がこれまでに結んだEPAの大半は、投資章で投資自由化協定の内容に沿った規律を定めている。日本が結んだBIT は以下の通り(国名は相手国、カッコ内は発効年月日、2014年1月現在)。
 - (a) 投資保護協定: ①エジプト (1978年1月14日)、②スリランカ (1982年8月7日)、 ③中国 (1989年5月14日)、④トルコ (1993年3月12日)、⑤香港 (1997年6月18日)、⑥バングラデシュ (1999年8月25日)、⑦ロシア (2000年5月27日)、⑧モンゴル (2002年3月24日)、⑨パキスタン (2002年5月29日)
 - (b) 投資自由化協定:①韓国(2003年1月1日)、②ベトナム(2004年12月19日)、③ カンボジア(2008年7月31日)、④ラオス(2008年8月3日)、⑤ウズベキスタン(2009年9月24日)、⑥ペルー(2009年12月10日)、⑦クウェート(2014年1月24日)、⑧パプアニューギニア(2011年4月26日署名、未発効)、⑨コロンビア(2011年9月12日署名、未発効)、⑩日中韓投資協定(2012年5月13日署名、未発効)、⑪イラク(2012年6月7日署名、未発効)、⑫サウジアラビア(2013年4月30日署名、未発効)、⑬モザンビーク(2013年6月1日署名、未発効)、⑭ミャンマー(2013年12月25日署名、未発効)

日本が交渉中のBIT は以下の通り(国名は相手国、2014年1月現在); ①カザフスタン(実質合意)、②オマーン(実質合意)、③アンゴラ(大筋合意)、④ウクライナ(交渉中)、⑤アルジェリア(交渉中)、⑥ウルグアイ(交渉中)、⑦カタール(交渉中)、⑧ガーナ(交渉開始に合意)、⑨モロッコ(予備協議中)、⑩リビア(予備協議中)、⑪ケニア(予備協議中)、⑫タンザニア(予備協議中)、⑬UAE(予備協議に合意)。

- ⁵ WTO, Committee on Agriculture, Special Session, Revised Draft Modalities for Agriculture, 10 July 2008, TN/AG/W/4/Rev.3; WTO, Negotiating Group on Market Access, Draft Modalities for Non-Agricultural Market Access, Third Revision, 10 July 2008, TN/MA/W/103, Rev. 2.
- ⁶ 参照、Singapore Ministerial Declaration, 13 December 1996, paras.20-21.
- ⁷ 参照、Doha Work Programme, Decision adopted by the General Council, 1 August 2004, para.1.g. ⁸ 参照、Sonia E. Rolland, *Development at the World Trade Organization*(Oxford: Oxford University
- Press, 2012), Chapter 5.
- ⁹ 参照、WTO, Bali Ministerial Declaration and Decisions.
- 2014年1月14日アクセス。
- ¹⁰ 参照、Richard Baldwin, "A Domino Theory of Regionalism," National Bureau of Economic Research, *NBER Working Paper No.4465*, 1993.
- 11 その実例として、以下の文献に収められた各国のFTA 政策の事例研究を参照、Ann Capling & Patrick Low eds., Governments, Non-state Actors and Trade Policy-making: Negotiating Preferentially or Multilaterally (Cambridge: Cambridge University Press, 2010).
- WTO, Updated dataset on the content of PTAs.

- 2014年1月14日アクセス。 13 国際投資協定(BIT と FTA 投資章の合計)の数は 2012 年末には 3196 になった。そのうち BIT が 2857、FTA 投資章が 339 である。参照、UNCTAD, World Investment Report 2013(Geneva: UNCTAD, 2013), pp.101-102.
- ¹⁴ 参照、Hubert Escaith & Satoshi Inomata eds., *Trade Patterns and Global Value Chains in East Asia: From Trade in Goods to Trade in Tasks* (Geneva: WTO, 2011), Chapter VII(東アジアにおける 1980 年代中頃から 2000 年代前半までのサプライチェーングローバル化の展開を分析する)。
- ¹⁵ 参照、Mitsuyo Ando & Fukunari Kimura, "The Formation of International Production and Distribution Networks in East Asia," National Bureau of Economic Research (NBER), *NBER Working Paper No.10167*, 2003.
- ¹⁶ ボールドウィンは、サプライチェーングローバル化に必要となるこうした複雑な国際取引の組み合わせを「貿易/投資/サービス/知的財産権の結合(the trade-investment-services-IP nexus)」と名付けた。参照、Richard Baldwin, "Global supply chains: Why they emerged, why they matter, and where they are going," in Deborah K. Elms & Patrick Low eds., *Global Value Chains in a Changing World*(Geneva: WTO, 2013), pp.13-59, at 24.
- ¹⁷ 参照、Masahiro Kawai & Ganeshan Wignaraja eds., *Asia's Free Trade Agreements: How is Business Responding?*(Cheltenham, UK/Northampton, MA: Edward Elgar, 2011).
- 18 参照、経済産業省通商政策局編『不公正貿易報告書 2013 年版』(勝美印刷、2013 年)、657-665 頁。
- 19 コロンビアとコスタリカはアジア太平洋自由貿易圏(FTAAP)の母体となる APEC(アジア太平洋経済協力)のメンバーではない。しかし、TPP の母体となった環太平洋戦略的経済連携協定(P4)の加入条項は、協定への加入資格を「APEC メンバーおよびその他の国」に認めており(20条6項(1))、TPP がこの加入条項を継承するとすれば、APEC メンバーでないコロンビアやコスタリカも TPP への加入を認められる可能性がある。
- ²⁰ 参照、山下一仁「TPP 累積原産地規則による日韓競争力逆転の可能性」2013 年 9 月 3 日付 WEBRONZA 掲載。
- 2014年1月14日アクセス。
- ²¹ 米国の TPP 交渉参加を議会の上下両院議長に通告した 2009 年 12 月 14 日付のカーク通商 代表 (当時) の書簡は、この目標を明言した。参照、Letters of Ambassador Ronald Kirk to Speaker of the House Nancy Perosi and Senate President Pro Tempore Robert Byrd, 14 December 2009. http://www.ustr.gov/webfm send/1559>2014 年 1 月 14 日アクセス。
- 22 交渉中の TPP の内容については、交渉参加国の申し合わせにより情報の開示が厳格に制限されている。しかし、①交渉参加国、特に交渉を主導する米国が過去に結んだ FTA のテキスト、②日本が交渉参加国から情報収集した結果をまとめた資料、③ワシントンにベースを置く情報誌 Inside U.S. Trade が報道している TPP 交渉の経過に関する情報、④メディアにリークされた TPP の特定の章の条文案、などの公開データを分析することで、TPP の予想される内容を詳細に予測することができる。参照、拙稿「TPP で日本はどう変わるか? 第3回~第11回」『貿易と関税』 2011 年9月号 -2012 年7月号。
- ²³ 参照、European Commission, Directorate-General for Trade, Directorate E, Unit E1, Trade relations with the United States and Canada, Note for the Attention of the Trade Policy Committee, Transatlantic Trade and Investment Partnership (TTIP), *Initial Position Papers on Regulatory Issues Cross-Cutting Disciplines and Institutional Provisions, and Anti-Trust & Mergers, Government Influence and Subsidies.* 19 June 2013.
- 2014年1月14日アクセス。
- ²⁴ 参照、Andrew Szamosszegi & Cole Kyle, An Analysis of State-owned Enterprises and State

Capitalism in China(Washington, D.C: US-China Economic and Security Review Commission, 2011), pp.8, 12-14. (国・地方政府が株式の100%を所有する国有企業と、国・地方政府または国有企業が株式の過半を所有する国有控股の合計が、2010年には2万510社に上り、その産み出す工業付加価値の合計が2007年には中国全土の国業付加価値の34%に上ったと指摘する。)

25 同様の見通しを述べたものとして、参照、Cédric Dupont, "ASEAN+, RCEP and TPP: A Clash of Integration Concepts," in Richard Baldwin, Masahiro Kawai & Ganeshan Wignaraja eds., *The Future of the World Trading System: Asian Perspectives*(Loondon: Centre for Economic Policy Research (CEPR)/Tokyo: Asian Development Bank Institute (ADBI), 2013), pp.109-117.http://www.voxeu.org/sites/default/files/Future_World_Trading_System.pdf>2014年1月14日アクセス。

²⁶ 参照、Michitaka Nakatomi, "Global value chain governance in the era of mega FTAs and a proposal of an international supply-chain agreement," A column uploaded on VoxEU.org, a policy portal set up by the Centre for Economic Policy Research (CEPR), 15 August 2013.

<http://www.voxeu.org/article/it-time-international-supply-chain-agreement>2014年1月14日アクセス(複数国間協定として「国際サプライチェーン協定」を締結することを提案する)。; Bernard M. Hoekman & Petros C. Mavroidis, "WTO 'à la carte' or WTO 'menu du jour'? Assessing the case for Plurilateral Agreements," European University Institute, EUI Working Paper RSCAS 2013/58, 2013.

2014年1月14日アクセス(貿易円滑化などの分野で複数国間協定を締結することを提案する)。

- ²⁷ 参照、Patrick Low, "WTO Decision-Making for the Future," WTO, Economic Research and Statistics Division, *Staff Working Paper ERSD-2011-05*, 2011.
- <http://www.wto.org/english/res_e/reser_e/ersd201105_e.pdf>2014年1月14日アクセス。(多角的な貿易ルールメーキングの効率性を高める方策として、WTOにおけるクリティカル・マス方式の採用を提案する。)
- ²⁸ 参照、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定第 10 条 9 項「閣僚会議は、いずれかの貿易協定の締約国である加盟国の要請に基づき、当該協定を附属書 4 に追加することをコンセンサス方式によってのみ決定することができる。」

第7章 戦略的な経済協力のあり方

広田 幸紀

はじめに

本章では、主題であるチャイナ・リスクの高まりに対して、地域経済統合はどのような経路で日本経済にとってリスクヘッジたりうるのかを考察し、その上で地域統合を推進するための経済協力はどうあるべきかについての提言を行う。前者に関しては 2 つの視点で考えることができる。第一に、中国のカントリーリスクが高まれば、企業は必然的に直接投資の分散や貿易取引の多様化を図る方向に向かう。2000 年代半ばに言われ始めたチャイナ・プラス・ワン戦略はその典型である。チャイナ・リスクに対するヘッジが可能となるためには、その前提としてヘッジ先となる国において投資や貿易の環境が整備されており、そしてビジネスの機会が大きくなければならない。地域経済の統合の進展は、企業に新たなビジネス機会を提供する可能性がある。中でも東南アジアはサプライチェーンの現状や2015 年のアセアン共同体設立の準備が進んでいることから、とりわけ重要である。

第二に、公的部門主導による経済成長モデルが行き詰まりを見せつつある中、中国経済が改革に成功しソフトランディングすることはグローバルに重要なアジェンダとなっている。一義的にはこのための改革が中国の国内で自発的に進むことを期待するのであるが、そこでもし中国と経済連携関係にある国々が、全体として制度の自由化を進め適切な規制基準へと整備を進めるならば、それは中長期的には中国にも何らかの影響を与える可能性があるかもしれない。折しも東アジアを巻き込む地域では環太平洋パートナーシップ(TPP)や東アジア地域包括的連携(RCEP)などの連携の動きが進んでいる。中国は前者には参加していないが、後者の交渉に参加している。地域統合、中でも経済連携の交渉が行われる中で、仮に参加国それぞれがレベルの高い制度の実現へ向かうならば、それは間接的に将来の中国にも何らかの影響を与える可能性がありえるのである。第一の経路をチャイナ・リスクに対するヘッジとするならば、第二の経路は地域の経済統合の水準が全体として高みに上がることにより、間接的にチャイナ・リスクが緩和されていく可能性である。

後者について、即ち地域統合を推進するための経済協力はどうあるべきかについては、このような経路から導くことができる。東アジア各国や地域全体の投資環境や制度改善を促していくような経済協力の活動は、当該国の経済を好転させるだけではなくサプライチェーンの効率化を通じて第一の経路を強化し、併せて第二の経路、即ち副次的に中国を含む域内全体の制度改善にもつながる役割を果たしうるのである。

以上の仮説に基づき、第 1 節では簡単に東アジア地域の経済環境の変化、特にサプライチェーンの深化を見た後、地域統合の推進が投資の効率を上げ、ひいてはチャイナ・リスクのヘッジにつながることを検証する。とりわけ、アセアンが現在進めている 3 つの連結性 (インフラ・制度・人)の強化に対して、どのように経済協力を進めていくことが戦略に適うのかを考察する。またアセアンを超えた連結性の可能性として南アジア、中南米を視野に入れての考察を行う。第 2 節では経済連携協定に関連して、どのような分野に重点的に協力を行っていくことが地域統合の深化に貢献するのかを考察する。最後にこれらを実現するための我が国の経済協力への提言をとりまとめる。

1. チャイナ・リスクのヘッジと地域統合

(1) 東アジアの経済環境の変化と地域統合の現状

日本経済にとってのアジア地域の重要性は年々高まっている。輸出におけるシェアはこの 10 年間でおよそ 1 割増加した。日本企業の直接投資はアジア、北米、欧州で 3 分しているが、アジアの中では図-1 のようにアセアン向けが大きく増加している点が特徴的である。

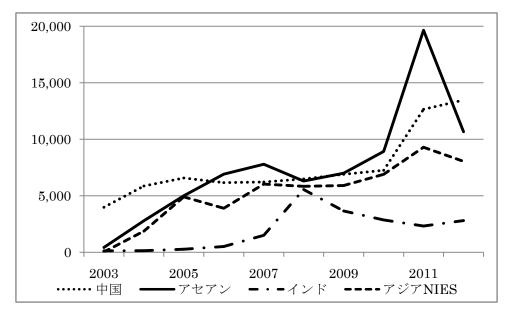


図-1 日本の対アジア直接投資の推移(百万ドル)

注:シンガポールはアジア NIES とアセアンの両方に含まれている

出所: JETRO 「日本の直接投資統計」より作成

東アジア地域における貿易の特徴は、中間財比率が高いことである。東アジア域内の貿易全体に占める部品の比率は32.5%であるが、この数字はEU(16.2%)、NAFTA(17.2%)の約2倍であり、域内分業が高度に発達していることを示している1。近年は労賃の上昇やリスクの高まりを受けて中国やタイからの水平分業型による投資先の分散が進んでおり、例えばカンボジアに対する日本企業の直接投資は、2010年の3,500万ドルから2012年には3億ドルを超えるほどに急増した。アセアンへの直接投資は域内の需要に応えるだけでなく、他地域への生産拠点としての意味合いも持っている。例えばタイで生産された自動車は中東やアフリカへ輸出されており、このような物流の流れを受けてアセアンからインド、あるいはサブサハラアフリカへの輸出はどちらもこの7年で3倍を超える増加を示している。

実体経済の動きが変化していく中で、東アジア地域では近年、生産性の上昇に陰りが見られ始めている。世界銀行によれば各国ともに 2000 年代半ば以降、全要素生産性の伸びは停滞もしくは低下している(図-2)。その要因として、世銀は農村部からの労働移動が生産性を上げる段階から労働者の質が重要な局面に移りつつあること、イノベーションの不足などを指摘している。生産性を改善するためには、投資を蓄積させ R&D 活動を促進していくことが必要であるが、そのためにはインフラを含む投資環境の整備が必要である。

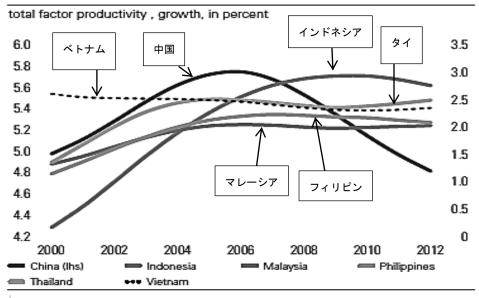


図-2 東アジア諸国の全要素生産性成長率の変化

」出所: World Bank (2013) より抜粋 (19ページ)

インフラの不足は深刻である。これはインドネシアやタイ、フィリピンでは90年代末のアジア通貨危機後の経済再建の中で資本支出を極端に抑えてきた結果であり、今や一朝一夕には解決が難しい状況となっている。近年のインドネシアやタイの歳出に占める資本支出の割合は、アジア金融危機以前の3分の1を下回る比率にまで減少している(図-3参照)。その代わりとして期待した官民パートナーシップ (PPP) によるインフラ開発は期待ほどには進んでいない。また長年インフラ整備がおざなりにされてきたことにより、インフラの需給ギャップが広がり中期的な開発計画の手直しも必要となっている²。インフラは今やこれらの国における投資の最大のボトルネックとなっており、その結果、マレーシアを含む4か国の官民の総投資(固定資本投資)の対 GDP 比は世界の中所得国の平均(2000~2011年)を下回る状況である(世界平均27.6%に対して、フィリピン20.4%、マレーシア23%、タイ26%、インドネシア26.3%、World Bank [2013])。

生産性の低下と総投資の伸び悩みは、今後のこれらの国の成長にとって不安材料である。日本企業にとっても生産拠点や市場として魅力が高まるかどうかを大きく左右する可能性がある。世銀は、インフラに加えて教育を通じた人的資源、女性の活用、ビジネス環境整備、公共投資の質、防災などの分野での取り組みが必要であるとしている。投資の受け入れを拡大するためにはこれらの改善が必要であり、実際に多くの国で同じような方向の努力が継続されている。日本は伝統的に経済協力を通じてこれらの努力を支援してきた。しかし、インフラが整備され投資環境が改善されるには一定の時間が必要である。インフラ整備のスピードが需要の伸びに追いつかないこともあれば、規制などの投資環境も時として保守的な方向へ揺れ戻されることもある。その中で、東アジア域内におけるサプライチェーンの現状とそれが更に深化している方向性を踏まえると、国を連結するようなロジスティックスの改善は生産性の改善に特に即効性のある領域であると思われる。

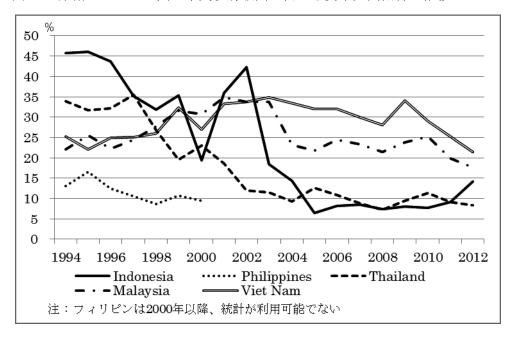


図-3 東南アジア 5 か国の中央政府歳出に占める資本支出割合の推移

出所: ADB Key Indicators for Asia and the Pacific 2013 より作成

(2) 連結性の強化と経済協力

ベトナムのホーチミンからインドのチェンナイまでの輸送には 239 時間かかるが、その うちの 139 時間を通関に要しているとされる ³。フィリピンの最大の輸出産業である電子部 門は、産業連関分析を行うと明らかに国内ではなく国外の生産ネットワークに組み込まれている。このような現状に対して、物流が迅速化するような道路や港湾インフラを整備し、 通関効率を改善できれば生産性の改善に即効性がある。アセアンでは、2010 年 10 月の首脳 会議において「Master Plan on ASEAN Connectivity」(アセアン連結性マスタープラン)を 承認している。その特徴は、連結性をハードインフラの問題としてだけではなく、制度、人を加えた三つの側面の問題としてとらえていることである。これは極めて適切な視点である。

ハードのインフラの連携性強化については、特にメコン地域での取り組みが際立っている。この地域では東西と南北の方向のロジスティックス網の強化が計画されてきたが、我が国は東西経済回廊と南部経済回廊にこれまで多くの協力を行ってきた(図-4 参照)。現時点でベトナム側のゲートウェイとなる港湾の整備は着手済みの状況となり、東西を結ぶ道路網もミャンマーを除く 4 か国の幹線が整備に入っている。このような進展に呼応する形で、カンボジアやラオスに生産拠点を設けタイへ部品を供給する企業が増え始めている。

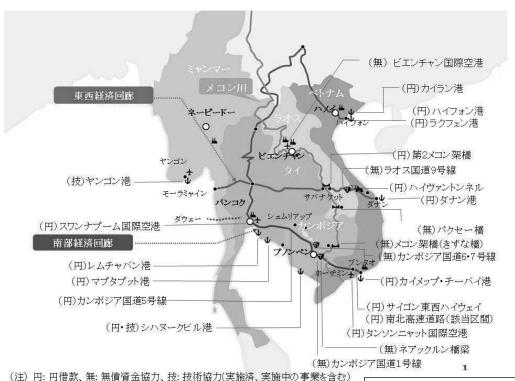


図-4 メコン地域の連結性と日本の協力

出所: JICA作成資料

2013 年 12 月に行われた日本-アセアン首脳会議では、2012 年の日メコン行動計画が改 訂されたが、そこでは第一の柱としてメコン連結性を強化すること、第二の柱として投資 環境の向上を図り共に発展することが盛り込まれている。今後の経済協力の方向性は既に まとめられており、膨大なインフラニーズに応えて各事業を実施していくことが当面は急 がれるところである。

現在進んでいる回廊整備による全般的なサービス水準の向上に加えて、これからの新し い課題をカテゴリカルに整理するならば、以下の 4 点に今後取り組んでいく必要があると 考えられる。第一にミャンマー部分の連結性である。東西及び南部経済回廊共にミャンマ 一部分がミッシングリンクとなっている。ミャンマーからのタイへの出稼ぎは2百万人規 模となっており、実態的にはミャンマーの労働者は東アジアのサプライチェーンの一翼を 担っている。タイでの労賃上昇の傾向が強まる中で回廊の整備は、サプライチェーン全体 にとっても新たな投資の可能性を広げる効果がある。南部では、ダウェイ地域の開発が進 めばこれまでのメコンで欠けていた南アジア側へのゲートウェイが整備されることになる。 これらの観点に立った具体的な事業は既に上述の日メコン行動計画にも盛り込まれている。 第二に東西・南部回廊に接続するフィーダー網強化による沿線の総合開発である。現時 点での事業は基本的に「線」の開発のステージにあると言えるが、幹線と接続するフィー ダー網の整備は、沿線の開発を促しこの地域の農産物や資源へのアクセスを向上させるの で中期的な開発の観点から重要である。第三に中期的には回廊の高度化が望まれる。ホー チミンとバンコク間はわずか 850 kmほどの距離であり、人口はバンコクとホーチミンがそ れぞれ約8百万人規模、プノンペンは2百万人と人口密度の高い都市間を結んでいる。周

辺人口も大きく既に人の往来は頻繁であり、投資の広がりにより物流も増加しつつあることを考えると、早い時期に高速道路化や鉄道整備などの回廊の高度化が必要となる可能性がある。同時にインフラの質を高度化していくことが必要である。例えば、精密機器の製造には安定した電圧が必要であり、輸送に耐えうる舗装が求められるのである。第四に新たな回廊整備の可能性である。特にミッシングリンクとなっているミャンマーを中心として今後の開発のポテンシャルがある。ミャンマーから見た場合、西の南アジア方向へのアクセスはほとんど整備が進んでいない。東方向に関しても東西・南部の両ルートに加えて、ミャンマー中部からラオスを経てハノイ・ハイフォンにつながる北部のルートはほとんど未着手であったが、最近ではラオスとミャンマー間の整備が着手された模様である。このような新たなニーズを満たしていくことによって、地域全体のロジスティックス網は一段と効率的に広がる可能性があるものと思われる。

一方で海洋部のロジスティックス網における現時点での課題は、ジャカルタなど特定の港のキャパシティが不足していることが際立っている。アセアンでは、海洋部の連結性強化の基幹事業としてRoRo 航路の整備を挙げている。日本も協力して検討が進んでいるが、実効性を上げるためにはハードのインフラだけでなく、国境を越えた車両の相互通行や通貨貨物など、制度的問題が特に重要である。

そこでアセアンが進める 3 つの連結性の柱のうち、第二の制度の連結性の問題である。アセアンが 2015 年に共同体をスタートさせ、更に域内統合を進めていくためには制度や基準の共通化や相互認証が重要である。ロジスティックスに関しては、通関手続きの簡素化は生産性の向上に直結する。日本は既に技術協力による指導と併せて、日本の通関システムをベトナムやミャンマーなどに導入する協力を進めている。企業の生産活動の効率化につながるような制度改善としては、国境通過輸送の簡素化(車両交換や輸出通関など)もロジスティックスコストを下げることに貢献するであろう。また、基準の共通化(認証基準、計量基準、環境排出基準、食の安全等)が進めば、域内において国境を超えた生産活動が更に広がる可能性が増す。知的財産権の保護を含むビジネスに関連する法制度の整備、防災や耐震基準の整備、更には金融や保険の制度整備は、外国投資家に安心感を与え投資の促進につながる。こうした制度改善が我が国の制度との親和性が高まる方向で進んでいけば、長期的には東アジア地域におけるビジネス展開に大きなプラスとなりうる。

こうしたテーマのうちの幾つかは、既に我が国が支援を開始している分野である。今後、アセアン統合が進んでいく中ではより一層重点をおいて戦略的な支援を進めていくべきであるが、そのための具体的な方法論が重要である。近年の世界的な開発協力の動きとして民間の資金と知見の開発への動員が挙げられる。これまで述べてきたような域内統合への支援は、まさにビジネスに直結し民間にそのノウハウがある分野である。我が国においても、この数年は民間提案型の調査や事業がODAの一部として開始されるようになってきた。今後は上記のような分野に対して、民間の提案や知見を中心とした制度整備支援を進めていくことが新たな取り組みとして必要であるように考えられる。そして更には民間のみならず学界をも巻き込んだ取り組みが望まれる。人の交流は連結性の第三のテーマであるが、アセアン域内の交流だけでなく日本も含めた共同研究や相互の留学などを進めていくことによって、長期的な視点から東アジア域内の制度親和性を高める基礎づくりとなすことを目指していくべきであろう。

(3) アセアンからその先へ

前述のとおりアセアンから南アジア、中近東、アフリカへの貿易が拡大している。インドから見れば日本は実質的に第3位の投資国であり、インドを含むRCEPのような取り組みが進むことによって、この方向に弾みがつくことも期待される。更に、アジアと中南米の貿易関係も拡大の傾向にある。その基本的構造は、中南米からアジアに対してはコモディティが輸出され、アジアからは工業品が輸出されている。チャイナ・リスクとの関係においては、現在のところ日本企業にとって中南米は、中国における生産拠点の移転先として意識されてはいない。むしろ貿易構造から明らかなように、例えば中国を主な供給元とするレアアースなどの希少資源の供給先の多様化などの観点からの可能性があるものと考えられる。この場合、周辺インフラの整備や権益獲得と関連する事業の採択により、経済協力を通じてそのような動きを後押しすることができる可能性がある。地域統合に関しては、中南米地域では既に地域統合の動きが多くみられているが、現状、実効性には問題がある。むしろ経済連携協定が近年進んでいることが注目される。中南米とアジアの間では既に18のFTAが締結されており、現在進んでいる交渉などを考慮すると2020年末には30になると見込まれている(IDB-ADB [2012])。その内容は様々であるが、TPPの交渉も進む中、今後の動向は注目されるところである。

2. 地域統合の深化と経済協力の役割

次に、中国経済の改革と地域統合とのかかわりである。東アジア地域の強靭なサプライチェーンは東アジア全体における企業活動環境の改善を求めている。実体面で進む国境を超えた企業活動は、現在進んでいる経済連携協定の交渉に重要な前提を与えている。そして経済連携協定を結ぶ個々の国々の制度整備が進んでいけば、将来的にはそれが域内全体の制度水準を高めていく可能性がある。

中国経済は、短期的にはリーマンショック以降の過剰投資や地方政府の不良債権の問題が不安材料であり、先進国の景気後退による輸出への影響が懸念される。中期的には生産性や付加価値の向上、少子化の影響、財政の健全性が課題と言われている。2013年11月に開催された三中全会において改革の全面的深化に関する決定が行われたが、そこでは市場に決定的な役割を与えつつ、肥大化した国有企業の改革の方向を明らかにしている(大橋英夫[2013.11])。

中国経済の安定性を高めるような変革を促しながら、民間ビジネスの基礎となる制度が国際的な基準へと共通化していくならば、投資家にとって安定的な企業活動が実現する。このような変革は、個々の投資企業やアジア地域のみならず、世界経済にとって重要である。しかしながら、海外の国が直接的にこのような変革を中国に促していくような展開は現状、想定しえない。基本的には中国が自ら変革を進めていくことが期待される。この時、中国が参加する多国間の枠組みにおいて、参加国の制度水準が高く国際基準に近いとすれば、参加交渉や改定交渉を通じて間接的に制度整備に影響を受ける可能性がある。また、例えば環境基準や知的財産権の保護などの分野において域内各国で求められる水準が高まれば、国内で製造を続け輸出を継続していくために中国の国内基準にも影響を与えるかもしれない。中国が現在進めている地域統合枠組みは、RCEPと日中韓FTAであるが、貿易投資の大きさはさておき、多国間の枠組みであるRCEPは上記の観点からは重要なプラッ

トホームとなる可能性がある。また、APEC、EAS などの場も議論の場として有用と考えらえる。

経済協力との関係では、日本はこれまで長年にわたりアセアンを中心に RCEP 交渉参加 国に対して制度改革を支援する協力を実施してきた。その中には知的財産権や環境などの センシティブで難しい分野さえ含まれていた。このような支援により東南アジア諸国の制 度整備が進むことは、当該国の発展とグローバル市場への組み込みを促すだけでなく、間 接的に RCEP 参加国全体の制度変革に影響を与えるかもしれない。そうして、高い水準の アセアン共同体が生まれるならば、それが長期的には東アジア全体の制度改善につながっ ていく可能性がある。アセアンを中心とする東アジア域内のルールの高度化に対して、開 発協力により変革を促す可能性を持つ国は域内では日本のみである。このような政策対話 と制度整備は、経済協力の世界では伝統的に世界銀行やアジア開発銀行などの国際機関が 政策支援貸付を通じて行ってきたものである。近年では日本も国際機関と協調してこのよ うな政策改革を支援している。日本が協調融資を行っている政策支援貸付は、RCEP 対象地 域ではインドネシア、フィリピン、ベトナム、ラオスなどである。中でもインドネシアと フィリピンに対しては、世界銀行もアジア開発銀行も突出した高い比率で政策支援貸付を 供与している。その規模はプロジェクト貸付を超える大きさで推移しており、過去 5 年の 日本を加えた 3 者の政策支援貸付の合計は、インドネシアの場合で全体の 63.3%、フィリ ピンでは 46.1%となっている。国際機関と共同で取り組むことは、二国間のインタレスト を超えた正当性が得られるという意味でも大きな利点がある。まとめると、日本は政策面 では国際機関との協調を行い、また技術協力による人材育成や能力強化を通じて制度づく りを支援するという2つの側面で制度改革を促していける可能性を有しているのである。

表-1 は経済連携協定の主な分野と経済協力による支援の可能性である。この中には政治的にセンシティブな分野も含まれている。それが経済協力である以上、相手国からの要望が前提となるが、実際にこのような分野への経済協力は既に実績がある。その背景には、長年にわたり協力を続けてきたことに対する、これらの国からの日本への信頼感が存在する。日本としては信頼感という過去の見えざる資産を有効に活用し、短期的な利害にあまりとらわれずに域内全体の制度水準を向上させていくことを目指していくべきであろう。

表-1 経済連携協定の主な分野と経済協力による支援の可能性

分野	主な狙い	これまで実施されている関係する
		経済協力例
物品貿易	関税及び非関税障壁の撤廃	貿易手続きの簡素化・迅速化、国
		際標準との調和化等の技術協力、
		関税システムの導入
サービス貿易	サービス貿易の制限、差別的措置撤廃	金融、保険、医療などの分野にお
		ける制度改善支援と能力強化、政
		策対話
投資	自由・円滑で競争力のある投資環境	投資許認可の迅速化などの制度整
		備・政策、インフラ整備
経済技術協力	参加国の開発格差の縮小(電子商取引	格差のある分野に対する人材育成
	を含む)	
知的財産	知的財産権の障壁削減	知的財産権確立のための制度支
		援、人材育成、研修

競争	競争、経済効率及び消費者の福祉の促	競争法などの法制度整備
	進、反競争的慣行の抑制	
紛争解決	協議及び紛争解決のための効果的、効	紛争解決、調停制度強化のための
	率的、透明性のあるプロセス	協力、人材育成
政府調達*	政府調達に関する内国民待遇、入札手	国営企業改革の支援
	続き等	
労働*	貿易や投資促進のため労働基準を緩和	労働安全衛生、労働監察などを強
	すべきでないこと等	化するための技術協力
環境*	貿易や投資促進のため環境基準を緩和	環境基準・体制作り支援、人材育
	しないこと等	成、自然保護・生物多様性の保護
		への取り組み強化の支援等

注:*を除く項目はRCEPの交渉分野、主な狙いは経済産業省「東アジア地域包括的経済連携交渉の基本 指針及び目的」より筆者要約。

かすび

2013 年 12 月、日本とアセアンの首脳は友好協力関係 40 周年を記念して東京に集まり、「日・ASEAN 友好協力に関するビジョン・ステートメント実施計画」を採択した。そこでは 2015 年のアセアンの共同体構築及びその後に向けて支援することが合意され、経済連携・RCEP 交渉の妥結に向けた促進、アセアン連結性マスタープラン実施への日本の支援などが明記された。アセアンの地域統合を支援していく方向性に対する我が国政府の方針は明確であり、その方向が強まっていくことはアセアンとの間での合意事項もある。

これまで見てきたように、ODA を通じて地域統合の実現を支援し制度やインフラの連結性を高めていくことは、日本経済にとってのチャイナ・リスクを緩和することにつながる側面がある。加えて、経済連携協定に参加するある国の制度が整備されるならば、長期的にはそれが他の国々にも影響し地域全体の制度の自由化が進んでいく効果をもたらしうる。地域全体という場合に長期的には中国も含まれていく可能性がある。そして、第 1 節で見たような地域統合実現に向けた制度整備への支援は、実際のところ第 2 節で整理した経済連携協定の主な項目に関係する支援と多くの場合に同じなのである。

地域統合と連結性、経済連携協定、チャイナ・リスクの緩和、ODA の 4 つがそれぞれに関係していることは、それぞれに携わる関係者の間では暗黙のうちに意識されてきたことであるように思われる。筆者は、これまで経済協力の一定の割合が特にアセアンの地域統合支援に向けられてきたという事実は、それが明示的に言及されていたかどうかにかかわらず、日本の ODA が戦略的にチャイナ・リスクの緩和に取り組んできたと言ってよいものであると考えている。近年、ユーロ危機や米の量的金融緩和、中国の経済減速リスクなど世界的に経済環境が不安定化している中、この分野の ODA の活動をより積極的に拡大していくことは長期的な戦略上、望ましいことであるものと思われる。加えて、前述のような国際機関との政策支援貸付における協調は、我が国に特に実績のある分野でもあるため、多層的に制度改善の取り組みを進める上で更に積極的に活用していくべきであろう。また、地域統合の主体である途上国側の体制整備や統合加速化のための展開を支援していくことが重要であり、この観点からはアセアン事務局の能力強化の支援、あるいはアセアンと東アジアの活動を支援する経済シンクタンクとしての ERIA (東アジア・アセアン経済研究センター) との協働を進めていくべきであるものと思われる。

一注一

- ¹ 『通商白書 2012』第 2 章第 2 節「東アジアにおける国際分業構造とその変容」より。
- ² これらの分野に対して、我が国は PPP 制度の整備と能力強化のための技術協力、中期的なインフラ整備プランの再構築のための計画づくりなどをインドネシアやフィリピンにおいて実施している。
- ³ JICA、ASEAN 事務局、日本経済団体連合会 (経団連) 共催「ASEAN 連結性の強化と日・ASEAN の互恵関係の深化 (2011 年 9 月 13 日)」シンポジウムより (広田 [2011])。

参考文献

Asian Development Bank, Inter-American Development Bank and Asian Development Bank Institute [2012], Shaping the Future of the Asia and the Pacific-Latin America and the Caribbean Relationship

World Bank [2013], A Fine Balance, World Bank East Asia And Pacific Economic Update, April 2013

馬田啓一 [2013] 「TPP と RCEP: ASEAN の遠心力と求心力」、国際貿易投資研究所『季刊 国際貿易と投資』Spring 2013/No.91、pp25-48

大橋英夫 [2013] 「岐路に立つ中国経済(下)」『日本経済新聞』(2013年11月26日、経済教室) 国際協力銀行 [2013] 「わが国製造業企業の海外事業展開に関する調査報告-2013年度海外 直接投資アンケート結果(第25回)」

(http://www.jbic.go.jp/wp-content/uploads/press ja/2013/11/15775/2013 survey.pdf)

中田亮輔 [2013] 「機械産業におけるフラグメンテーションの進展と貿易コスト削減への政策的課題」国際協力機構フィールドレポート No. 1

日本国際問題研究所[2013]『地域統合の現在と未来』

広田幸紀「2011」「ASEAN 連結性はインクルーシブな発展の鍵」

(http://www.jica.go.jp/topics/scene/20111111 01.html)

渡邊頼純 [2013] 「アジア太平洋地域における通商外交の展開と日本の戦略-TPP・RCEP の補完性と展望」日立総合計画研究所『日立総研』2013 年 11 月 (vol.8-3)

終 章 政策提言

対中国戦略と日本企業の対応

過去 5 年間の中国経済の歩みを振り返ると、日本企業が市場・投資先としての中国に対する評価を下げたことには、十分な理由がある。しかし、日本企業はリスク分散を真剣に考慮しつつも、中国市場を捨てようとはしていない企業が多数であり、いまもなお中国事業拡大を検討する企業も少なくない。既に中国には多大の投資を行なっており、現地で中間財・部品などを供給している日本企業も、中堅・中小を含めて数多い。これら企業にとって、「中国撤退」は、軽々に考えられるマグニチュードの問題ではない。会社業績に与える影響、同程度の事業を新たに他で育てるために必要な時間とコスト、さらには取引関係の信用、社会的責任などさまざまな観点からの考慮が必要だからである。

中国の事業環境が厳しさを増しているのは確かであるが、仮に正味の GDP 成長率が 5% を割る事態を迎えたとしても、他にこの大きさで 5%弱の成長をする市場があるのかという比較考量も必要である。特に、年間 2000 万台が売れる自動車市場が典型であるように、今後拡大が見込まれる「新興国」市場では中国が占める割合が極めて大きいため、中国から脱落すると、規模の利益で世界競争から落伍してしまうといった事情を抱えている業界も多い。今後日本企業は、中産階級市場の立ち上がりが顕著な東南アジア市場を筆頭に、さらにグローバルな分散展開を進めていくだろう。そういう「プラスワン」戦略は必要であるが、それは直ちに「中国縮小・撤退」を意味するものではない。

中国市場の成長性は、数年前に比べて、顕著な陰りをみせているが、そのなかで好業績を挙げている日本企業も少なくない。現地化度合いで、地場企業は言うに及ばず、他の国の外資企業と比べてもハンディキャップを負っている日本企業が、製品・サービスの品質などの点で優位性を発揮して、好業績を挙げていることは敬服に値する。個々の企業の投資行動を決する最大の要因は、自社事業の善し悪しであり、「マクロ」な中国経済の見通しだけで、企業が動くものではないことも銘記すべきであろう。

事業譲渡、外国送金などの許認可が非常に煩雑な中国のいまの法制環境から考えて、仮に「撤退」を決めても、実行には多大の困難が伴う。特に投資を回収して撤退することは難しい。この事業や企業の「手離れ」の悪さは、「損切り」が難しい中国事業の難点であるが、現実問題として、企業に「中国縮小・撤退」を躊躇させる大きな要因である。

現在の日中関係は決して良好とは言えないが、過去の過激な反応への反省と大国意識の 浸透によって、以前より歴史問題については相対的に比重の軽い課題となりつつある。日 中両国の経済関係は、10年前には想像できなかったほどの拡大・深化ぶりを示しており、 両国ともに経済的な試練を抱えている状況において、あえて対立や不協和を煽るような行動は決して得策とは言えない。領土や領海を巡る対立は深刻さを増しているが、こうした 争いはビジネスにとっては明らかにマイナスであり、けっきょく「誰も勝者のいない」結果を招くことは必定である。

密接な経済関係は、戦争を起こりにくくする要素ではあるが、必ず戦争を避けられるほどの力がないことも歴史の証明するところである。日中関係は、「大国中国の復活」という環境の激変に両国国民が平静に適応できるかという重大な試練にさらされている。双方の

ナショナリスティックな「民意」の台頭が、この環境の激変に由来する以上、いまの不安定な状況に変化がみえ、日中関係が全面的に好転するような転機が来るとしたら、「中国高成長」が昔語りになるくらい「景色」が変わり、日中双方の力関係が新たな平衡点に向かい始めたときであろう。それには恐らくあと10年はかかる。それまでをどうやって「しのぐ」かが日中双方の最大の課題である。今後日中間の政治的交流が途絶状態を続けるにしても、経済や文化面の交流は影響を受けないで進展させていくべきであろう。

ASEAN を中心としたアジア地域経済統合に向けた取組み

2013 年は日本 ASEAN 友好協力 40 周年の年であった。日 ASEAN は政治経済面で良好かつ緊密な関係にある。その背景には、福田ドクトリン (1977 年)、ASEAN 日本開発基金 (1987年)、アジア通貨危機後の新宮澤構想 (1998年)、日本 ASEAN 行動計画 (2003年)と東南アジア友好協力条約 (TAC) 加盟 (2004年)、二国間 EPA と日本 ASEAN 包括的経済連携 (AJCEP) 締結などの ASEAN に対する協力の積み重ねがある。安全保障と経済両面で中国のリスクが高まるなかで、ASEAN との政治経済両面での関係のいっそうの拡大を図るべきである。経済面については、ASEAN の経済統合 (AEC 創設)への協力が重要である。ハードおよびソフトのインフラを含む物流の円滑化、規格の相互承認協定 (MRA) や統一などを含む非関税障壁の撤廃と貿易円滑化、技術・技能分野および研究開発の支援、域内格差の是正など日本の協力できる分野は大きい。また、新たな課題となりつつある中所得の関の回避や一部の国で近未来の問題となる高齢化への対応でも協力を行なうべきであろう。さらに、日 ASEAN の経済連携のいっそうの推進が必要である。EPA の例外分野での市場開放、留学生・観光客など人の移動の自由化、投資の自由化などを進める必要がある。

次に環太平洋パートナーシップ(TPP)と東アジア地域包括的経済連携(RCEP)の交渉 推進により、中国をアジア太平洋の新たな通商秩序に参加させるべきである。中国は、原 材料への輸出税賦課と輸出制限、新技術分野での現地調達要求や技術情報開示要求など WTO ルール上疑義がもたれる措置に加え、領域紛争を巡る対抗措置としてフィリピンのバ ナナの検疫を強化するなど、異質な通商措置を実施している。こうしたチャイナ・リスク を減らすためには、中国を包囲・牽制などにより孤立させるのではなく、ルールを含むア ジア太平洋の通商秩序に参加・関与させるべきである。中国は TPP への関心を表明してい るが、直ちに参加することには、高い自由化率、国有企業の規制、高いレベルの知的財産 権の保護、労働についての規律などハードルが高い。しかし、中国は2013年7月に米国と 高水準の投資協定の交渉を開始することで合意し、2013年9月に投資前の内国民待遇を認 める上海自由貿易試験区(FTZ)を発足させ、同じく9月にサービス貿易新協定交渉への参 加を決定している。こうした動きからは中国が高いレベルの自由化に取り組む対応を始め ていると判断できる。 こうした中国の動きに応えるべく、RCEP 交渉でレベルの高い自由化 を含む新たな通商レジームを中国を関与させて創っていくことになる。RCEP での高い自由 化レベルとルールを実現するには、TPP 交渉を進展させることにより、RCEP 交渉に影響と 刺激を与えることが必要である。 RCEP を自由化レベルが高く新たなルールを取り込む FTA とするには、TPP に参加している日本のイニシアチブが重要となる。自由化レベルが高く広 範な分野を含む広域 FTA への参加は、中国の構造転換と改革を後押しすることにより、中 国経済の量から質への成長モデルの転換を促すと考えられる。

最後にASEANプラスの枠組みの活用を挙げたい。東アジアの経済連携・協力には、既にASEAN+3 (日本、中国、韓国)、ASEAN+6 (インド、オーストラリア、ニュージーランドが加わる)、ASEAN+8 (東アジアサミット、米国、ロシアが加わる)の枠組みができており、首脳会議をはじめ、閣僚クラスの会合などが行なわれている。チェンマイ・イニシアティブをはじめ多様な分野で機能的な協力が行なわれている。中国を含むこうした枠組みでの機能的協力は信頼関係と相互依存を高めることになる。また、中国は領域紛争については二国間での交渉を常に主張していることから、ASEAN+8 などの多国間枠組みで取り上げるようにしていくことが ASEAN および日本の利益となろう。

日本の対中南米戦略

日本は中南米において、メキシコと最初の農業を含む本格的な EPA を結び、2005 年 4 月に発効した。メキシコが選ばれたのは、北米自由貿易協定(NAFTA)の成立により日本から部品を多く輸入する在メキシコ進出企業が相対的に不利な扱いを受けることになるのを避けたい、製造業からの切迫した要望があったためである。これを皮切りに、チリ(2007年 9 月発効)、およびペルー(2012年 3 月発効)との間でも既に EPA が発効している。メキシコ、チリ、ペルーは TPP のメンバーでもある。さらに、現在コロンビアとの間で交渉が進められているところである。コロンビアとの EPA が成立すれば、日本は太平洋同盟の4ヵ国すべてと自由貿易協定をもつことになり、アジアのオブザーバー国のなかで日本は特別な存在になりうる。

日本は EPA/FTA 戦略において、中国・韓国に出遅れているわけではなく、むしろ積極的に中南米関係を構築していると言える。しかし、一方で資源確保を意図した中国の投資協力や、成長する中間所得層を対象とした製品市場獲得に動く韓国の大企業のアグレッシブな動きと比較すると、日本の中南米に向ける関心はまだ弱いと言わざるを得ない。日本と中南米は、移民や資源確保のための経済協力などを通じて、資源賦存の補完的関係に基づく良好な信頼関係を長期にわたって維持してきた。この歴史的資産は中国・韓国とのこの地域における競争において十分活用すべきである。その上で、アジアに集中しがちであった日本のグローバル化の射程を取り直して、中南米がしっかりと視野に入っていることを中南米の人々に理解させ、彼らを戦略的な対話に招き入れることが重要である。

日本は中南米においてどのような戦略を描くことができるであろうか。第 1 に、中南米に起こっている南米南部共同市場(メルコスル)と太平洋同盟の 2 つの地域統合の動向をにらみつつ、当面は太平洋同盟に積極的に関与しつつも、中南米が 2 つの地域に分割される方向に向かうのではなく、長期的に融合に向かうような道筋を探るべきである。そのためにはメルコスルの中核を占めるブラジルと対話を進めることが重要である。ブラジルとの間では、2008 年にルイス・イナシオ・ルーラ・ダ・シルバ(Luis Inácio Lula da Silva)前大統領が訪日して以来、首脳の往来は実現しておらず関係強化が望まれる。2013 年 10 月に開催された日本ブラジル経済合同委員会では両国の産業界から EPA 締結の関心が示された。メルコスルの現行制度のもとで日本がブラジルと単独で EPA を結ぶことはできない。ブラジルにとって政府レベルではメルコスルは依然として外交戦略の基軸であるが、産業界を中心に、停滞するメルコスルにとらわれて、ダイナミックに動いている環太平洋の貿易自由化から取り残されて孤立化することの危機意識が強い。日本はメルコスルの動向を注視

しつつ、ブラジルと官民ともに戦略的対話を続けてゆくべきだ。

ブラジル経済の成長を制約する問題の少なくとも 2 つの点で、日本は協力することが可能である。その第 1 は、理科系の高度人材の育成である。ブラジル政府は、科学技術を学ぶ大学院生とポスドク研究生を、先進国の高等教育研究機関に派遣する「国境のない科学」(Ciência sem Fronteiras)を実施している。このような人材育成事業に日本として積極的に協力し、将来指導的立場に立つ人材との人間関係を形成しておきたい。協力のポイントの第 2 点目は、太平洋への出口をもつことである。ジルマ・ルセフ(Dilma Rousseff)大統領は 2013 年 11 月にペルーを公式訪問した際に、この問題での協力促進を提案している。日本はペルー政府と連携して取り組むことができるだろう。

中南米における日本企業の拠点となっているメキシコでは、中国での人件費の上昇によって競争力が失われた生産の一部が行なわれている。2003 年に中国よりも 188%コスト高と言われたメキシコの労働力は、現在では 20%近く中国よりも安くなっている。それはメキシコ政府が 10 年以上賃金上昇を抑制してきたことによるもので、質が高い競争の結果とは言えない。メキシコは自国ではより技能集約度が高い工程で生産を行ない、より労働集約的な工程を中米の低所得国との間で分業するサプライチェーンを構築するべきであろう。この戦略を実現するためには、異地点間の工程を継ぎ目なくつなぐように、メキシコ国内の輸送手段が効率的でなければならず、そのためのインフラ投資が必要である。

メキシコにおける北米市場向け生産であれ、あるいは南米で行なう地域市場向けの生産であれ、日本企業が効率的な生産を行なうためには、中間財は現地化と東アジアの産業集積で集中的に生産されるものの輸入を効果的に組み合わせることが望ましい。中南米地域における中間財輸入の自由化や東南アジア諸国との自由貿易協定締結の促進を呼びかけることも有益であろう。

チャイナ・リスクと地域経済連携に向けた対策

日中韓 FTA や RCEP など、中国が絡んだ地域経済連携が締結されないというリスクが、 現実のものとなった場合には、その(機会)損失を補うような方策を議論することが現実 的であろう。ここでは、こうした現実的な方策として、以下の3点を挙げることにする。

(1) TPP の活用と関税撤廃以外の効果

日本の経済成長を促進する国際政策手段として、TPP は極めて貴重である。日中韓 FTA と RCEP という対アジア地域貿易協定の締結が遅れた場合には、アジア途上国も含む TPP は、ほぼ唯一の貿易自由化の政策手段である。TPP の関税撤廃効果は、日中韓 FTA、RCEP に比較すれば小さいが、TPP には、RCEP などに無い極めて重要な項目がある。TPP は 24 項目という極めて広範囲の自由化、保護措置を含む包括的な協定である。知的所有権保護の強化、国有企業改革、競争政策の強化が良い例である。知的所有権の強化は、競争力の最も強いアメリカの利益となるのは自明であるが、芸術・文芸・文化的インプットを中心とする産業は、日本としても将来性に期待すべき産業である。また、国有企業改革は、日本からの直接投資の環境改善に大きく貢献する。競争政策の強化は、公平な競争条件の確保と直接投資の促進につながる。こうした非関税分野の自由化、制度的保護の強化の経済効果の分析は、関税低減などと比べて研究の蓄積が少なく体系化されていない分野である。

しかし、これらの効果は、そうした既存研究による部分的な推計を加えてみても、無視し えないほど大きい。

(2) 直接投資の活用(対内、対外)

より生産性の高い工業・製造業部門の拡大は、日中韓 FTA・RCEP の重要な経済効果である。こうした効果は、対内、対外直接投資の活用と促進により一部はカバーできる。製造業部門の対内直接投資が活発化すれば、より直接的に高生産性製造業のシェアを拡大できる。また、特に、TPP 参加途上国への対外直接投資の環境をより改善することにより、製造業分野の日本企業の収益性を高めることも可能であろう。

(3) 既存の EPA の運用改善と強化

現在は、日本の通商・外交当局は TPP に全力を挙げているのが実態であろう。ただし、TPP の締結が完了した段階では、当局にも交渉余力ができてくることが期待できる。その際には、既存の EPA のレビューと質的な強化を図ることを提言したい。特に、TPP によって聖域とされている農業部門の一部でも自由化が進んだ場合には、それは絶好の交渉材料となる。既存 EPA の見直しを進めることも重要である。

最後に、いずれにせよチャイナ・アジア・リスクの拡大を防ぐためには、その経済的な 逸失利益を意識しつつ、外交的な努力を払うことも必要であることは強調したい。APEC な どの仕組みは、その重要な機会と言ってよいだろう。

チャイナ・リスクを考慮した RCEP、日中韓 FTA、TPP への日本の対応

RCEP と日中韓 FTA は共に 2012 年末の ASEAN 関連サミットにて交渉開始が宣言され、 2013 年に RCEP は 2 回、日中韓 FTA は 3 回の交渉が実施されている。RCEP では中国と新 興国の立場を共有するカンボジア・ラオス・ミャンマー(CLM)の交渉参加が、日本が望 む先進国型の協定を構築する上での障害となる可能性がある。多様な国家への配慮や技術 協力などが謳われていることからも、新興国の影響力が相当程度高いことが考えられる。 メンバーシップは東アジア包括的経済連携(CEPEA)構想を引き継ぐものの、中国や東南 アジアの新興国の日本への貿易依存度が低下し、中国がその経済的プレゼンスを拡大して おり、ルールメイキングで日本にとって有利に働くとは限らない。また国家資本主義のイ デオロギーを中国と共有し、国有企業などが国家経済で大きな役割を果たすインドシナ諸 国も参加しており、RCEP 内で日本の国益を実現するルールを構築するためには、日本がオ ーストラリア、韓国、シンガポールなど、先進国間での経済ルールに関して連合形成を図 り、域内経済格差是正にも同時に取り組んでいくことで、新興国からの支持を取り付ける ことが重要となる。そして、日本と政治的に緊張関係をもたない ASEAN 諸国やインド、オ ーストラリア・ニュージーランドを含む多国間協定での投資自由化や保護の協定、紛争解 決手続きを整備することで、中国国内に投資を行なう日本企業に損害賠償請求の手段を確 約し、投資のリスクに対して予見可能性を高めることが有益であろう。

日中韓 FTA に関しては日本と中国のアプローチには乖離がみられる。日本がより高い自由化率や投資保護などの深い協定を目指す一方、中国は包括的かつ高いレベルの協定には消極的であると考えられる。さらに 2010 年代に入り中国が既に GDP 規模で日本を抜き、

日本以外からも巨額の対内直接投資を受け入れているなかで日中韓 FTA 交渉が行なわれていくことから、日本は韓国との連携が不可欠になる。しかし、2012 年以降冷え切った日韓間の政治的関係と日韓 FTA 交渉の 10 年近くに及ぶ停止を鑑みれば、韓国が日本と連携しえるかは疑問である。ここで重要なのはチャイナ・リスクを、どの程度日本と韓国が共有できるかという点であろう。自国内で反日デモや日本製品の不買運動が起きている韓国が認識するチャイナ・リスクと、どこまで整合性があるのかは精査することが必要である。その上で、日本としては韓国と TPP 事前交渉などの機会を通じ、意思疎通を図っていくことが日本の国益を実現する上で重要である。

TPP は中国が参加しない交渉枠組みであることから、チャイナ・リスクを回避した形での地域統合のフレームワークと言ってよい。このような米国との TPP、そして、日 EUEPA など中国が参加しない交渉を通して、日本は高いレベルのルールメーキングを志向している。日本企業は途上国の模倣品や海賊版のため多大な損害を被り続けおり、知的財産権保護については模倣品や海賊版対策の強化などを TPP に盛り込むことに強い関心を抱いてきた。また中国のレアアース輸出禁止を経験したことから、資源や食料の輸出規制の禁止条項、そして、米国同様に国有企業および国営企業の規律に関しても関心を抱いている。知的財産権、競争政策、非関税障壁、労働など、TPP でルールメーキングを促進する意義は大きい。

また TPP は、参加国が増えれば「クリティカル・マス」が形成され、不参加を維持する不利益やコストが増し、最終的に参加せざるを得ない状況を作り出す。中国は今まさしくその状況に置かれており、TPP 参加へ向けた方策を講じ始めた。日本企業としては望ましい動きであり、その布石である上海 FTZ と米中投資協定の進展は、中国の TPP 参加時期を推しはかるに有益であるだけではなく、ひいてはチャイナ・リスクよりもチャイナ・チャンスの部分が優勢となる中国進出戦略を練り直す機会となる意味で注視すべきであろう。これは日本のチャイナ・リスクマネージメントの観点からは最も望ましいシナリオである。

TPP、RCEP、日中韓 FTA という 3 つの交渉に参加しているのは、世界で日本のみである。 そのことにより、実質日米 FTA でありルールメーキングを目的とする TPP と、中・インド・インドネシアといった巨大途上国が参加し輸出市場拡大にその優位性をもつ RCEP をうまく使い分け、チャイナ・リスクに対処することを可能としている点は、他のどの国もできないことであることから、極めて重要な経済外交の資産であると言えよう。

サプライチェーンのグローバル化に対応したルールメーキングと日本の役割

1990 年代以降に FTA と二国間投資協定 (BIT) が急増した背景として、サプライチェーンのグローバル化が急速に進行したことをみた。しかし、サプライチェーンのグローバル化を支える政策手段としてみた場合、FTA や BIT の有効性には大きな限界がある。一方で、広域 FTA は、そうした限界を克服する可能性がある。FTA を通じたルールメーキングという観点からは、現在交渉中の広域 FTA のなかでも TPP が最も重要であろう。

TPP には、将来、アジア太平洋全域をカバーする自由貿易圏(FTAAP)に発展する可能性がある。TPP が広域化すれば、アジア太平洋地域で展開するサプライチェーンと TPP 締約国との地理的範囲のずれは小さくなる。その結果、サプライチェーンのグローバル化を支える手段としての TPP の有効性が高まることが期待できる。また、TPP 交渉を主導する米国は、TPP を広範囲で高水準の 21 世紀の FTA のモデルにするという目標を掲げている。

最終的に TPP に盛り込まれる貿易・投資ルールは、サプライチェーンのグローバル化を支える深い統合の手段にふさわしい、広範囲で高水準なものになる可能性がある。さらに、現在、TPP 以外に、RCEP、環大西洋貿易投資パートナーシップ(TTIP)、日 EUEPA、日中韓 FTA などの広域 FTA の交渉が行なわれているが、これらのなかでは TPP の交渉が最も先行している。そのため、広域 FTA の交渉で相互参照が行なわれ、ルールの共通化が進むというシナリオでは、TPP が他の広域 FTA Aの交渉で参照される可能性が高い。TPP は、他の広域 FTA の交渉で参照されることを通じて、その内容が他の広域 FTA に波及し、事実上のグローバルスタンダードに発展する可能性がある。

日本は現在、主要な広域 FTA の交渉の多くに参加していることから、TPP の内容が他の 広域 FTA の交渉で参照され、事実上のグローバルスタンダードに発展するというシナリオ の主役は日本にある。2013 年 7 月に遅ればせながら TPP 交渉に参加した日本は、これから 交渉の妥結に向けて米国とともに TPP 交渉を主導していかなければならない。東アジアに おけるサプライチェーンのグローバル化を推進したのは日本の製造業であり、日本企業の 活動はさらに、東アジアを超えて全世界に展開している。サプライチェーンのグローバル 化を志向する点で日本企業と米国企業に違いはなく、米国と日本は TPP 交渉を通じてサプライチェーンのグローバル化を支える政策環境を整備するという目標を共有している。日本は、米国と協力して、TPP に広範囲で高水準の 21 世紀の FTA のモデルにふさわしい内容を盛り込むよう尽力していくべきである。そして、米国が参加していない RCEP や日中韓 FTA、日 EUEPA という広域 FTA の交渉を通じて、TPP の内容を事実上のグローバルスタンダードに発展させることを目指すべきである。

最終的な目標は、WTO の再活性化である。TPP の内容が事実上のグローバルスタンダードとなるにとどまらず、後発途上国を含めた世界の大多数の国に適用される公式のグローバルルールに発展することが必要である。経済体制も発展段階も異なる多数の国が加盟する WTO は、規範の形成と出来上がった規範の実施を漸進的ではあるにしても確実に進める数多くの仕組みを備えている。サプライチェーンのグローバル化という 21 世紀の世界経済の現実を踏まえて WTO の役割を見直し、WTO の制度的インフラストラクチャーを活用して、サプライチェーンのグローバル化を支えるルールを多数国間の公式なルールとして定立し、加盟国の間で漸進的かつ確実にその実施を図っていくべきである。

戦略的な経済協力のあり方

ODA を通じて地域統合の実現を支援し、インフラや制度、人という3つの連結性を高めていくことは、日本経済にとってのチャイナ・リスクを緩和することにつながる側面がある。ハードのインフラの連携性強化については、特にメコン地域での取組みが際立っている。現在進んでいる回廊整備による全般的なサービス水準の向上に加えて、これからの新しい課題をカテゴリカルに整理するならば、以下の4点に今後取り組んでいく必要があると考えられる。第1にミャンマー部分の連結性である。第2に東西・南部回廊に接続するフィーダー網強化による沿線の総合開発である。第3に中期的には回廊の高度化が望まれる。そして、第4に新たな回廊整備の可能性である。

ASEAN が 2015 年に共同体をスタートさせ、さらに域内統合を進めていくためには、ハードのインフラだけでなく、制度の連結性も重要である。ロジスティックスコストを下げ

企業の生産活動の効率化につながるような制度改善としては、国境を越えた通過貨物の簡素化(車両交換や輸出通関など)が挙げられる。また、基準の共通化(認証基準、計量基準、環境排出基準、食の安全など)が進めば、域内において国境を越えた生産活動がさらに広がる可能性が増す。知的財産権の保護を含むビジネスに関連する法制度の整備、防災や耐震基準の整備、さらには金融や保険の制度整備は、外国投資家に安心感を与え投資の促進につながる。こうした制度改善がわが国の制度との親和性が高まる方向で進んでいけば、長期的には東アジア地域におけるビジネス展開に大きなプラスとなり得る。

これまで述べてきたような域内統合への支援は、まさにビジネスに直結し民間にそのノウハウがある分野である。今後はこのような分野に対して、民間の提案や知見を中心とした制度整備支援を進めていくことが新たな取組みとして必要である。そしてさらには民間のみならず学界をも巻き込んだ取組みが望まれる。人の交流は連結性の第3のテーマであるが、ASEAN域内の交流だけでなく日本も含めた共同研究や相互の留学などを進めていくことによって、長期的な視点から東アジア域内の制度親和性を高める基礎づくりをなすことを目指していくべきであろう。

これまで経済協力の一定の割合が特に ASEAN の地域統合支援に向けられてきたという 事実は、それが明示的に言及されていたかどうかにかかわらず、日本の ODA が戦略的にチャイナ・リスクの緩和に取り組んできたと言ってよいものである。近年、ユーロ危機や米の量的金融緩和、中国の経済減速リスクなど世界的に経済環境が不安定化しているなか、この分野の ODA の活動をより積極的に拡大していくことは長期的な戦略上、望ましいことであると思われる。

多国間の枠組みである RCEP は重要なプラットホームとなる可能性がある。経済協力との関係では、日本はこれまで長年にわたり ASEAN を中心に RCEP 交渉参加国に対して制度改革を支援する協力を実施してきた。そのなかには知的財産権や環境などのセンシティブで難しい分野さえ含まれていた。このような支援により東南アジア諸国の制度整備が進むことは、当該国の発展とグローバル市場への組み込みを促すだけでなく、間接的に中国を含む RCEP 参加国全体の制度変革に影響を与えるかもしれない。

ASEAN を中心とする東アジア域内のルールの高度化に対して、開発協力により変革を促す可能性をもつ国は域内では日本のみである。ASEAN には長年にわたり協力を続けてきたことに対する、日本への信頼感が存在する。日本としては信頼感という過去のみえざる資産を有効に活用し、短期的な利害にあまりとらわれずに域内全体の制度水準を向上させていくことを目指していくべきであろう。また、APEC、東アジア首脳会議(EAS)などの他のフォーラムも議論の場として活用していくべきであろう。

このような政策対話と制度整備は、経済協力の世界では伝統的に世界銀行やアジア開発銀行などの国際機関が政策支援貸付を通じて行なってきたものである。近年では日本も国際機関と協調してこのような政策改革を支援している。国際機関と共同で取り組むことは、二国間のインタレストを超えた正当性が得られるという意味でも大きな利点がある。日本は政策面では国際機関との協調を行ない、また技術協力により人材育成や能力強化を通じて制度づくりを支援するという2つの側面で制度改革を促していける可能性を有しているのである。

国際機関との政策支援貸付における協調は、わが国に特に実績のある分野でもあるため、

多層的に制度改善の取組みを進める上でさらに積極的に活用していくべきであろう。また、地域統合の主体である途上国側の体制整備や統合加速化のための展開を支援していくことが重要であり、この観点からは ASEAN 事務局の能力強化の支援、あるいは ASEAN と東アジアの活動を支援する経済シンクタンクとしての東アジア・ASEAN 経済研究センター (ERIA) との協働を進めていくことも必要である。